

はじめに

本市では、平成20年3月に「安中市総合計画」を策定し、「豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち」を新市の将来像とし、その実現に向けて、前期基本計画に掲げるさまざまな施策を展開してまいりました。



しかしながら、この前期基本計画期間の終了を迎えた今日、人口減少や少子高齢化の急速な進展、安全で安心な市民社会実現への取り組み、地球温暖化をはじめとする環境問題や循環型社会への対応など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきており、地域社会や市民生活にもさまざまな影響を及ぼしています。

このような中、健全財政を堅持しながら持続可能な行政サービスを提供するためには、多様化する市民ニーズを適切に把握し、地方分権の進展に応じた自主性・自立性の高い行政運営を推進するとともに、行政改革の徹底など自治体経営に向けた自助努力と、新たな知恵と創造力を発揮したまちづくりが求められています。

「安中市総合計画後期基本計画」は、このような社会環境の変化に的確に対応するため、これまでの施策の評価や検証結果をもとに、平成29年度までを計画期間とする基本構想を踏まえながら、平成25年度から5年間の行政施策の目標と施策展開の方向性を再構築いたしました。

本市は、豊かな自然と歴史文化、新島襄をはじめとした偉大な先達者を育んだ風土、さらには広域高速交通網を享受できる地域環境を有しています。

今後は、行政と市民の皆さまとの協働により、これらの地域資源と魅力に磨きをかけ、「新生安中市」のさらなる飛躍と発展を目指すとともに、市民一人一人が心豊かに、輝き、安らげるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆さまをはじめ、熱心にご審議賜りました総合計画審議会委員の皆さまや、策定にご尽力をいただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

平成25年3月

安中市長

周田義弘

安中市民憲章

安中市は、歴史の要衝碓氷峠のふもと、浅間、妙義、榛名を望む美しい自然に囲まれて発展してきました。わたくしたちは、この豊かな自然と伝統文化を守り、先人の努力を受けつぎつつ、明るい未来をめざし、ここに市民憲章をかかげ進みます。

- 一 わたくしたちは、自然豊かなふるさとを愛し、文化、教育、いろいろな産業をはぐくむ活力あるまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、伝統文化を尊重し、仕事にはげみ、豊かさを生み出すまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、地域の人びととの交流をふかめ、互いに汗を流しあえる友愛のまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、人をうやまい、感謝と思いやりのあるしあわせなまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、元気で暮らし、きまりを守る平和なまちづくりをめざします。

【市の木、花および鳥】



（市の木：杉）



（市の花：梅）



（市の木：松）



（市の鳥：おしどり）

《 目 次 》

第1編 総論

第1章 計画の趣旨と役割.....	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の役割.....	2
3. 計画の構成と期間.....	3
第2章 計画策定の前提	4
1. 時代の潮流.....	4
(1) 安全・安心価値の増大	4
(2) 少子高齢化・国際化の進展	4
(3) 地球環境問題・エネルギー問題の深刻化	5
(4) 世界経済減速の影響.....	5
(5) 地方分権と市民参加の進展	5
2. 安中市の概況	6
(1) 市の沿革	6
(2) 位置と地勢	6
(3) 人口と世帯	7
(4) 交通	8
(5) 産業	8
3. まちづくりの基本的な課題	9
(1) 安全・安心のまちづくり	9
(2) 少子高齢化・国際化に対応するまちづくり	9
(3) 自然環境を活用したまちづくり.....	10
(4) 活力あるまちづくり.....	10
(5) 自立した都市経営と市民参加によるまちづくり	10

第2編 基本構想

第1章 基本構想策定の趣旨	12
第2章 安中市の将来像	12
1. まちづくりの理念.....	12
2. 将来像.....	13
第3章 基本目標と基本政策の構成	14
1. 基本目標	16
2. 基本政策	17
(1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり	17
(2) いつまでも健康に暮らせるまちづくり	18
(3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり	19
(4) にぎわいと活力のあるまちづくり	20
(5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり	22

第4章 安中市の将来フレーム	23
1. 想定人口	23
2. 土地利用構想	24

第3編 後期基本計画

安中市総合計画の体系	28
後期基本計画ページの見方	30
基本目標1 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり	33
基本政策1. 自然の適切な利用	34
【1】適正な土地利用の推進	34
【2】自然環境の保全と活用	36
基本政策2. 都市基盤の整備	38
【1】道路整備	38
【2】公共交通整備	40
【3】市街地整備	42
【4】住宅対策	44
基本政策3. 生活環境の整備	46
【1】上水道の整備	46
【2】下水道の整備	48
【3】公園・緑地の整備	50
【4】環境対策	52
【5】衛生対策	54
基本政策4. 安全な市民生活の確保	56
【1】防犯対策	56
【2】交通安全対策	58
【3】防災対策	60
【4】消防・救急体制の充実	63
【5】公害防止	65
【6】消費者保護	67
基本目標2 いつまでも健康に暮らせるまちづくり	69
基本政策5. 健康づくりの推進	70
【1】保健予防	70
【2】疾病予防	72
【3】医療の充実	74
基本政策6. 福祉の充実	76
【1】地域福祉の充実	76
【2】高齢者福祉の充実	78
【3】障害者（児）福祉の充実	81
【4】児童福祉・母（父）子福祉の充実	83

【５】社会保障の充実	85
【６】人権擁護	87
基本目標３ 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり	89
基本政策７．生涯を通じての学習の推進	90
【１】生涯学習の基盤整備	90
【２】社会教育の推進	92
【３】学校教育の充実	95
基本政策８．スポーツ・レクリエーションの振興	98
【１】スポーツ・レクリエーションの振興	98
基本政策９．芸術・文化の振興	100
【１】芸術文化の振興	100
【２】文化財保護	102
基本政策１０．交流の推進	104
【１】都市・国際交流の推進	104
基本目標４ にぎわいと活力のあるまちづくり	107
基本政策１１．農林水産業の振興	108
【１】農業の振興	108
【２】林業の振興	111
基本政策１２．商工業の振興	113
【１】商業の振興	113
【２】工業の振興	115
基本政策１３．観光の振興	117
【１】観光の振興	117
基本政策１４．新産業の創出	120
【１】新産業の創出	120
基本政策１５．労働環境の充実	122
【１】労働環境の充実	122
基本目標５ 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり	125
基本政策１６．効率的行財政運営	126
【１】効率的な行政運営	126
【２】健全な財政運営	128
【３】高度情報化	130
基本政策１７．市民参加の推進	132
【１】市民によるまちづくりの推進	132
【２】情報の発信と共有	134
【３】男女共同参画の推進	136

第 1 編 総論

(注) 専門的または意味の分かりにくい用語に※印を付け、解説を巻末の用語解説に掲載しています。

1. 計画策定の趣旨

平成 18 年 3 月、安中市と松井田町の合併により、新しい安中市が誕生しました。

その後、市の一体感の醸成と発展を目指して、平成 20 年 3 月に「安中市総合計画」を策定し、10 年間のまちづくりの目標とその実現に向けた施策を定め、取り組みを進めてきました。

この「安中市総合計画」に定めた「前期基本計画」の計画期間は 5 年間であり、平成 24 年度をもって満了となることから、最近 5 年間の時代潮流や市民ニーズの変化などを踏まえて「前期基本計画」を見直し、平成 29 年度を目標年次とする「後期基本計画」を新たに策定することにより、今後 5 年間の市の取り組みの方向性を定めることとしました。

2. 計画の役割

この「安中市総合計画」は、本市の行政運営の基本指針となる計画であり、市政の各分野における施策の総合性を確保するとともに、計画的・効率的な施策の展開に向けた指針となる計画です。

また、この計画は、市政の各分野における取り組みの目標となる計画であるとともに、市民と行政による協働^{*}のまちづくりの目標となるものです。

この計画に定めた施策の推進に当たっては、時代潮流を踏まえ、本市として計画的・効率的に取り組むだけでなく、市民との協働^{*}を進め、さらには国・県などの関係機関とも連携を図っていくものとします。

3. 計画の構成と期間

「安中市総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。

【 基本構想 】

本市の進むべき方向と将来像を明確にしたうえで、その実現に向けたまちづくりの方針を示しています。

「基本構想」の計画期間については、平成 20 年度（2008 年度）を初年度とし、平成 29 年度（2017 年度）を目標年次とする 10 年間とします。

【 基本計画 】

基本構想に基づき、基本構想に掲げた将来像を実現するために必要な市政の各分野における施策を定め、これを推進していくための指針を示しています。

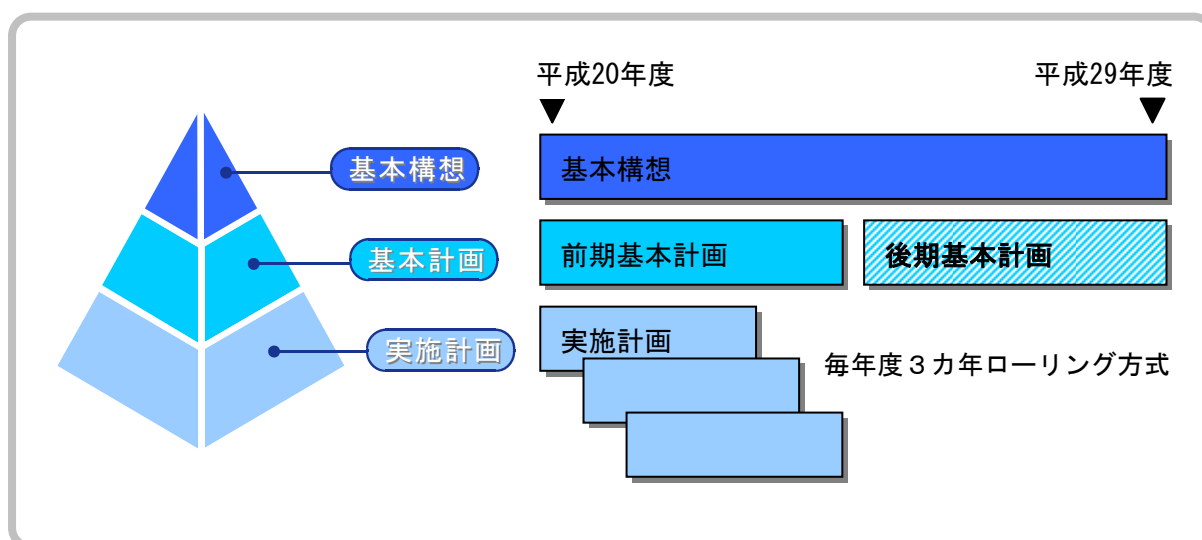
「基本計画」の計画期間については、「前期基本計画」の目標年次を平成 24 年度（2012 年度）、「後期基本計画」の目標年次を平成 29 年度（2017 年度）とします。

平成 24 年度をもって「前期基本計画」の計画期間が満了となることから、これを見直し、このたび平成 29 年度を目標年次とする「後期基本計画」を策定するものです。

【 実施計画 】

基本計画に掲げた施策を具体的に推進するための計画であり、毎年度行う予算編成の根拠ともなる計画です。

「実施計画」の計画期間については、計画に掲げた重要な施策や事業の実効性・実現性を確保するという観点から 3 年間とし、これを毎年度見直すローリング方式としています。



1. 時代の潮流

後期基本計画の策定に当たり、その前提として、わが国における近年の社会経済的動向を次のとおり整理します。

（１）安全・安心価値の増大

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、自然の脅威を見せつけるとともに、防災の重要性が改めて強く意識される契機となりました。また、この震災で被災地の人々が助け合う姿から、地域の絆の大切さも再認識されるようになっていきます。

他方、国内における犯罪は凶悪化・多様化が進み、特に子どもや高齢者を狙った犯罪が目立つようになっており、対策が求められています。

さらには、東日本大震災や笹子トンネル天井板落下事故などを契機として、これまで整備してきた道路・橋梁、水道施設などの都市基盤や公共施設の耐震化、老朽化対策などが深刻な問題となっており、対応が急がれています。

（２）少子高齢化・国際化の進展

わが国では、他国に例を見ないほど急激な少子高齢化が進んでいます。このような少子高齢化の進展により、労働力人口の減少による経済の活力低下と、高齢者人口の増加による社会保障負担の増大が問題となっています。

子どもの出生数が減少する一方で、高齢者の死亡数が増加していることから、わが国では、今後ますます人口が減少していくものと予測されています。人口の減少は、過疎化、都市の空洞化、地域経済の活力低下などを引き起こしており、特に地方都市における影響が懸念されています。

また、社会経済の国際化に伴い、わが国に居住する外国籍の人も増加していますが、文化的背景を異にする人々が、お互いを尊重する多文化共生社会づくりに向けた取り組みも進められています。

（３）地球環境問題・エネルギー問題の深刻化

地球温暖化※などの環境問題が深刻なものとなっており、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みなどが世界規模で展開されるとともに、限られた資源を有効に活用し、自然環境の保全に価値をおく、環境負荷の少ない社会システムづくりが求められています。

わが国では、東日本大震災に際して発生した原子力発電所の事故や、それに関連した電力不足などを教訓として、省電力・省エネルギーに向けた取り組みが盛んとなり、太陽光やバイオマス※などの再生可能エネルギーが注目を集めています。

（４）世界経済減速の影響

リーマンショック以降の世界的な経済危機の影響を受け、日本経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうしたなか、失業の長期化、非正規雇用の増加などにより、生活に不安を感じる人々が増え、貧困や格差の拡大なども問題となっており、景気の回復による就労機会の増加とともに、真に支援を必要とする人のためのセーフティネットの構築と、適正な運用が求められています。

また、少子高齢化の影響により労働力人口が減少するなかで、社会・経済の活力を高めるためにも、若者・女性・高齢者などの社会参加が求められています。

（５）地方分権と市民参加の進展

地方分権一括法の施行により、国・県から市町村への事務や権限の移譲が行われ、地域の自主性・自立性が求められるようになりました。市町村は、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に 대응していくため、自律的な行政運営体制を確立する必要があります。

一方で、市民がこれまでのような行政サービスの受け手から、まちづくりの主体となっていくよう、市民参加の仕組みづくりや地域コミュニティの充実が必要となっています。こうした市民参加のまちづくりのためにも、市民と行政との信頼関係の醸成が求められています。

2. 安中市の概況

沿革、位置と地勢、人口と世帯の動向など、本市の概況を次のとおり整理します。

（１）市の沿革

昭和 30 年に 4 町 4 村が合併して安中町が誕生し、昭和 33 年に市制を施行して安中市となりました。一方、昭和 29 年に 3 町 3 村が合併して松井田町が誕生しました。そして平成 18 年 3 月 18 日、安中市・松井田町が合併して現在の安中市が誕生しました。

（２）位置と地勢

本市は、群馬県の西部に位置し、東京都心まで約 120km（JR 北陸（長野）新幹線の安中榛名駅より東京駅まで約 1 時間）の距離にあります。周囲は、高崎市・富岡市・下仁田町の 2 市 1 町および長野県に接し、総面積は 276.34km²となっています。

西部に県境をなす碓氷峠、北部に榛名山、南西部に妙義山を望み、中心部を東西方向に碓氷川が流れ、丘陵地帯を形成しています。

図表：安中市の位置



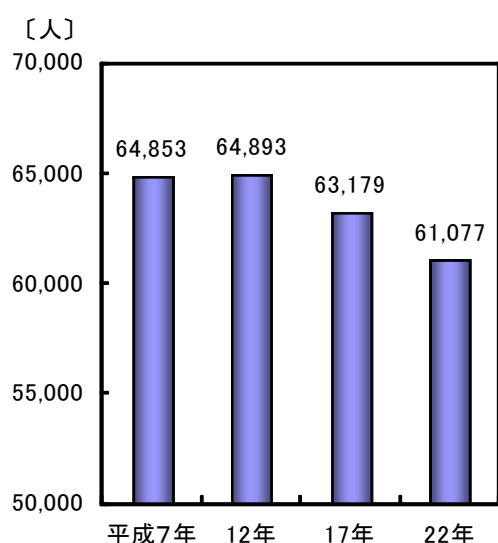
(3) 人口と世帯

平成 22 年国勢調査によれば、本市の人口は 61,077 人となっています。平成 7 年から 12 年にかけては微増しましたが、近年では減少傾向に転じ、今後もこの傾向が続くものと予測されています。

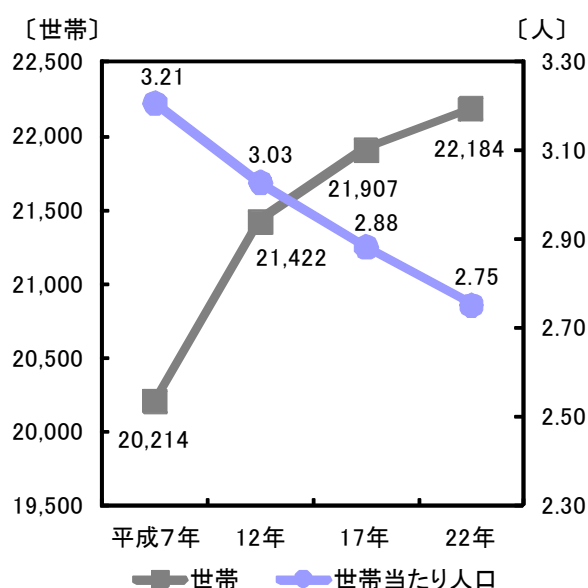
人口の推移を年齢三区分別に見ると、年少人口と生産年齢人口の割合が減少している一方で、老年人口は著しく増加しており、高齢化が進行しています。

また、世帯数は 22,184 戸となっており緩やかに増加していますが、これを世帯当たりの人口で見ると、平成 7 年の 3.21 人から平成 22 年には 2.75 人へと減少しています。

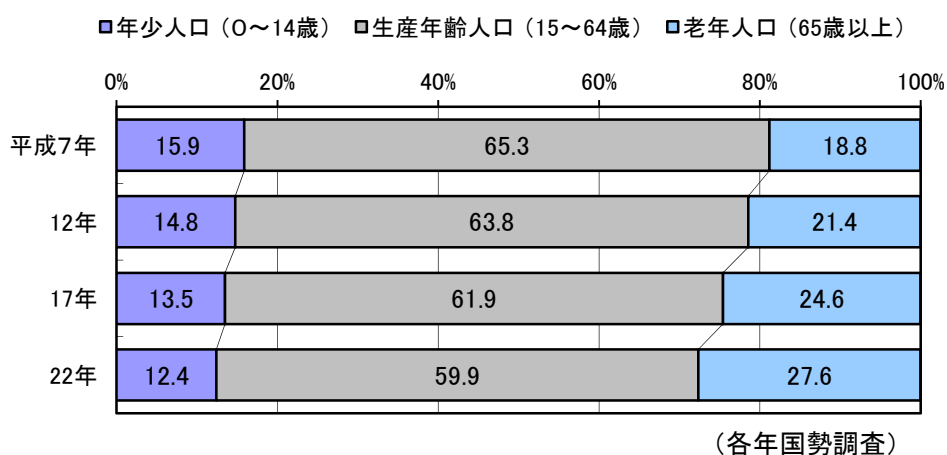
図表：総人口の推移



図表：世帯数・世帯当たり人口の推移



図表：年齢三区分別人口割合の推移



(4) 交通

鉄道としては、JR 北陸（長野）新幹線、JR 信越本線の2路線があり、JR 北陸（長野）新幹線の安中榛名駅、JR 信越本線の安中駅・磯部駅・松井田駅・西松井田駅・横川駅の5駅があります。このほか公共交通として、乗合バス5路線、乗合タクシー2路線、民間バス1路線が運行されています。

また、主要な道路としては、上信越自動車道と国道 18 号があり、上信越自動車道には松井田妙義・碓氷軽井沢の2つのインターチェンジがあります。

(5) 産業

平成 22 年の産業別就業人口割合を見ると、就業者総数 27,567 人のうち、第 1 次産業が 5.7%、第 2 次産業が 34.6%、第 3 次産業が 59.7%となっています。

産業別人口の実数は、第 1 次産業・第 2 次産業ともに平成 7 年から減少し続けており、第 3 次産業の比重が高まっています。

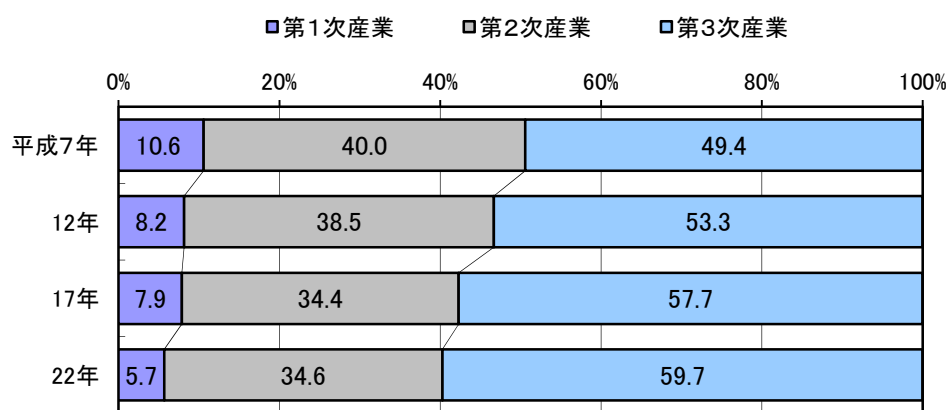
図表：産業別就業人口割合の推移

単位：人・(%)

	就業者総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成7年	32,750	3,486 (10.6)	13,099 (40.0)	16,165 (49.4)
12年	31,912	2,607 (8.2)	12,294 (38.5)	17,011 (53.3)
17年	30,606	2,417 (7.9)	10,531 (34.4)	17,658 (57.7)
22年	27,567	1,569 (5.7)	9,534 (34.6)	16,464 (59.7)

(注：分類不能の産業を除く)

資料：国勢調査



(各年国勢調査)

3. まちづくりの基本的な課題

わが国における時代潮流および安中市の概況を踏まえ、本市におけるまちづくりの基本的な課題を次のとおり整理します。

(1) 安全・安心のまちづくり

住みよいまちとするためには、市民の安全・安心を確保することが重要です。本市においても、防災・防犯対策や交通安全対策に、地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。

東日本大震災の発生を契機として、防災に対する市民の関心が高まっており、地震などの発生に備えた地域防災対策の充実が求められています。

また、子どもや高齢者を犯罪や事故から守る体制づくりも求められており、市民・団体、事業者、警察・行政などが一体となり、安全・安心意識の高揚を図るための啓発、広報活動などが求められます。

さらには、国・県などと連携しながら、道路・橋梁、水道施設などの都市基盤や公共施設の更新や耐震化を進めていく必要があります。

(2) 少子高齢化・国際化に対応するまちづくり

本市の人口は減少傾向にあり、また、高齢者人口の割合が人口の30%に迫り、高齢化が著しくなっています。

そのため、高齢者が安心して暮らし続けるための医療・福祉のサービスを充実させるとともに、高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加できる環境づくりや、買い物、外出などへの支援が必要となっています。

その一方、子どもを安心して産み育てていける環境の整備が求められており、地域・事業者・行政の協働*によって、子育てを社会全体で担っていく体制づくりが重要になっています。子育て支援や教育環境の充実などによって、子育て世代が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることも、大きな課題となります。

また、国際化に伴い、市内に暮らす外国籍の人が安心して暮らせる環境づくりに努めていく必要があります。

（３）自然環境を活用したまちづくり

自然の豊かさは本市の財産です。雄大な妙義山をはじめとした山々に囲まれ、東西に流れる碓氷川の清流は美しい風景をつくり出しています。

この豊かな自然を地域資源として見直し、貴重な財産として活用していくことは、本市の産業経済の発展や災害のない地域づくりにとって重要であり、農地や森林が持つ多面的な機能を保全することによって、自然災害の減少を図っていくことができます。また、この豊かな自然と美しい景観を観光や交流の資源として位置づけ、憩いとやすらぎの空間として活用していくことも地域活性化の課題となっています。

このほか、地球規模の環境問題や原子力発電所事故などを教訓として、省電力・省エネルギーに向けた取り組みなどの推進が求められます。

（４）活力あるまちづくり

地域の経済力を生み出し、産業を活性化することは、自治体の財政基盤の強化にもつながるため、まちづくりの大きな課題となります。

本市は、JR 北陸（長野）新幹線安中榛名駅と上信越自動車道の２つのインターチェンジを有しており、広域高速交通網を直接利用することが可能です。これらの広域高速交通網により産業立地の可能性を高め、企業誘致などを進めて雇用を確保していくことが必要です。

また、本市には、めがね橋や旧丸山変電所などの碓氷峠鉄道施設や秋間梅林、磯部温泉・霧積温泉など、さまざまな観光資源が存在します。これらの資源をさらに活用し、周辺地域との回遊性を創出するなどの取組を通じ、観光と関連する産業の振興を図って、地域の活力を生み出していくことも求められています。

さらに本市の農林業や商業については、従事者の高齢化や後継者不足が課題となっていることから、農林業や商工業、観光業を連携させた新たな産業を創出していくことも課題となります。

（５）自立した都市経営と市民参加によるまちづくり

地方分権の推進に伴い、国と地方は対等な関係となり、地方自治体には行政サービスの多元化に対応していくことが求められています。

本市の財政は厳しい状況にあり、徹底した行財政経営の見直しや職員意識の改革を進め、時代にふさわしい自立した都市経営※が求められています。

このような状況のなか、地域福祉、教育、環境問題など、市民や関係団体と行政との協働※なくしては解決できない課題も多くなってきており、市民の参加が不可欠となります。このため行政には、透明性の高い行政運営と、市民が地域活動により積極的にかかわることができる仕組みづくりを進めていくことが求められます。

第 2 編 基本構想

（注）専門的または意味の分かりにくい用語に※印を付け、
解説を巻末の用語解説に掲載しています。

第1章

基本構想策定の趣旨

基本構想は、新市建設計画を踏まえ、新しい安中市の一体性を確保し、地域の特性を活かし、市民と行政が連携してつくり上げるまちづくりの基本方針を示すものです。

この基本構想では、目標とする将来像を掲げ、これを実現していくための基本目標と基本政策を定めます。

第2章

安中市の将来像

1. まちづくりの理念

本市は、古くからの歴史と文化を持ち、妙義山の東北に位置する自然環境に恵まれた地域です。この豊かな環境のなかで、人々が心豊かに生活できるまちづくりに取り組んでいきます。

新たな本市のまちづくりの理念として、“暮らしの安心”“地域力の発揮”“交流と協働※”の3つを掲げます。

○ 健康で、安全・安心に暮らせるまちをつくる

本市では、いつまでも健康で、安全で安心できる暮らしを実現するため、これまでの地域の人と人とのつながりを活かしつつ、すべての人が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていきます。

○ 歴史・文化を継承し、自然と共生する活力あるまちをつくる

豊かな地域資源を活用し、歴史と文化を継承し、人と自然が共生するまちをつくり出していきます。まちの個性と魅力を市民の力によって地域の総合的な力にまで高め、心の豊かさと経済の豊かさを享受できる地域社会を創造していきます。

○ 交流と協働※によるやすらぎのあるまちをつくる

市民と行政それぞれが自らの役割を果たし、協力し合い、地域づくりの知恵と力を出し合うまちづくり、地域内外の人と人が助け合う地域社会づくりに取り組みます。

市民一人一人を元気にし、地域の活力を生み出す地域間交流や国際交流などに取り組み、他地域との相互理解を深め、その成果をまちの活性化に活かしていきます。

2. 将来像

このようなこれからのまちづくりの取り組みに向けた理念を踏まえ、安中市の将来像を次のように定めます。

豊かな自然と歴史に包まれて
ひとが輝くやすらぎのまち

「豊かな自然と歴史に包まれて」は、市の南西部にそびえる妙義山、清流の碓氷川や九十九川など市を取り囲む自然環境と、古くから交通の要衝として栄えた中山道の碓氷関所や宿場町の面影、めがね橋や旧丸山変電所などの碓氷峠鉄道施設など、先人たちが培った歴史や文化が受け継がれている様を表しています。

「ひとが輝く」は、市民と来訪者、老若男女すべてが、いきいきと学び、楽しみ、安全で安心して暮らす姿を表し、また、まちづくりの主役として、現在や未来の安中市を創造する姿を表しています。

「やすらぎのまち」は、生活しやすい都市基盤を整備すること、地域資源を活かした産業経済を創造することによって、市民の暮らしやすさと、人が訪れやすいまちをつくり出していくことを表しています。

基本構想では、将来像実現のために取り組む基本目標とそれを実現する基本政策を定めま
す。

■ 基本目標

基本目標は、まちづくりの基本的な課題を解決し、将来像の実現に向けて取り組んでいく、
まちづくりの大きな方向性を示すものです。

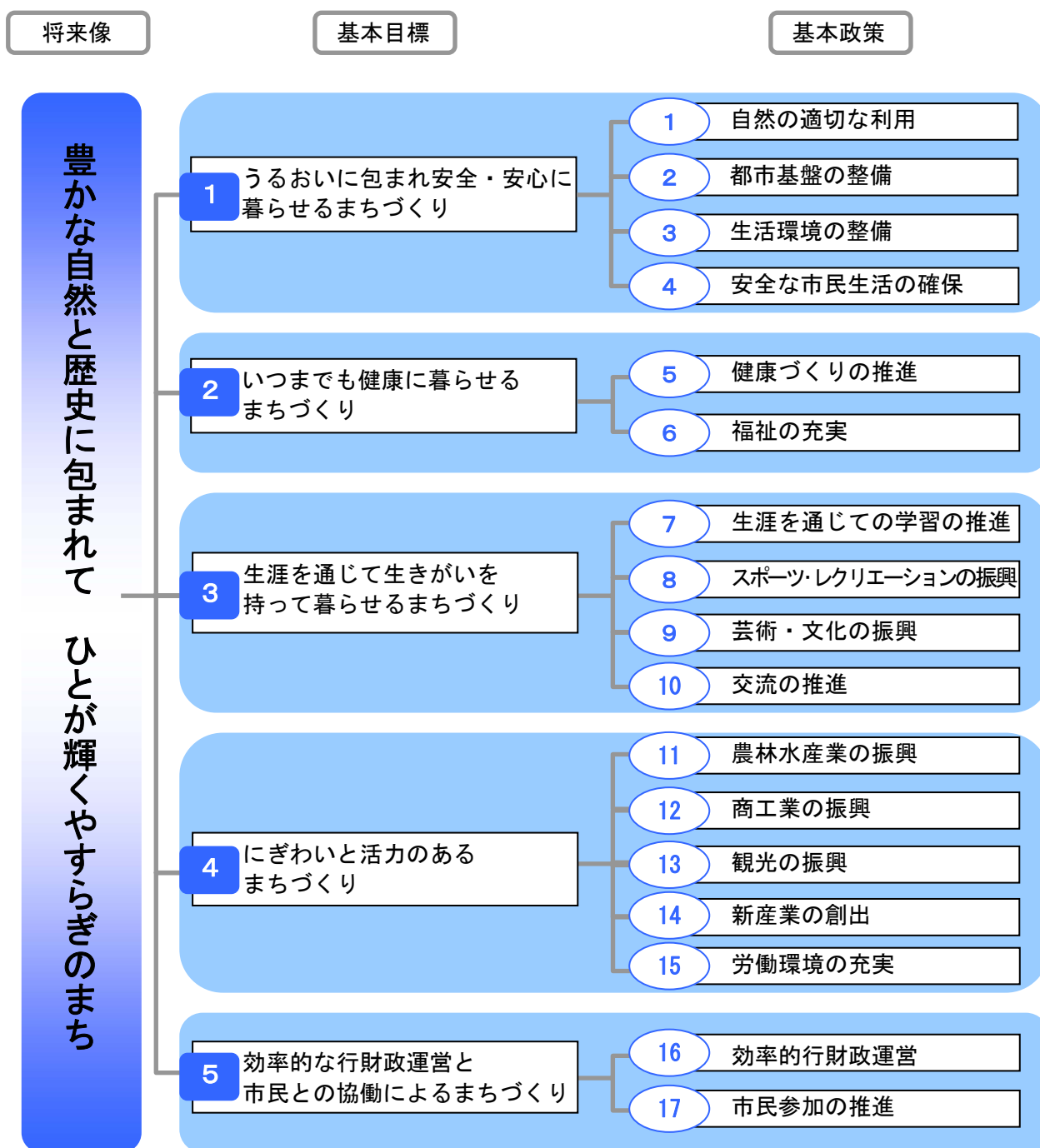
本市のまちづくりの基本目標は次の5つの柱で構成します。

- うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり
- いつまでも健康に暮らせるまちづくり
- 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり
- にぎわいと活力のあるまちづくり
- 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

■ 基本政策

基本政策は、都市像の実現に向けた方向性を示す基本目標を実現し、本市の最も基本となる政策の枠組みとなるものです。

本市のまちづくりの基本政策は、基本目標を実現する次の17の項目から構成します。



1. 基本目標

(1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

市民が安全・安心に暮らすことができる住みよいまちづくりをするため、本市の貴重な資源である豊かな自然との調和を図りながら、道路、公園、上下水道などの基盤整備により市民の利便性の向上を図ります。また、自然災害、人災などの災害対策、市民生活を守るための防犯対策を強化するなどの施策に取り組んでいきます。

(2) いつまでも健康に暮らせるまちづくり

健康づくりの推進や保健医療を充実させ、すべての人がいつまでも健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、総合的な福祉体制を確立し、だれもが心豊かに生活ができる地域社会づくり、少子高齢社会に対応したまちづくりに取り組みます。

(3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

子どもから大人まで市民一人一人が生きがいを持って暮らしていけるよう、学校教育や社会教育の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの機会提供などニーズに合った学習環境づくりを進めます。また、歴史や文化を活かした個性豊かな地域文化を創造し、地域内外での人々の幅広い交流を進め、豊かな人間性を育む環境を整えます。

(4) にぎわいと活力のあるまちづくり

自然豊かな地域特性を活かした農林水産業の振興と、個性と魅力ある資源を活用した観光の振興に努めます。また、地域経済の自立性を確立し、バランスの取れた商工業と地域の産業振興を図ります。そして、若者定住を促進するために雇用の機会を拡大し、にぎわいや活力を創出します。

(5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

健全財政を基本としつつ、個性や魅力のあるまちづくりに取り組んでいくため、市民ニーズを反映した行政運営を進めます。また、市民の自主的な活動を支援し、市民と行政の協働^{*}によるまちづくりを進めます。

2. 基本政策

(1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 1 ; 自然の適切な利用

基本政策 2 ; 都市基盤の整備

基本政策 3 ; 生活環境の整備

基本政策 4 ; 安全な市民生活の確保

■基本政策 1 ; 自然の適切な利用

森林の保全、自然環境との調和に配慮し、住宅地、商業地、工業地、優良農地などを適正に配置します。

水源を保全し、また水の安定供給のための調整を図ります。

■基本政策 2 ; 都市基盤の整備

市民生活の安全性や利便性向上のため、道路ネットワークの骨格となる幹線道路や生活道路、橋梁を適正に整備し、バスや鉄道など公共交通の機能向上、利用促進を図るとともに合理的な運行を検討していきます。また、上水道の安定的な供給や計画的な生活排水処理施設の整備、やすらぎの場としての公園の整備など均衡の取れた整備を進めます。

■基本政策 3 ; 生活環境の整備

さまざまな環境問題に取り組み、うるおいある生活空間の形成を図ります。

良好な緑を保全すると同時に、ごみの発生抑制と減量化に努めるとともに、リサイクル[※]やごみの再資源化を推進します。また、行政と市民が一体となって環境の美化・保全に努め、良好な居住環境の整備を促進します。

■基本政策 4 ; 安全な市民生活の確保

市民生活の安全を確保するため、信号や交通安全施設などの交通環境整備や、消費者保護・消費者被害の未然防止、防犯体制の強化や相談体制づくりなど、警察などと連携して取り組みます。

地震、水害、火災など災害に的確に対応できるよう、消防・防災機能の強化を図ります。また、市民の健康や地域の良好な環境を守るため、公害防止対策にも取り組みます。

(2) いつまでも健康に暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 5 ; 健康づくりの推進

基本政策 6 ; 福祉の充実

■基本政策 5 ; 健康づくりの推進

すべての人が健康で自立して生活できる環境を確保できるよう、健康づくりへの支援や相談・指導体制を充実させ、健康に対する市民の意識啓発を行うなど、総合的に健康づくりを推進します。さらに住民の視点に立った安全・安心で質の高い医療が受けられる体制として「かかりつけ医」による初期医療の充実、医療機関の連携による救急医療体制^{*}の強化、地域医療の拠点となる公立碓氷病院の医療機能の充実を図るとともに、高度化、多様化する市民の医療ニーズに対応できる施設の確保に努めます。

また、国民健康保険の健全な運営のため、医療費の抑制につながる予防医療のための政策や収納率の向上などにより財源の確保に努めます。

■基本政策 6 ; 福祉の充実

学校教育、社会教育などを通じて、市民一人一人の福祉に対する認識を深め、市民と行政の連携による福祉活動の充実、促進を図ります。

高齢者や障害者（児）のための福祉サービスの充実、関連施策との連携や公共施設整備の充実を図ります。また、子育て支援のための保育サービスの充実、就業環境の整備、経済的支援などにより子どもも親もいきいきと過ごすことのできる環境づくりを進めます。

地域福祉を充実して、個々の実態に応じた支援、相談と適切な助言・指導により自立を支援します。また、人権の尊さを認識し、すべての人が個人として尊重される地域社会をつくっていきます。

さらに、介護保険制度^{*}や国民健康保険制度など社会保障制度^{*}の円滑な運用に努めます。

(3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 7 ; 生涯を通じての学習の推進

基本政策 8 ; スポーツ・レクリエーションの振興

基本政策 9 ; 芸術・文化の振興

基本政策 10 ; 交流の推進

■基本政策 7 ; 生涯を通じての学習の推進

市民がいつまでも主体的に学習できるよう、生涯学習の機会を充実させ、関連施設の整備・充実、ネットワーク化を推進します。

子どもたちが豊かな自然のなかでいきいきと学び育つよう、幼児教育、義務教育、高等教育機関が連携を図りながら、義務教育施設、教育内容の充実や青少年の健全育成を図ります。また、高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って積極的に社会参加できるような環境づくりをします。

■基本政策 8 ; スポーツ・レクリエーションの振興

市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康・体力の維持・増進を図れる環境づくりを進めます。

指導体制の充実・強化やスポーツ団体・クラブ育成の推進、情報提供、既存施設の整備などにより、市民の生涯スポーツを推進します。

■基本政策 9 ; 芸術・文化の振興

伝統芸能など優れた芸術文化の市民による保存・継承活動を促進し、また多くの市民が芸術文化に触れることができる場の整備、機会の提供に努めます。

また、文化財の調査・研究・普及活動を行い、市民の文化財に対する理解を深め、めがね橋や旧丸山変電所などの碓氷峠鉄道施設や碓氷関所など代表的歴史遺産や史跡を保存・整備し、有効活用に努めます。

■基本政策 10 ; 交流の推進

歴史資源や既存ネットワークなどを活用して、歴史・文化的なつながりがある友好都市をはじめとする他の都市との市民交流を行い、また海外の姉妹都市などとの国際交流を深めるなど、地域内外の人と人との交流を促進します。

(4) にぎわいと活力のあるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 11；農林水産業の振興

基本政策 12；商工業の振興

基本政策 13；観光の振興

基本政策 14；新産業の創出

基本政策 15；労働環境の充実

■基本政策 11；農林水産業の振興

自然の恵み豊かな地域特性を活かした農林水産業の振興を図ります。

農業については、生産性の向上と安定・効率的な農業経営、特産品のブランド化実現のための各種支援を行います。

林業については、森林の保護・育成に努めながら、林道などの林業基盤を適正に整備し、経営の合理化や流通システムの適正化などを進めます。

水産業については、特色のある流水飼育による養殖漁業の振興を図ります。

■基本政策 12；商工業の振興

商業振興のため、商店街の活性化の支援、商店経営の近代化・合理化、多様なサービス業の育成などを行います。

工業振興のため、中小企業の設備の近代化、経営の安定化などに対する支援、先端技術産業や研究開発型企业など優良企業の誘致を図ります。

■基本政策 13；観光の振興

山々の自然や河川と、温泉、歴史・文化資源などの既存観光・レクリエーション施設の特徴を活かして、個性と魅力のある観光地としてさらなる充実を図ります。また、市街地の空き店舗などを、観光拠点として活用し、各観光資源をつなぐルートの設定やその整備、観光宣伝・情報提供などに努めます。

■基本政策 14；新産業の創出

本市の新たな産業の創出を目指し、県などの関係機関と連携して、起業家やベンチャー企業などの受け入れや、中小企業支援のための環境整備を行います。また、農林水産業や商工業、観光業の連携によって、本市の未来を担う新しい産業を創り出していきます。

■基本政策 15；労働環境の充実

生産年齢人口の減少や高齢化の進展、女性の社会参加が進むなど、雇用・就労形態の変化するなかで、就業機会の確保と雇用の安定を図るとともに、働きやすい環境づくりに民間企業と連携して取り組んでいきます。

また、勤労者の生活の安定や福祉の向上などを図るとともに、労働環境の充実に努めます。

(5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 16；効率的行財政運営

基本政策 17；市民参加の推進

■基本政策 16；効率的行財政運営

市民のニーズに的確に対応できることを前提とし、健全な行財政運営を図るため、職員の意識改革および個々の資質向上、自主財源の確保や事務事業の効率化、市有財産の効率的な活用など、合理的な都市経営*を目指します。

また、電子自治体*化を推進し、行政事務・情報提供の迅速化・効率化による市民サービスの向上を図ります。

さらに、高速大容量通信*ネットワークの整備に取り組むなど地域の情報化を進め、テレビ放送の地上デジタル化についても環境整備に努めます。

■基本政策 17；市民参加の推進

市民と行政が共通認識を持ってまちづくりを行う協働*体制を確立していくため、地域活動の担い手としてのNPO*法人やボランティア*団体とのネットワークづくり、広報紙やインターネット*などによる情報提供、コミュニティ活動*の支援などを行うことによって、まちづくりへの参加機会を充実させ、積極的な市民参加を推進します。

男女がお互いに尊重しつつ、その個性と能力を社会のあらゆる分野で十分に発揮できる男女共同参画社会*の実現に努めます。

第4章

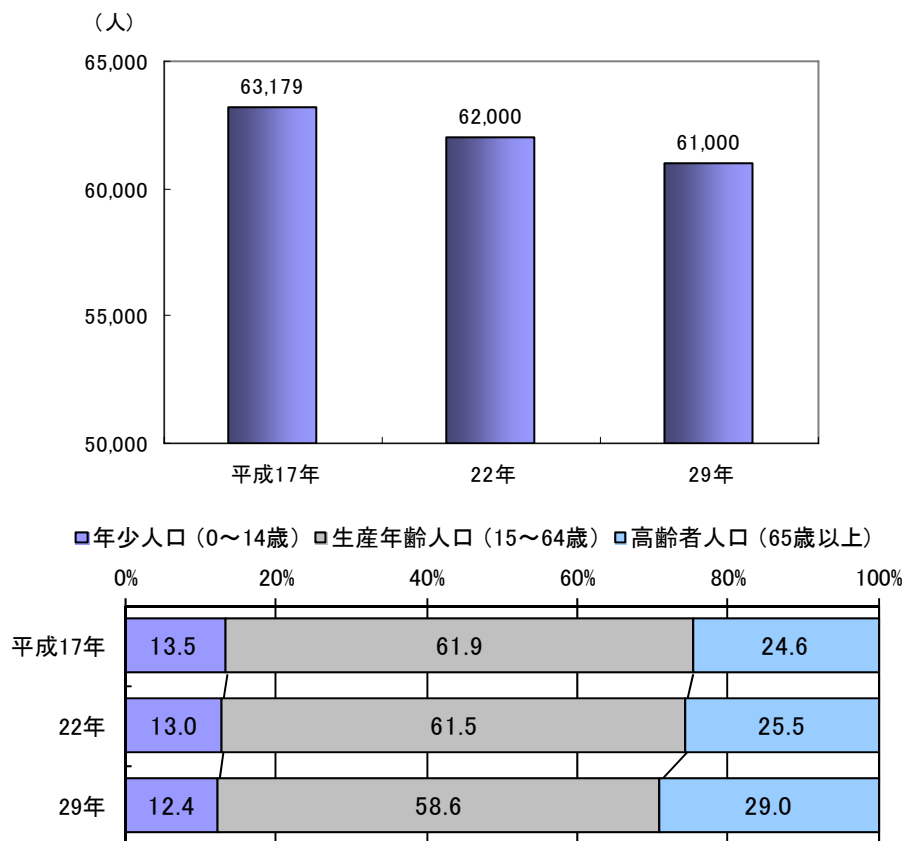
安中市の将来フレーム

1. 想定人口

(1) 将来人口の想定

平成12年、17年の国勢調査の人口をベースに推計し、平成29年の新市の将来人口を61,000人と想定します。

平成29年想定人口；61,000人



(注) 平成22年の数値は、基本構想策定時(平成20年3月)の推計値となっています。

(2) 世帯数の想定

世帯数は、増加が続いており、平成20年以降も核家族化の進行などによって増えることが予想されます。平成29年には23,000世帯、平均世帯人員2.65と想定します。

2. 土地利用構想

（１）土地利用の方針

山岳地・中山間地の豊かな自然を保全・活用し、古くからの歴史と文化に育まれてきた風土・景観を大切にしたい土地利用を目指していきます。安中・松井田の市街地では、美しい自然と共生した都市機能の充実を図っていきます。山間地と市街地にはさまれた地域では農地の保全と活用を図り、生活しやすい集落機能を整備していきます。

（２）市街地の整備と中心拠点・サブ拠点の形成

安中、松井田の市街地の整備を進め、都市機能の充実と合理的な土地利用を図ります。そのため、都市計画区域※の再編、市街地と各拠点との連携の確保、用途地域※の見直しを行い市街地環境の維持や機能集積を図ります。

安中市役所周辺を中心拠点と位置づけ、行政サービスをはじめ、生活、文化、商業、業務などの新市全体の発展に寄与する都市機能を充実します。また、多くの市民が利用し、市街地となっている鉄道駅の周辺を、中心拠点の機能を補完するサブ拠点に位置づけます。

（３）農村地域・中山間地域の活性化

市街地を取り囲む農村地域・中山間地域は、農業的土地利用を基本とするゾーンとしての整備を進めていきます。

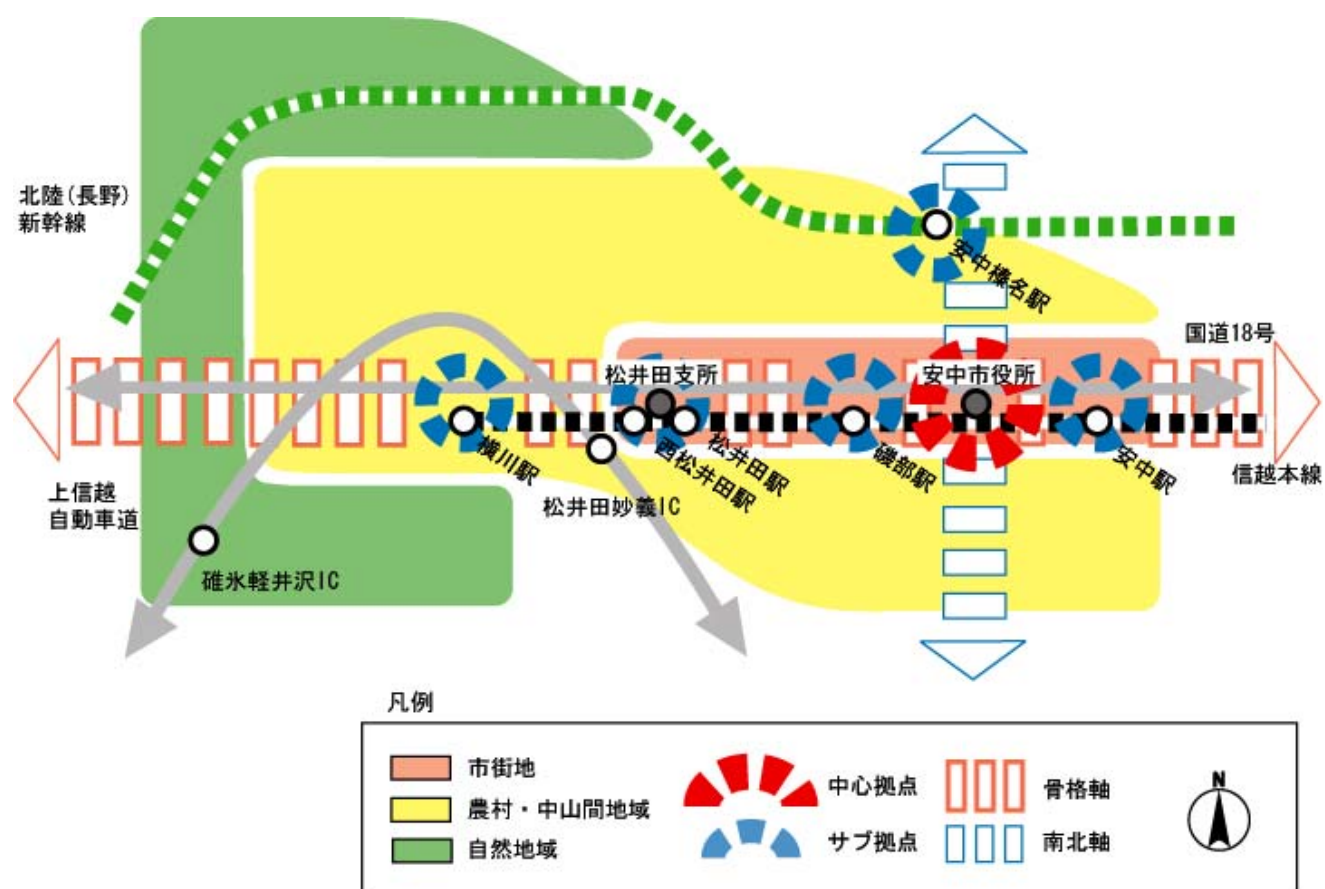
優良農地の積極的保全や農村集落の生活環境整備など良好な農業環境の維持に努めます。

（４）自然地域の活用

山岳地と国立公園・国定公園、小根山森林公園野鳥の森は、積極的に自然保全を図るゾーンとして守り、植生や生態系の保全に努めます。また、河川やダム周辺地域では、水源の環境を守り、貴重な自然環境を保全していきます。

また、これらの地域では、自然環境の保全を基本としつつも、地域の状況に応じて自然資源をまちづくりに活用します。

図：土地利用の方針



第 3 編 後期基本計画

(注) 専門的または意味の分かりにくい用語に※印を付け、
解説を巻末の用語解説に掲載しています。

安中市総合計画の体系

基本構想

まちづくりの理念

健康で、安全・安心に
暮らせる
まちをつくる

歴史・文化を継承し、
自然と共生する
活力あるまちをつくる

交流と協働による
やすらぎのある
まちをつくる

将来像

豊かな自然と
歴史に包まれて
ひとが輝く
やすらぎのまち

基本目標

1. うるおいに包まれ
安全・安心に暮らせる
まちづくり

2. いつまでも健康に
暮らせるまちづくり

3. 生涯を通じて生きがい
を持って暮らせるまちづくり

4. にぎわいと活力のある
まちづくり

5. 効率的な行財政運営と
市民との協働による
まちづくり

基本政策

- 1 自然の適切な利用
- 2 都市基盤の整備
- 3 生活環境の整備
- 4 安全な市民生活の確保

- 5 健康づくりの推進
- 6 福祉の充実

- 7 生涯を通じての学習の推進
- 8 スポーツ・レクリエーションの振興
- 9 芸術・文化の振興
- 10 交流の推進

- 11 農林水産業の振興
- 12 商工業の振興
- 13 観光の振興
- 14 新産業の創出
- 15 労働環境の充実

- 16 効率的行財政運営
- 17 市民参加の推進

後期基本計画

施策の体系

適正な土地利用の推進 自然環境の保全と活用

道路整備 公共交通整備
市街地整備 住宅対策

上水道の整備 下水道の整備
公園・緑地の整備 環境対策 衛生対策

防犯対策 交通安全対策
防災対策 消防・救急体制の充実
公害防止 消費者保護

保健予防 疾病予防
医療の充実

地域福祉の充実 高齢者福祉の充実
障害者(児)福祉の充実 児童福祉・母(父)子福祉の充実
社会保障の充実 人権擁護

生涯学習の基盤整備 社会教育の推進
学校教育の充実

スポーツ・レクリエーションの振興

芸術文化の振興 文化財保護

都市・国際交流の推進

農業の振興 林業の振興

商業の振興 工業の振興

観光の振興

新産業の創出

労働環境の充実

効率的な行政運営 健全な財政運営
高度情報化

市民によるまちづくりの推進 情報の発信と共有
男女共同参画の推進

後期基本計画ページの見方

章の見出し

将来像の実現のために取り組む、まちづくりの大きな方向性「基本目標」を表しています。

節の大見出し

基本目標を実現するための最も基本となる政策の枠組み「基本政策」を表しています。

節の小見出し

基本政策を実現するための「施策」を表しています。

基本政策 6. 福祉の充実

【1】地域福祉の充実

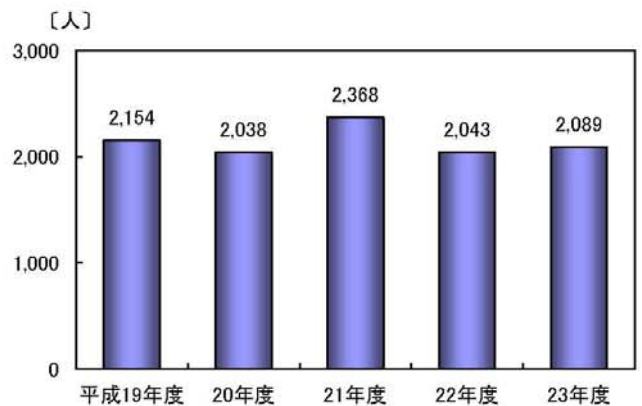
現況と課題

- かつての伝統的な家庭や地域の助け合い関係が弱まる一方で、少子高齢化などの進展によって福祉ニーズは増大しています。このため、地域におけるさまざまな福祉問題について、行政と連携しながら、地域住民自身が解決方法を考え、自ら実行するなかで、福祉の増進を図る「地域福祉」の重要性が増しています。
- 現在、本市では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア*や NPO*団体などが中心となって福祉活動を行っています。
- 今後は、さまざまな機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図りながら、自主的な福祉活動を支援していくことが必要です。また、地域住民や各種地域福祉団体との連携・協力によって、子どもや障害者、高齢者などを見守る地域福祉ネットワークを構築していくことが求められます。

現況と課題

この施策を推進する背景として、わが国全体あるいは本市の現況と課題について整理しています。

図表：ボランティアセンター登録者数



(出典：市社会福祉協議会調べ)

参考データ（図表）

本市の現況と課題について、分かりやすく表現するための参考データを掲載しています。

施策の目標

施策を展開していくうえで、市が目指すべき基本的な方向を掲げています。

基本目標2 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

施策の目標

高齢者や障害者、子どもと大人、外国籍の人、男性と女性などそれぞれの違いを超えて、すべての市民が暮らしやすくなるよう、バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいて、総合的な地域福祉サービスの確立に努め、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
ボランティア※センター登録者数	2,089人	2,400人

施策展開の方向

（１）地域での支え合い意識の高揚

市民がともに支え合う社会の実現を目指して、市民の福祉に対する理解と関心を高め、だれもが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア※活動に参加していけるような機運の醸成に努めます。

（２）地域福祉体制の充実

地域福祉における市民と行政の重要なつなぎ手として、民生委員・児童委員の活動を積極的に推進するとともに、「災害時における一人も見逃さない運動」や「ひとり暮らし高齢者への声かけ運動」など、地域住民の協力のもとに、子どもや高齢者を犯罪や災害から守るための見守り体制をつくります。

（３）担い手の育成・確保

各種地域福祉団体の活動活性化を図る一方、子どもから高齢者まで、新たにボランティア※活動をはじめの人を対象とした活動マニュアルの作成やボランティア※育成講座などの開催により、担い手の育成・確保に努めます。

指標

施策の目標を指標化しています。現状値については、本計画の作成時点で把握できる数値を掲載しています。巻末に指標選定の考え方等を掲載しています。

施策展開の方向

「施策の目標」を実現するための取り組み内容を記述しています。

用語解説

専門用語や意味の分かりにくいものに※印を付け、その解説を巻末の用語解説に掲載しています。

基本目標 1

うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

基本政策 1. 自然の適切な利用

基本政策 2. 都市基盤の整備

基本政策 3. 生活環境の整備

基本政策 4. 安全な市民生活の確保



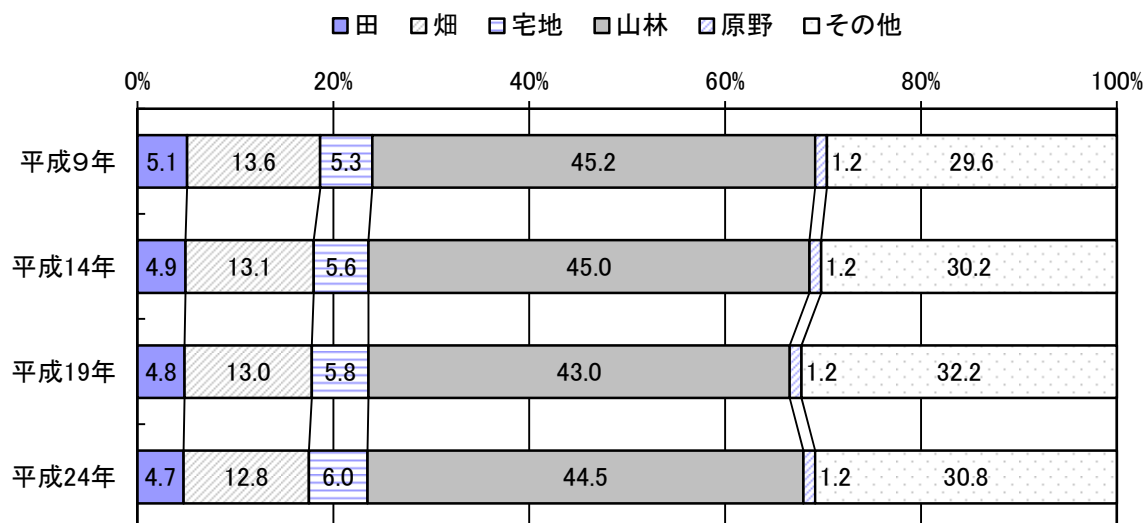
基本政策 1. 自然の適切な利用

【1】適正な土地利用の推進

現況と課題

- 本市の総面積は 276.34 k m²で、田畑が約 18%、宅地が約 6%、山林が約 45%を占めており、市域の約 49%が都市計画区域※に指定されています。土地利用状況では、田、畑、山林、原野に減少傾向がみられ、宅地は増加傾向にあります。
- 土地利用状況については、地区により違いがみられ、市街地では都市的土地利用が多くなっていますが、農村・中山間地域では農業、工業、商業、住宅の混在化が進むなかで、騒音や悪臭など環境問題の発生が懸念されます。
- 今後は、恵まれた自然環境と都市の便利さとの両立を図るため、都市計画マスタープラン※を策定して基本方針を定め、農業、工業、商業、住宅のバランスの取れた土地利用を進めていく必要があります。

図表：土地利用状況の推移



(出典：固定資産税概要調書)

施策の目標

市民が快適な生活環境と豊かな自然環境を享受できるよう、計画的な市街地の整備と、良好な居住環境づくりや自然環境の保全との調和を図りつつ、適正な土地利用を推進します。

施策展開の方向

（１）適正な土地利用

適正な土地利用の展開に向け、市街地では、都市的土地利用を展開し、住宅、商業、工業のバランスの取れた土地利用を推進します。また、農村・中山間地域では、農地・集落地の環境改善・保全に努めます。さらに、自然が多く残る地域では無秩序な開発を抑制し、自然環境の維持・保全を図ります。

（２）都市的土地利用の見直し

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画マスタープラン※を策定します。このマスタープランや都市計画基礎調査の結果に基づき、用途地域※の見直しを検討します。

【2】自然環境の保全と活用

現況と課題

- 本市は、上毛三山の一つであり特徴的な山容を誇る妙義山をはじめ、緑豊かな山々に囲まれ、碓氷峠に源を発する碓氷川が地域を貫流しているなど、自然環境に恵まれたまちです。自然環境は、来訪者にとって魅力的であるだけでなく、「ふるさと・安中」の財産として、後世に残し伝えていきたい宝となっています。
- 今後も、この自然を大切に守り、市民が誇りと愛着を持てる地域づくりに向けて、憩いの場・活動の場として有効に活用できるよう、市民などとの協働*のもとに、適切に維持管理していく必要があります。
- また、水は日常生活に欠くことのできない資源であるとともに、産業活動を支える大切な役割を担っています。この限られた資源の効率的な利用を図ることが重要になっており、上水道などに必要な水量を確保するとともに、水環境の保全に努めていく必要があります。



施策の目標

緑豊かな里山や、水資源の保全と活用を進め、市民が誇りと愛着を持てる「ふるさと・安中」の自然環境を守ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
保安林面積	4,378ha	4,382ha

施策展開の方向

（１）身近な自然環境の維持・保全

まちの貴重な財産である豊かな自然環境を守るため、希少な動植物の生態系などに配慮するとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民・来訪者に対し自然環境の保全に向けた啓発活動を行います。

（２）里山の保全と活用

関係機関・団体と連携し、ボランティア※、NPO※などの参画を得て里山などの維持管理に努め、市民の憩いの場、活動の場として活用していきます。

（３）水源対策

水資源の保全と活用を図るため、治山・治水を促進することにより、本市に必要とされる水源水量を確保します。また、森林の保全育成により、自然の営みと調和した水環境の保全に努めます。

基本政策 2. 都市基盤の整備

【1】道路整備

現況と課題

- 幹線道路は、市民生活の快適性や産業経済活動の活力を高めるなど、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤です。また、生活道路は、市民の快適な日常生活を確保するため、歩行者などの安全面に配慮し、周辺環境とも調和した空間であることが求められます。
- 本市は、関東と信越を結ぶ上信越自動車道に松井田妙義と碓氷軽井沢の2つのインターチェンジを有し、高速道路網への接続が容易となっています。本市の道路交通網は、市中央部を東西に走る国道 18 号を中心に構成され、依然として南北の軸となる幹線道路が不足しており、地域の一体性を図るため、道路網の整備が必要です。また、国道 18 号については、引き続き混雑緩和に向けた整備が望まれています。
- 生活道路については、市民の交通安全、通学路の安全確保のため、狭幅員道路の整備を進める必要があります。道路の維持・管理に当たっては、「道路里親制度※」により、市民と行政との協働※による管理を進めています。
- 市内の橋梁については、昭和 55 年度以前に設計施工されたものが新耐震基準に不適合となったため、耐震補強が必要となっています。



施策の目標

市民生活の利便性や産業活力の向上に向け、幹線道路の整備を促進するとともに、生活道路の整備を推進し、安全で快適な道づくりを進めていきます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
市道改良率	25.77%	26.12%

施策展開の方向

（１）広域幹線道路の整備

国道18号の渋滞緩和と、主要都市およびインターチェンジへのアクセス性の向上を図るため、JR安中駅以西の四車線化ならびに交差点部における改良・整備を促進します。

また、広域連携の強化を図るため、南北中央幹線（西毛広域幹線道路）の安中工区の早期完了と全線の整備を促進します。

（２）幹線道路の整備

都市計画道路については、当初の計画から20年以上の長期にわたり整備のされていない道路について、「都市の将来像・まちづくりとの整合性」「道路に求められる機能の確保」「整備優先性」の視点から必要性を検討したうえで、計画の見直しを行うとともに、必要性の高い道路について、できるだけ早い時期での整備を目指します。

また、県道については、市民の日常生活に大きくかかわっている重要な幹線道路であるため、必要な整備を促進します。

（３）生活道路の整備

市民生活の利便性や災害時における安全性の確保に向け、生活道路の計画的な整備を推進するとともに、未舗装道路の舗装、道路や歩道の段差解消、交差点の改良など、人に優しい道路環境づくりに努めます。

また、「道路里親制度※」を活用して、市民と行政との協働※による生活道路の美化・清掃に取り組めます。

（４）橋梁耐震補強対策

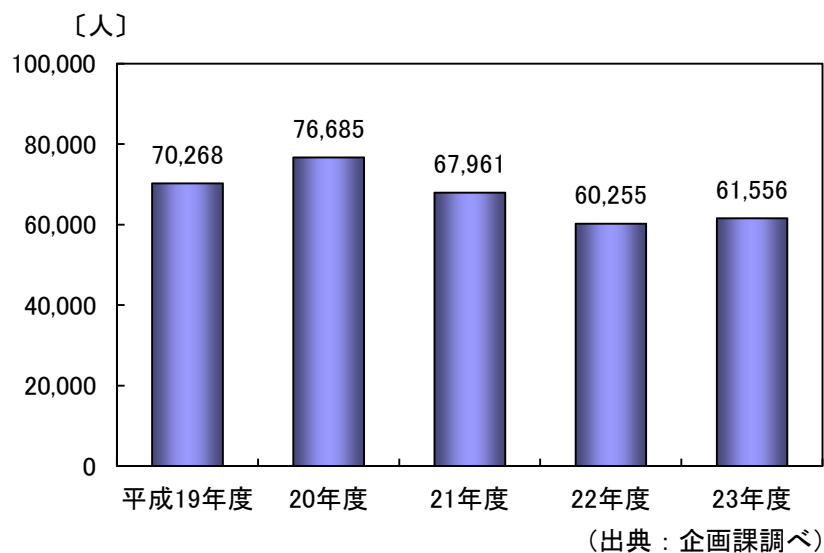
橋梁については、地震による落橋を防止する工事を実施して、市民生活の安全を確保するとともに、道路橋の「長寿命化計画」に基づいて計画的な維持管理を行います。

【2】公共交通整備

現況と課題

- 超高齢社会※を迎え、市民の日常生活を支える交通手段として、鉄道やバスなどの公共交通の重要性が見直されています。本市には、北陸（長野）新幹線 1 駅と、信越本線 5 駅がありますが、停車本数の増加や接続する他の公共交通との乗り継ぎなどの改善が求められています。
- 鉄道以外の公共交通については、乗合バスが 5 路線、乗合タクシーが 2 路線運行しており、平成 23 年 7 月からは、公共交通見直しのための実証運行を実施しました。
- 民間の路線バスについては、JR 高崎駅から安中市役所間を運行しており、それに接続する形で乗合バスが松井田支所へ運行しています。
- 今後、公共交通は、車を持たない人の交通手段の確保、高齢者などの外出支援にもつながることから、ますます重要となります。また、地域住民の足としてだけでなく、観光路線としても重要な役割を担うことが考えられます。さらには環境負荷の低減や過疎化対策、地域活性化などの観点からも、公共交通の必要性は高まっています。

図表：乗合バス・乗合タクシー利用者数



施策の目標

ニーズに即した公共交通ネットワークを構築し、利用者にとって利便性の高い公共交通体系の確立を目指すとともに、公共交通の利用促進を図ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
乗合バス・乗合タクシー利用者数	61,556 人	65,000 人

施策展開の方向

（１）公共交通ネットワークづくり

市民ニーズに応じた公共交通ネットワークを構築するため、公共交通実証運行の結果などを踏まえ、持続可能な体系へと再編を図ります。

乗合バス・乗合タクシーについては、信越本線市内各駅および北陸（長野）新幹線安中榛名駅との連絡向上を図るとともに、利用者の需要把握を行ったうえで、路線の新設・変更・廃止や運行形態の変更などを行います。

また、タクシー利用補助なども含めた総合的な調整を行います。

（２）信越本線、新幹線駅の利用促進

北陸（長野）新幹線安中榛名駅については、観光・ビジネス利用など各方面から再検討を行い、関係機関と協力して、利用促進を図ります。

信越本線については、駅を中心とした魅力的なまちづくりを推進するとともに、鉄道利用の促進を図っていきます。

また、中間駅については、まちづくりの拠点として、実現の可能性を検討していきます。

（３）乗合バス・乗合タクシーの利用促進

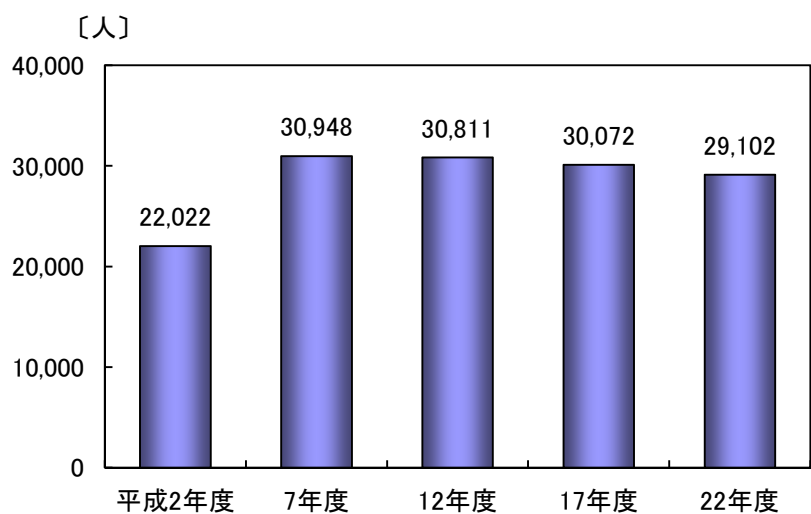
環境問題の改善や高齢者の交通事故防止などの観点から、乗合バス・乗合タクシーの利用について広報紙などで市民に喚起し、利用者の裾野を広げ、赤字抑制と路線維持を目指します。

【3】市街地整備

現況と課題

- 本市の総面積276.34km²のうち都市計画区域[※]は48.8%で、用途地域[※]は総面積の5.3%に当たり、住居系が最も多く、次いで工業系の用途地域[※]が多くなっています。
- 本市では、用途地域[※]内の宅地密度が低く、空き地が点在しており、無秩序な市街化が懸念されています。そのため、計画的な土地利用を推進する必要があります。特に、住居系用途地域[※]内では基盤整備が進んでいないため、防災・環境といった側面からも高齢社会に対応できる居住環境が求められており、他方、市街地では、多様化する消費者ニーズに対応できる商業地の形成が望まれています。
- 一方、北陸（長野）新幹線安中榛名駅周辺では、JRによる住宅開発が行われ、その周辺の都市的土地利用についても民間活力による開発を促進する必要があるほか、用途地域[※]の辺縁部では、緑豊かな都市環境を有していることから、豊かな自然環境・田園環境との共生が重要になっています。

図表：市街地人口の推移（用途地域）



（出典：都市計画基礎調査）

施策の目標

駅などの主要な拠点周辺や、主要道路の沿道などを中心に、暮らしやすさと便利さに配慮しつつ、魅力と活力のある、安中市らしい市街地の形成に努めます。

施策展開の方向

（１）計画的な既存市街地の整備

これまでのまちづくりの経緯や地域特性を踏まえながら、魅力ある住宅地を形成します。

また、機能分担や相互の連携が図られた商業・業務地*を形成するため、国道 18 号や旧中山道沿道の既存市街地、駅周辺、磯部温泉周辺を中心に、歩行者、自転車利用者、車利用者の利便性に配慮します。

なお、地域の自然的、歴史・文化的背景を活かした景観への配慮についても検討していきます。

（２）工業地の環境整備

工業地については、良好な産業環境の維持・向上に努めるとともに、周辺の居住環境や自然環境への配慮を促進します。

また、住宅地に立地する既存工業施設の移設先についても検討します。

【4】住宅対策

現況と課題

- 快適でやすらぎのある市民生活を営むことができる住環境の整備として、公営住宅の整備を計画的に進めることが求められています。本市には市営住宅が 1,111 戸ありますが、このうち昭和 40 年代以前に建設された市営住宅は、耐用年数も経過して老朽化が著しいため、改修や建て替えが必要となっています。併せて高齢者世帯の割合が増加してきており、住み慣れた場所に引き続き居住を望む声があることから、こうした老朽化住宅の建て替え、住宅のバリアフリー※化など、快適な住宅環境を求めるニーズに对应していく必要があります。
- 地震などの災害による被害を最小限にとどめ、市民が安心して日々の暮らしを営むことができる住環境の整備が必要となっていますが、民間を含め、住宅の耐震化率は低いため、耐震改修の促進が課題となっています。
- 少子高齢化などにより増え続ける空き家住宅については、除却あるいは住み替えなど、有効に活用する方策が求められています。



施策の目標

市民が快適でやすらぎのある生活を営むことができるよう、住環境整備の一環として、住宅の安全対策の推進や、市営住宅の計画的な改善などを進めます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
市営住宅改修戸数	0 戸	80 戸

施策展開の方向

（１）住宅の安全対策

老朽化した市営住宅については、入居者が継続して居住できる生活環境の確保を図るため、補修工事、修繕などを施して住居を提供します。

また、民間木造住宅についても、耐震診断および改修工事を支援し、耐震改修を促進します。

（２）空き住宅と用地の有効活用

取り壊した市営住宅用地については、一定の面積が集約確保された段階で、持ち家の取得促進のため、宅地分譲などにより有効活用を推進します。

また、増加傾向にある民間空き家住宅の活用や住み替えを支援します。

空き家、空き地の発生に伴う環境悪化を防止するため、地域と連携しながら、住みよいまちづくりを進めていきます。

（３）市営住宅の計画的な改善

安中市市営住宅長寿命化計画に基づき、入居者の住み替え時期などを考慮しながら、バリアフリー※化をはじめとする改善を行い、住環境の向上と長寿命化を図ります。

また、住戸の集約化などにより発生する土地については、周辺の土地利用計画との整合を図りながら、その活用方法を研究していきます。

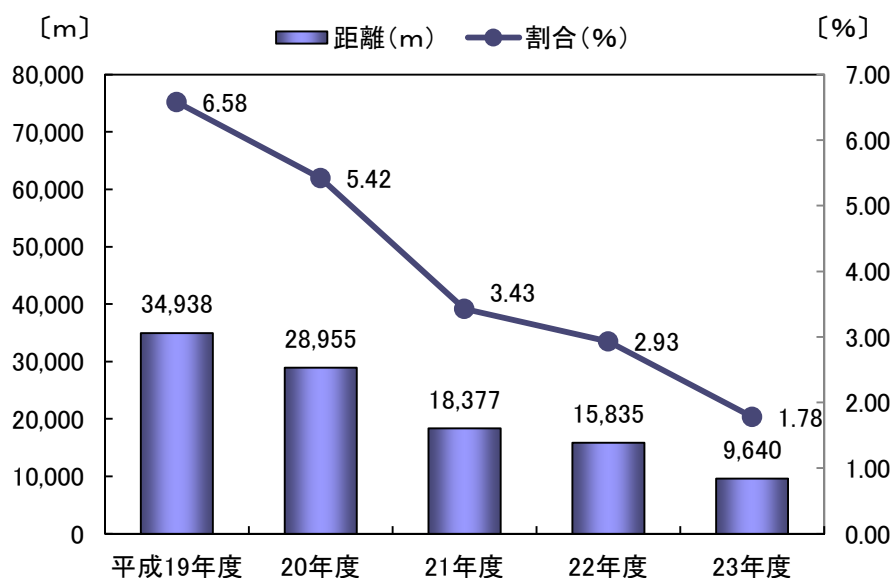
基本政策 3. 生活環境の整備

【1】上水道の整備

現況と課題

- 水道事業では、常に安全で安心できる水道水の安定供給を図ることが求められており、現在、本市では生活用水および工場用水などの水需要に対応するため、県営「増田川ダム」に新規水源を求め、水道施設整備を進めています。
- 本市の上水道は、高度経済成長期に集中的に整備した施設が、今後更新の時期を迎えることから、適切な維持管理を行い、計画的に更新時期を調整していく必要があります。また、既設三水源が碓氷川系に集中していることから、水源環境対策や水質管理体制の充実、浄水施設整備や配水管網整備などを推進するとともに、市民にその必要性について、分かりやすく情報を公表していくことが必要となっています。
- 今後も効率的な水道事業を行っていくために、「地域水道ビジョン」に示した中期的な経営計画に沿って、計画的に事業を展開していくことが必要です。

図表：石綿セメント管残存距離および残存率



(出典：上水道工務課調べ)

施策の目標

日常生活に欠かすことができないライフライン※であることから、節水意識の啓発に努め、将来にわたり安全で安心できる良質な水の安定した確保・供給を目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H27）
石綿セメント管残存距離および残存率	9,640m (1.78%)	84m (0.02%)

施策展開の方向

（１）計画的な水道事業

水需要の動向を踏まえながら、地域水道ビジョンに沿った施策を展開し、将来にわたり安全で安心できる良質な水の安定した確保を目指して水道事業を推進します。

また、水資源の大切さについて、市民の理解を深めるとともに、節水や合理的な使用を促進するための啓発に努めます。

（２）水道施設の整備・更新

水量の安定と水質の安全性を確保するため、浄水施設整備や配水管網の整備、老朽化した管や石綿セメント管の更新、浄水施設等の耐震化などを行います。

（３）水質保全

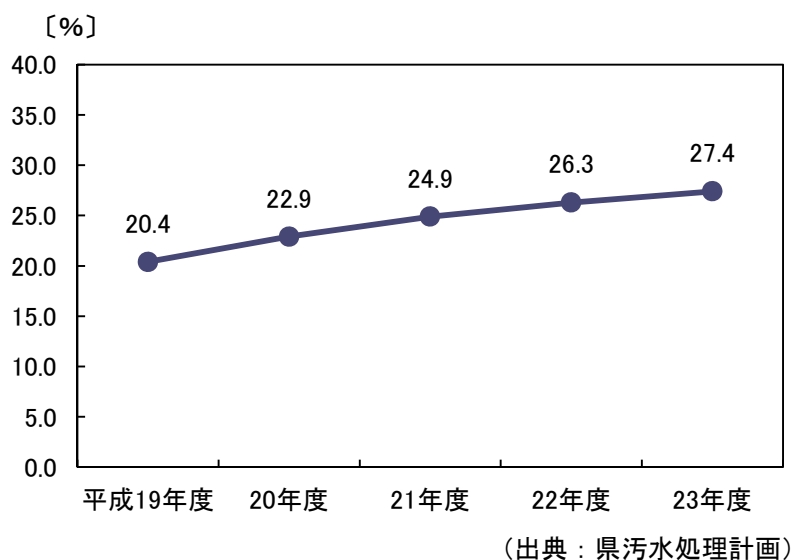
安全で安心できる水道水の供給には、水質検査の正確性、信頼性が求められるため、浄水場における表流水の濁りや有害物質流入への対応を引き続き行うとともに、緊急事態に備えて対応ができるよう訓練を行い、常に水道水の安全性を確保します。

【2】下水道の整備

現況と課題

- 下水道事業は、その目的である公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のために大きな役割を果たし、快適な生活環境づくりに貢献しています。そして、下水道の整備状況は、その自治体の生活レベルや住みやすさを計る一つの指標として使われてきました。
- 現在、本市の下水道普及率は、国や県の平均を大きく下回っており、計画区域外からの下水道接続の要望も増加しています。既存の下水道についても、当初の建設から 25 年余り経過しており、耐用年数内であっても、管渠※の老朽化・腐食による障害や陥没の危険が懸念されるため、維持管理が必要です。また、下水管渠※へ流入する不明水の原因解明と、その対策が必要となっています。
- 下水道整備には莫大な費用がかかるため、本市の財政に大きな負担となっています。今後、効率的な整備を心掛け、長期的な展望を持って計画的に進めなければなりません。当初の計画時と現在では、人口・住宅の立地など地域の状況が変わったため、本市が許可されている整備面積 1,000ha のうち、人口推移による計画区域の変更・調整が必要となります。

図表：下水道普及率



施策の目標

下水道は、快適な生活環境を創出するうえで重要な基盤であることから、市民に対する事業の周知を進めながら、計画的に整備を進めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
下水道普及率	27.4%	37.8%

施策展開の方向

（１）計画的な下水道事業

現在の下水道認可区域については、平成 27 年度までの整備完了を目指します。その後も事業効果が十分出るよう検討しながら、事業計画を見直し、計画的な下水道整備を実施していきます。

また、今後重要性を増す整備済み施設の維持管理については、管渠※のテレビカメラ調査などを計画的に行うなどの方策を採り、下水道施設の安全・安心を保ちます。

（２）下水道事業の周知

事業の推進と下水道への加入促進に当たっては、市民の理解が不可欠であるため、下水道事業の大切さを、広報紙などを利用して適宜 PR を行い、市民の理解を深めます。

【3】公園・緑地の整備

現況と課題

- 公園や緑地は、市民がスポーツや余暇活動などを楽しんだり、心のやすらぎを得たりする場としてだけでなく、災害発生時の避難場所などとして防災面での機能も有しています。
- 本市には都市計画公園が 11 カ所、都市計画緑地が2カ所あるほか、公園、広場などが多数あります。西毛総合運動公園、後閑城址公園など、個性のあるテーマ性の高い施設もありますが、今後はさらなる機能向上などにより、既存公園の有効活用が求められています。
- 身近な公園や緑地の確保・整備に力を入れてほしいとの市民の声も多く、計画段階からの市民参加を促し、自然資源を活かしながら、計画的に整備していく必要があります。また、市民の自主的な維持管理活動などを通して、市民との協働※により、適切な管理運営をしていく必要があります。



施策の目標

市民が憩いの場として安全・快適に利用できるよう、公園・広場の充実を図るとともに、市民と行政との協働※による維持管理を推進し、愛着の持てる公園づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
都市計画区域※内市民一人当たりの都市公園面積	7.54 m ²	8.04 m ²

施策展開の方向

（１）魅力ある公園・広場の整備

公園・広場などを計画的に整備し、市民が自然にふれあう場、コミュニティの場として活用していきます。

日常的に多くの人が集まる公共施設や駅、温泉施設周辺では、人々の交流が育まれるよう、地域特性を活かした魅力的な公園・広場の整備を行います。

さらには、災害時における避難場所ともなるよう、市街地における公園の配置バランスを取りながら、整備を行います。

（２）緑地の創出

良好な緑を保全しながら、地域の特性を活かした魅力的な公園・広場を計画的に整備し、美しい景観づくりとしての緑地の創出を推進します。

（３）市民との協働※による公園整備

市民参加による身近な公園づくりに向け、地域二 zones に沿った公園づくりを進めるとともに、市民との協働※を一層推進し、適切な管理運営を図ります。

【4】環境対策

現況と課題

- 経済発展を至上とした人間の活動は、環境負荷の著しい増大をもたらし、地球規模での環境問題を引き起こしてきました。本市では、平成 22 年度に「安中市環境基本計画」の見直しおよび「安中市地球温暖化※対策実行計画」を策定し、地球環境の保全に向け、計画的な取り組みを推進しています。
- 環境保全については、環境美化運動などを通じて市民の意識の向上を図るとともに、ポイ捨て等防止標語の電光掲示板の設置、不法投棄防止や犬のフン害防止の看板を設置することで、広く周知・啓発を行っています。特に不法投棄対策としては、市民の協力を得ながら関係機関と連携して対処しています。
- 地球温暖化※対策としては、国による取り組みが進められていますが、東日本大震災の発生以来、エネルギーに関する関心が高まっていることから、市民一人一人や、企業、行政がさらなる対策を取っていく必要があります。



施策の目標

市民・事業者・行政の連携協力のもと、環境保全対策や地球温暖化※対策を進め、市民にとって暮らしやすい環境を、いつまでも守っていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
住宅用太陽光発電システム設置補助金交付件数	140 件	240 件

施策展開の方向

（１）環境の保全・市民意識の啓発

環境基本条例※および環境基本計画に基づき、環境保全の施策を計画的に推進していきます。

市民や事業者にも、環境美化運動や地域清掃活動への参加を促し、市民・事業者の環境意識の向上を図ります。

不法投棄に対しては、市民・事業者・行政の連携協力のもと、監視体制の徹底や重点地区への定期的な対応、広報による啓発活動など抑止体制の強化を図ります。

（２）地球温暖化※防止対策

地球温暖化※対策実行計画に基づき、地球環境保全のための取り組みを計画的・総合的に推進します。

家庭や企業において、省エネ行動による電気などのエネルギー消費の抑制、ごみの減量化による処理に係る二酸化炭素排出量の削減および太陽光、太陽熱などの自然エネルギーの活用を普及・啓発、推進します。

また、アイドリングストップ※など、エコドライブの実践や公用車の低公害・省エネルギー車への買い換え、太陽光などの利用による公共施設への新エネルギー導入などを検討します。

（３）墓苑

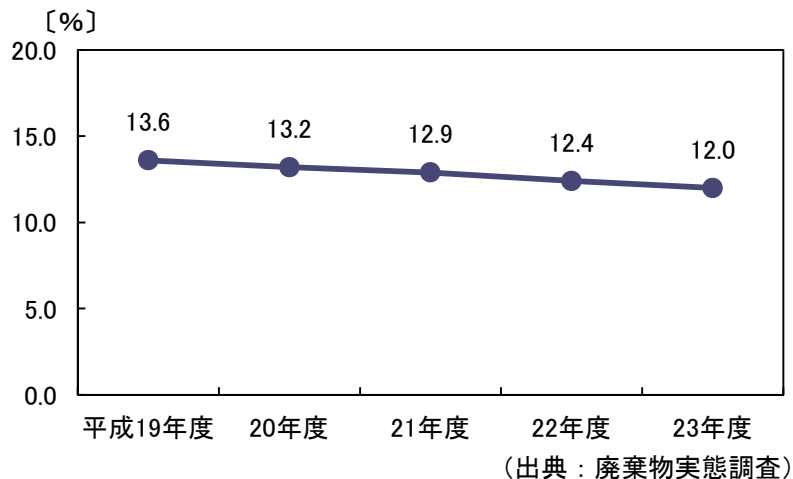
周辺環境が良く、取得しやすい市営霊園墓地の整備を検討します。また、すみれヶ丘聖苑の適正な維持管理に努めていきます。

【5】衛生対策

現況と課題

- わが国は過去、大量生産・大量消費によって経済発展を成し遂げてきましたが、一方では、ごみ問題の発生という深刻な社会問題を引き起こしてきました。こうした問題に対応するため、ごみの減量化・再資源化に努め、環境に優しい資源循環型社会を確立することが求められています。
- 一般廃棄物の処理は市の責務です。本市では、可燃ごみ等は焼却して中間処理を行い、粗大ごみ等は破碎・選別し、鉄類、アルミ類は再資源化処理を行っています。また、し尿・浄化槽汚泥等は高負荷脱窒素処理・高度処理を施し、適正に河川へ放流しています。一般廃棄物処理施設は、設備・機器・部材が高温多湿、腐食性空間にさらされているため、摩耗しやすく耐用年数が短い特性があります。このため、ストックマネジメント※の考え方を導入し、適正な運転管理と毎年の定期点検整備や適時の延命化対策を講じて、施設の長寿命化を図る必要があります。
- 一般廃棄物の処分については、平成 14 年 4 月以降、焼却灰等を民間の一般廃棄物最終処分場へ搬出し、委託処分していることから、今後、新たに本市施設の建設を検討する必要があります。
- ごみの減量化・再資源化の推進のため、資源ごみである新聞、雑誌（雑がみを含む）、ダンボールおよび紙パックなどの集団回収に各地区で取り組み、再資源化しています。しかしながら、資源として再利用可能なものまでが、ごみとして出されていたりする例もいまだにみられることから、ごみを分別する手間が新たな負担とならず、市民が協力しやすいような収集方法を検討する必要があります。
- 下水道が整備されていない地域では、生活雑排水が未処理のまま排出されることも多く、河川などの水質を悪化させる原因となっています。

図表：ごみのリサイクル率



施策の目標

市民の理解を深めながら、ごみの減量化と再資源化に取り組む一方、ごみやし尿などの適切な収集・処理を進め、市民が清潔で快適な暮らしを営めるよう努めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
ごみのリサイクル※率	12.0%	22.0%

施策展開の方向

（１）ごみ・し尿処理

ごみ処理施設については、性能水準を維持しつつ耐用年数の延伸を図り、ごみ・粗大ごみ等を効率的かつ適正に処理するため、予防保全の観点に立ち、施設の基幹改良整備を計画的に進めていきます。また、し尿処理施設については、増加傾向にある浄化槽汚泥に即応した機能充実を行い、二酸化炭素排出量削減を見据えながら耐用年数の延伸を図り、し尿・汚泥等を効率的かつ適正に処理するため、基幹改良整備を計画的に進めていきます。

（２）ごみの減量化・資源の再利用

ごみの減量化やリサイクル※について、市民に対するさらなる周知・啓発を図り、分別収集の細分化や3R※活動の推進、不要品などの再利用促進活動を行います。

また、粗大ごみ、プラスチック類、紙類などについても再資源化を進めるほか、リサイクル※センターの整備を検討します。

（３）廃棄物の適正な収集・処理

市民の理解と協力を得ながら、ごみステーションによる適正な収集体制の実現に努めます。

また、ごみステーションで収集しない粗大ごみや、処理が困難なごみの収集・処理については、受け入れ施設の整備または広域処理などを検討します。

（４）汚水処理

公共下水道計画区域以外の汚水処理については、合併処理浄化槽※（市町村設置型を含む）、農業集落排水など、整備の必要性・方向性を検討しながら、地域の実情に沿った整備を図っていきます。

基本政策 4. 安全な市民生活の確保

【1】防犯対策

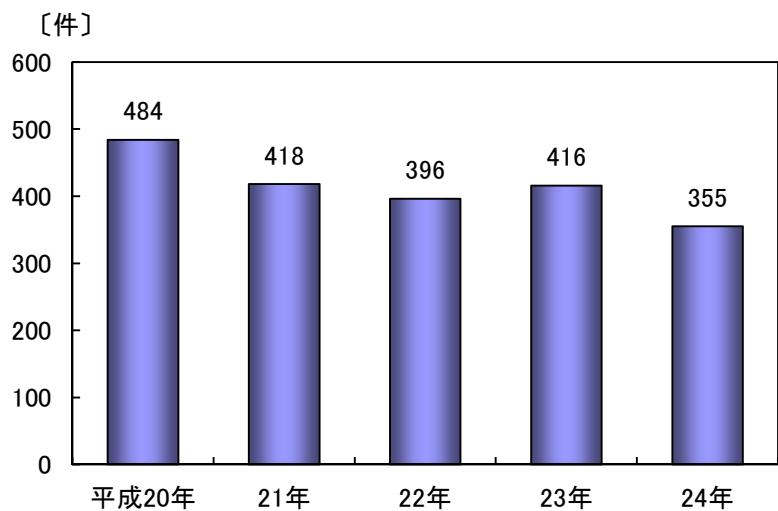
現況と課題

○近年、犯罪の凶悪化・多様化が進み、特に子どもや高齢者を狙った犯罪が目立つようになってきています。

○本市では、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現に向け、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、平成 18 年 9 月に「安中市安全なまちづくり条例」を制定し、併せて「安中市安全なまちづくり推進協議会」を設置し、さまざまな活動を進めています。

○本市における刑法犯認知件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、犯罪を未然に防ぎ、犯罪が発生した場合に適切かつ迅速に対処するためには、警察、行政、市民、団体、事業者などが一体となった取り組みが求められます。今後は、防犯意識の高揚を図るための啓発、広報活動をはじめ、安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取り組みを強化していく必要があります。

図表：刑法犯認知件数



(出典：安中警察署調べ)

施策の目標

市民を犯罪から守るため、警察および関係団体との連携のもとに防犯対策を推進し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
刑法犯認知件数	355 件	320 件

施策展開の方向

（１）防犯意識の高揚

警察、安中市防犯協会などの関係機関と協力し、「県民防犯の日」の周知徹底や、県民防犯運動をはじめとした各種防犯運動の積極的な展開により、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯講座・防犯機器展示の実施、チラシ・リーフレットなどの配布や、県・警察ホームページの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。

（２）防犯活動の推進

さまざまな犯罪、事故などの未然防止に向け、各地区防犯協会および自主防犯組織の充実・拡大を図り、指導助言、その他必要な支援を行います。

また、青色回転灯装備車両および自主防犯組織による防犯パトロールの実施など、地域・職域防犯団体との連携を強化し、地域の実情に即した地域ぐるみの防犯活動を促進します。

さらには、学校、通学路などにおける児童・生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検と危険箇所の改善、「子ども安全協力の家」の周知徹底と活用を図るなど、学校安全体制の整備を支援します。

（３）地域防犯環境の整備

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場や住宅などの環境整備に努めるほか、地域と連携して防犯灯の設置を進め、LED 防犯灯の導入も検討するなど、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

また、青少年の健全育成のために、家庭・地域・学校などと連携し、非行防止や有害環境の浄化などの取り組みを強化し、麻薬、覚醒剤、シンナーなどの薬物乱用防止活動や、暴走族を許さない環境づくりに努めます。

さらには、安中市暴力排除推進協議会の活動のもと、市民の暴力排除意識の向上を図り、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」の三ない運動を実践することにより、暴力のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。

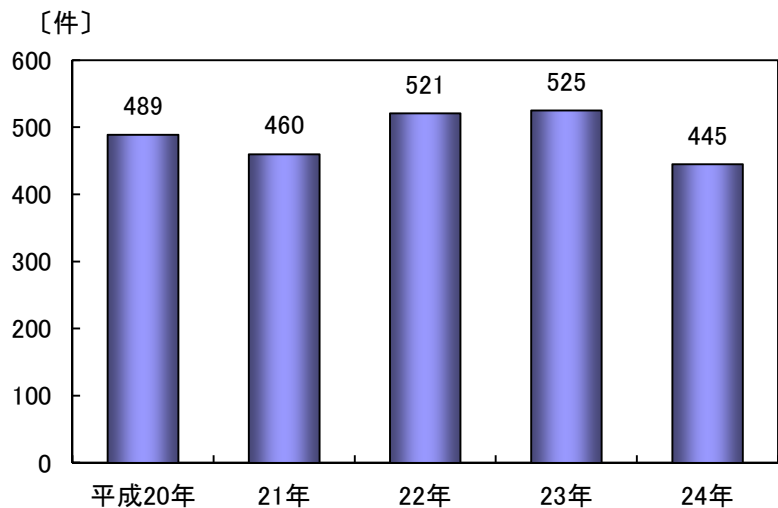
また、新たに制定した「暴力団排除条例」に基づいた取り組みを進めます。

【2】交通安全対策

現況と課題

- 本市の交通事故による死傷者数は平成 18 年度に減少したものの、依然として高い水準にあります。近年の交通事故は、自動車保有台数および運転免許保有者の増加、高齢者などの運転者層の多様化、道路交通環境の悪化などによるものと考えられます。
- 市内の交通事故の 30%（平成 24 年 4 月 1 日現在）が交通量の多い国道 18 号で発生しており、国道の交通環境の改善が望まれているほか、県道および市道における歩行者の安全確保が重要な課題となっています。
- このような状況から、今後も安中市交通安全条例に基づき、関係機関とも協調しながら、優先的に県道および市道幹線道路の道路幅員の拡幅、歩道の整備、危険箇所の道路改良および夜間照明灯の設置など、交通安全施設の整備を進めていく必要があります。また、市民一人一人の交通安全に対する意識の高まりを促すなど、交通安全対策を強力かつ総合的に推進しなければなりません。

図表：交通事故（人身事故）発生件数



（出典：安中警察署調べ）

施策の目標

市民一人一人の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関や団体との連携を強化し、交通事故を未然に防ぐ環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
交通事故（人身事故）発生件数	445 件	400 件

施策展開の方向

（１）交通安全意識の高揚

市民への交通安全思想の普及徹底、交通安全意識の高揚を図るため、市・警察、交通安全協会などが中心となり、あらゆる機会を通じて、積極的に交通安全運動を推進します。

また、交通指導員※により、市民の交通安全確保のため街頭活動を実施し、児童・生徒、園児の通学、通園時における保護・誘導をはじめ、歩行者、自転車利用者に対する指導を推進します。

（２）交通安全活動の推進

交通安全に係る関係機関・団体相互の各種情報の提供、集約等連絡協力体制の確立を図り、警察、県、市、民間団体などによる官民一体となった交通安全活動推進体制を一層強化し、交通安全活動の展開を図ります。

（３）交通安全環境の整備

歩行者、自転車利用者に対する安全確保のため、道路幅員の拡幅、歩道などの設置を主要幹線道路から優先的に実施するとともに、児童・生徒、園児の通学・通園対策として、スクールゾーンや通学路などの見直し、拡充を図ります。

また、信号機、道路標示、道路反射鏡の設置、ガードレールなど防護柵の整備などを継続し、交通環境の変化や地区の特性に対応した施設の整備に努めます。

さらには、安全な道路交通環境の整備を図るため、市道の整備を推進するとともに、山間部などにおいては、落石防護柵などの施設の整備を図ります。

【3】防災対策

現況と課題

- 本市は大規模な自然災害が少ない地域ですが、近年、地震や豪雨などの自然災害による被害が全国各地で相次ぎ、また平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は多くの人々に自然の脅威を見せつけ、防災に対する市民の関心が高まっています。
- 突発的な災害に対して被害を最小限に抑えられるよう、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、防災に関する各種施策を積極的に推進しなければなりません。特に、施策を進める上で、従来の「防災」の観点に加え、「減災」の観点を考慮していく必要があります。さらに災害時における正確かつ迅速な情報の伝達・収集体制の強化、保健・医療・衛生体制の整備など災害対策を総合的に進め、危機管理体制の充実を図る必要があります。
- また、防災においては、公助だけでなく共助、自助の果たす役割が極めて大きく、相互に協力、連携し災害による被害の未然防止、最小限化に取り組むことが大事です。そのためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、自主防災組織※の重要性を認識し、地域住民・行政・関係機関が連携した防災体制づくりが必要です。特に妊婦、乳幼児、高齢者や身体障害者などの災害時要援護者の避難支援においては、地域住民と行政の協働※が欠かせません。



施策の目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、「安中市地域防災計画※」に基づき、市民・行政・関係機関の連携による防災体制づくりを進め、災害に強いまちを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
自主防災組織※率	3.2%	100%

施策展開の方向

（１）防災意識の高揚

防災においては、公助だけでなく自助・共助の果たす役割が極めて大きいことから、防災訓練などの活動支援や出前講座の開催などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。防災訓練は実践的な内容で行うことで、発災時に効果的な活動支援を行います。

また、洪水・土砂災害・地震による被害を想定したハザードマップを作成し、市民への危険箇所の周知と防災意識の向上を進めます。

（２）地域防災力の向上

災害時の避難住民の誘導や被災者の救援には地域住民の力が不可欠であるため、日常的な教育、福祉、環境美化などの地域社会活動と組み合わせた、継続性のある自主防災活動の推進を図り、地域や職場における自主防災組織※の設立を促進します。同時に、自主防災組織※を中心とした避難所運営手法の検討、災害時要援護者への対応手法の検討を進めます。

（３）防災体制の強化

①災害に強い都市基盤の整備

地震、洪水などの被害を想定し、構造物などの安全性を高め、被害の軽減を図ります。特に、病院、学校などの公共施設については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震性の向上に努めます。

また、国・県の協力を得ながら、土砂災害危険箇所の安全対策をはじめとした治山、砂防事業の推進や、洪水被害の未然防止のための河川改修などの着実な整備に努めます。

②災害対応力の充実強化

防災行政無線の充実などにより、緊急時の警戒避難体制の強化と併せ、情報収集・伝達の効率化、信頼性の向上や情報の共有化を図ります。

また、円滑な避難救助活動などができるよう、道路環境の改善に取り組むとともに、防火水槽や消火栓など消防水利の計画的な整備を進めます。

さらには、地域の消防・水防団員の確保・育成や消防団装備の充実に努め、水や食糧の備蓄、応急物資および防災資機材の確保・充実に取り組みます。また、放射能汚染・竜巻などの幅広い災害へ向けた体制づくりの研究・検討を行い、適宜、防災会議などでの検討を行い

基本目標 1 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

ます。

③広域連携の強化

埼玉県桶川市や地域の事業所との災害協定などに基づき、災害応急対策の協力・連携強化を図ります。

④復旧体制の確立

被災したライフライン※、住宅、公共施設などのハード面や被災者に対する生活支援などのソフト面の復旧・復興体制を確立します。

⑤国民保護計画※の推進

「安中市国民保護計画」に係る緊急時の措置を明確に示して、住民の避難・救援や武力攻撃災害への対処など市民の安全確保に努めます。

【4】消防・救急体制の充実

現況と課題

- 近年発生した東日本大震災のような大規模な災害や、火災・事故などから市民の命や財産、暮らしを守るため、消防・救急体制の充実強化に対する期待が高まっています。
- 本市の消防機関のうち消防本部および消防署は、高崎市・安中市消防組合が担っており、安中消防署では、日常の訓練や装備の更新に努め、複雑化・多様化する災害、救急業務などに対応しています。
- 一方、消防機関のうち消防団については、消防団詰所、消防団車両を古いものから計画的に順次更新しています。また、団員の被雇用者の割合が高くなっているため、出場が必要な場合に対応できるよう、消防団員の人員確保などが必要となっています。また、消防団の充実とともに、自らの地域を守るための自主防災組織※の充実も、今後の課題となっています。



施策の目標

市民の生命・財産を守るため、消防施設の更新・整備や、消防団など地域密着型の消防組織の充実などにより、消防救急体制の強化を目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
消防団協力事業所数	0 事業所	25 事業所

施策展開の方向

（１）消防施設の更新・整備

火災、震災、洪水被害や救急業務などに備え、市民生活の安全を確保するため、消防団詰所、車両については更新年度や各地区のバランスを考慮しながら、引き続き、最先端の設備を充実させていきます。また防火水槽に関しては、大規模災害に備え、計画的に整備していきます。

（２）地域との連携による消防体制の整備

消防団員の確保に取り組むとともに、消防署や地域・職場における自主防災組織※、女性防火クラブなど地域との協力を得ながら、十分な消防活動ができる体制づくりに努めます。

また、火災を未然に防止するための予防査察を充実するとともに、市民に対する防火意識の高揚を図ります。

（３）救急体制の充実

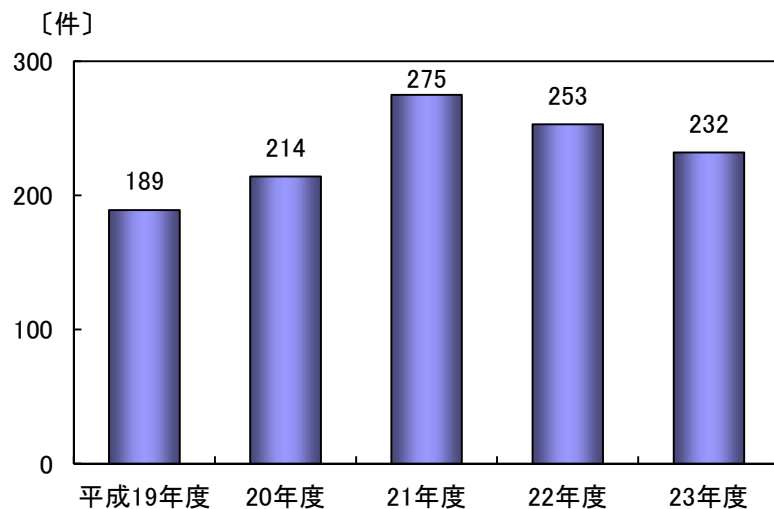
救急患者の救命率向上を図るため、高規格救急車※の活用および医療機関との連携の強化など、装備の充実や救命対策の推進に努めます。また、適切な救命活動を行うため、救急救命士の計画的な養成、AED※の普及・点検や市民への講習会の実施などに努めます。

【5】公害防止

現況と課題

- これまで、企業などの大規模な産業活動による産業型公害が問題となっていました。近年では、市民の生活や経済活動によって生じる廃棄物や、生活排水などが原因である都市生活型公害も問題となっています。
- 本市では、環境基本法、群馬県的生活環境を保全する条例、安中市環境基本条例※などに基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭の防止に努めています。今後も関係機関との連携を図りながら、公害の発生を防ぎ、発生した問題に対しては適切に対応することが重要となっています。
- また、公害汚染地域の農用地については、公害防除特別土地改良事業により、公害汚染地域およびその周辺地域を含め、農用地としての機能を回復し、農業経営の安定、向上を図ることが必要です。

図表：苦情処理件数



(出典：環境推進課調べ)

施策の目標

関係機関との連携のもとに、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下・悪臭・騒音・振動などの公害の防止に努め、暮らしやすい環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
苦情処理件数	232 件	150 件

施策展開の方向

（１）環境保全体制の強化

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などを未然に防止するため、調査を定期的を実施し、公害の予防に努めます。

（２）公害防止対策の推進

大気汚染物質の排出抑制、水質汚濁や土壌汚染、悪臭、騒音、振動などの防止に努めるとともに、苦情通報や連絡により、必要に応じて関係機関などと連絡を取り合い、発生源に対して、規制、監視、指導を実施し、解消または解決を図ります。

（３）公害防除特別土地改良事業

公害防除特別土地改良事業を実施して、公害汚染地域およびその周辺地域を含め、農用地としての機能を回復するよう、農業経営の安定、向上を図ります。

【6】消費者保護

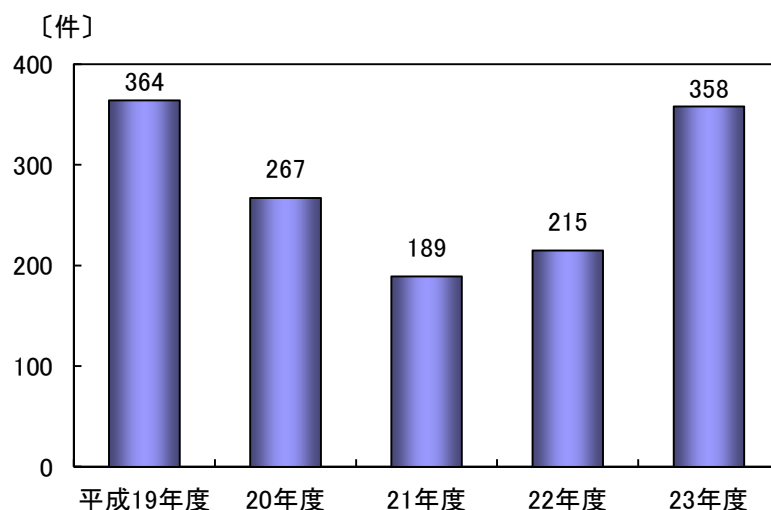
現況と課題

○消費者ニーズの多様化に伴い、新たな商品やインターネット※などを介したサービスが提供されるようになり、近年では、消費生活のあり方が劇的に変わりつつあります。

○このような変化の中で、悪質商法による被害は後を絶たず、消費者トラブルは多発し、その内容も多様化・複雑化しており、特に高齢者が狙われるケースが目立っています。

○今後は、さまざまな消費者トラブルや被害の防止に向け、関係機関と連携を強化し、消費生活情報の収集・提供をはじめ、学習機会や相談体制の充実を図る必要があります。また、消費生活センターの機能強化を推進するとともに、自ら進んで知識を身につけ行動できる自立した消費者の育成に向け、啓発活動を展開していく必要があります。

図表：消費生活相談件数



(出典：消費生活センター調べ)

施策の目標

消費者自らの意志と責任によって行動ができるよう、市民の意識の向上を図りながら、相談体制などの充実を図り、消費者被害のない環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
消費生活相談件数	358 件	330 件

施策展開の方向

（１）消費者意識の向上

関係機関との連携を強化し、学校・地域・職域などにおいて、幅広い年齢層を対象とした消費者教育を充実させ、消費者の意識啓発を図ります。

近年の悪質商法による消費者被害の防止のため、特に、高齢者や若年層に対しては、その特性を踏まえた、きめ細かな情報提供や学習機会の充実に努めます。さらに、環境問題の重要性がますます高まるなか、環境に配慮した消費行動、消費生活の普及を推進します。

（２）消費生活相談体制の充実

消費者から数多く寄せられる苦情・相談などに対して、適切かつ迅速な対応ができるよう、国、県などの関係機関との連携を深めるとともに、消費生活専門相談員※の資質向上を図り、的確な指導・助言が行えるよう、相談体制の一層の充実に努めます。

（３）消費生活安定向上施策の推進

消費生活の安定向上を図るため、毎年市内数店舗において、家庭用品品質表示法および消費生活用製品安全法に基づく立ち入り検査を実施するなど、繊維製品、電気機械器具などの品質表示の適正化、また、食品、医薬品、化粧品などの安全性の確保など、消費者保護に向けた取り組みの充実・強化を図ります。

基本目標 2

いつまでも健康に暮らせるまちづくり

基本政策 5. 健康づくりの推進

基本政策 6. 福祉の充実



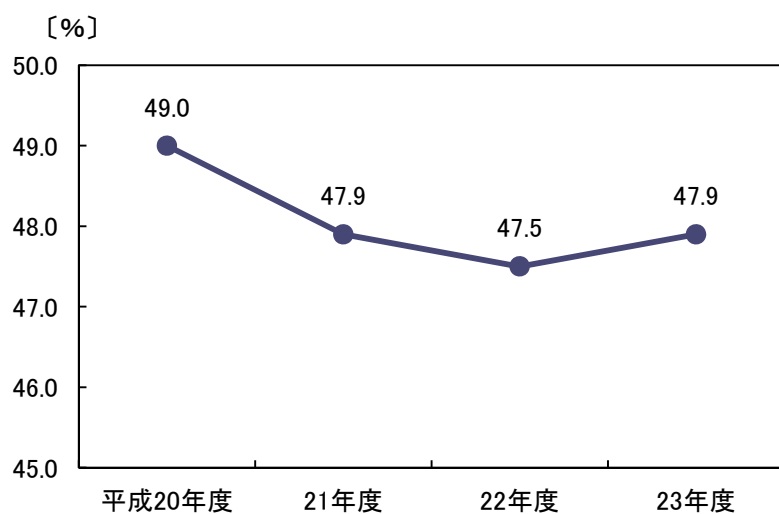
基本政策5. 健康づくりの推進

【1】保健予防

現況と課題

- わが国は、世界一の水準の平均寿命を誇る長寿社会ですが、近年は高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病※が増加し、大きな問題となっています。このような中で、あらゆる世代が健やかに暮らせるように、食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取り組みを強化して生活習慣病※などの予防を図り、健康寿命の延伸を進めることが重要です。
- 本市では、健康づくりの推進、生活習慣病※や三大死因の一つであるがんの予防などに向け、各種健康診査の受診しやすい体制を整備し、受診率の向上に取り組んでいます。
- 健康づくりは、個人や地域が主体的に取り組むことが大切であるため、市民が身近な場所で自ら健康づくりに取り組むことのできる環境をつくり出すとともに、今後は、地域で互いに支え合いながら、一人一人の健康を守る地域づくりをしていく必要があります。

図表：特定健康診査受診率



（出典：法定報告）

施策の目標

健康増進計画「いきいき安中健康 21」に基づいて、市民一人一人が主体的に取り組むことのできる予防を重視した健康づくりを進め、心身ともに健やかな生活を送ることのできる地域づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
特定健康診査受診率	47.9%	60.0%

施策展開の方向

（１）健康づくりの推進

①地域で支える体制づくり

市民の健康づくりが活発に展開されるよう、安中市健康づくり推進協議会による検討を進めるとともに、安中市食生活改善推進員協議会、安中市母子保健連絡協議会などとの連携により、健康づくりを地域で総合的に支える体制づくりを一層進めていきます。

②生活習慣病※の予防

生活習慣病※の効果的な予防を目指して、保健師、栄養士などにより、食生活の改善と運動習慣など生活習慣の基本的なあり方の意識啓発を図ります。また、関係機関と連携して、心身の健康を増進するための総合的な事業を進めます。

③歯の健康づくり

歯の健康づくりは健康を支える重要な要素であることから、引き続き「8020 運動※」を推進します。併せて、幼児から高齢者まで、関係機関の協力を得て、歯科健康教育、相談指導を充実させていきます。

④精神保健対策

一人一人が知識を深め、自分に合った、こころの健康づくりの実践をしていくために、個人のサポート体制と地域ぐるみの支援体制づくりを図ります。

（２）地域保健対策の推進

市民の健康の保持および増進に向け、保健師をはじめとする技術職員を計画的に確保するとともに、関係機関との連携や庁内体制の整備などによる健康危機管理体制の強化を図ります。

（３）恵みの湯の活用

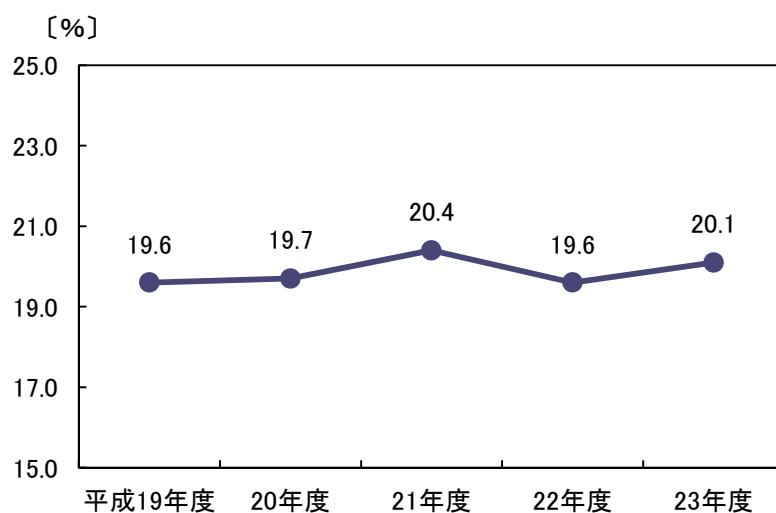
市民の健康増進と地域間交流の促進を図るため、利用者のニーズの多様化にできるだけ対応し、施設および設備の計画的改修を進めていきます。

【2】疾病予防

現況と課題

- 超高齢社会※の到来のなか、健やかに心豊かな生活を送るためには、疾病の予防や早期発見がますます重要になっています。
- 本市では、市民の健康相談、健康診査、人間ドック、各種検診、保健指導などを実施しているほか、有病者・予備群を減少させることを目標として、メタボリックシンドローム※に着目した特定健診・特定保健指導を実施しています。
- 今後は、各種検診の受診率向上や、受診者に対する事後指導の徹底が重要な課題となっています。また、関係機関との連携を図りつつ、生活習慣病※に対する認識を高め、疾病予防に取り組む必要があります。
- 子どもの心身の健全な育成のために、妊産婦や乳幼児に対する保健指導や健康診査を実施し、規則正しい生活習慣の獲得、育児不安への対応などを視野に入れた対策が重要な課題です。また、感染症のまん延を防ぐため、感染症の特性、予防方法などについて周知を図る必要があります。また、予防接種が有効な手段であるため、接種率の向上が必要です。

図表：大腸がん検診受診率



(出典：保健事業活動実績)

施策の目標

子どもから高齢者まで、だれもがいきいきと健やかな生活を送れるよう、母子保健対策・成人保健対策・感染症などの予防対策等を通じて、疾病から市民の健康を守ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
大腸がん検診受診率	20.1%	28.0%

施策展開の方向

（１）母子保健対策の推進

妊産婦および母子の健康の保持増進のため、両親学級などの開催により出産や育児に関する保健・行政情報、母親同士の交流の場を提供するとともに、家庭訪問などによる相談指導の充実を図ります。また、思春期育児体験学習などの事業を通じて、次世代を担う青少年の母子保健への理解を深めます。

このほか乳幼児健康診査を充実させ、相談体制や健康診査後の事後指導などの強化を図り、併せて、乳幼児期の健康や基本的生活習慣についての情報提供に努め、家庭の育児支援を進めます。

（２）成人保健対策

基本健康診査、各種がん検診などの受診率向上を図り、生活習慣病※の早期発見、早期治療、症状の進行防止や機能回復まで包括した保健医療サービス体制の整備を推進します。また、医師会、地域の各種団体などの連携による健康管理体制づくりを促進します。

（３）感染症などの予防対策

感染症の発生およびまん延防止のために予防接種を実施するとともに、その接種率の向上に努めます。特に結核対策については、健康診断を実施するとともに予防普及活動を進めます。このほか、新型インフルエンザ、食中毒予防についても、感染症等予防対策協議会などの取り組みにより対策を推進します。

【3】医療の充実

現況と課題

- 生活習慣病※の増加などによる疾病構造の変化、医療技術の進歩・医療情報の普及に伴い、医療ニーズは多様化、高度化しています。医療サービスの向上はこれからますます重要となり、特に少子高齢社会の進展を背景として、地域の医療体制の充実や、救急医療の充実が必要とされているほか、保健福祉関係各機関との密接な連携が求められています。
- 本市には、公立碓氷病院など病院が5カ所、診療所が38カ所、歯科診療所が24カ所（平成24年3月31日現在）開設され、地域医療を担っています。一次医療は、市内の医療機関を中心に、日常生活に密着した保健サービスの提供と、かかりつけ医による初期医療を行い、市民生活を医療と保健の両面から支えています。
- 救急医療体制※については、平日夜間の初期救急医療でさえ市内の医療機関で対応できる状況ではありません。休日については、碓氷安中医師会の協力の下で当番制が確立されていますが、二次救急医療は十分な受け入れ体制を確保できていません。
- 今後は、地域医療を支える在宅当番医制、病院群輪番制※を維持するとともに、高度な医療との連携や災害時に備え、広域医療体制を一層強化する必要があります。また、地域唯一の自治体病院である公立碓氷病院については、改修を進め、地域の中核病院として市民ニーズに応えることが求められています。



施策の目標

地域における医療体制を整備するとともに、高度医療体制や救急医療体制※の充実を図り、市民が安心して日常生活を営める環境づくりに努めます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
公立碓氷病院の医師数（常勤換算）	17 人	19 人

施策展開の方向

（１）医療供給体制の整備

①地域医療体制の強化

関係団体と連携し、かかりつけ医の普及と定着を図ります。また、公立碓氷病院については、市民の医療需要に沿った医療体制を整備していきます。

このほか公立碓氷病院と診療所・病院などとの病診連携・病病連携の強化を図り、効果的な医療体制づくりを推進します。

②保健・福祉との連携強化

健診事業や介護保険事業を支援し、医療から介護・福祉に至るまで、関係機関との連携強化を図り、包括的な医療に努めます。

（２）高度医療体制の充実

①医療サービスの向上強化とマンパワーの確保

高度な医療サービスを提供するため、高度医療機器や電子カルテなどを導入します。

また、疾患の多様化と患者数の増加に対応するため、医療ニーズに即した診療科の増設や、不足している医師・看護師などの確保に努めます。

②高度・専門医療の推進

がん治療など、高度で専門的な医療が提供できる体制の充実を図ります。

（３）公立碓氷病院の施設整備

市民に質の高い医療を提供するため、地域の中核的機能を有する基幹病院として、市民が安心して利用できるよう整備を進めます。

（４）救急医療の充実

行政、消防、その他関係機関との連携を図り、搬送・情報伝達の迅速性を確保できる救急医療体制※を構築します。

基本政策 6. 福祉の充実

【1】地域福祉の充実

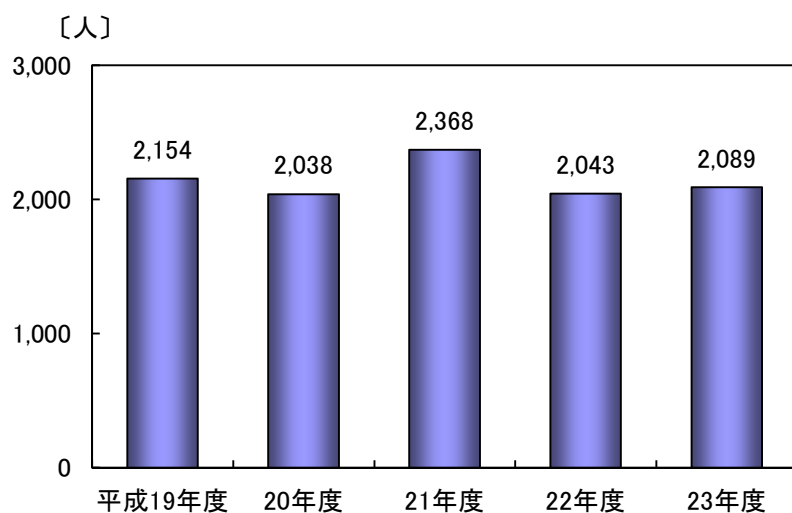
現況と課題

○かつての伝統的な家庭や地域の助け合い関係が弱まる一方で、少子高齢化などの進展によって福祉ニーズは増大しています。このため、地域におけるさまざまな福祉問題について、行政と連携しながら、地域住民自身が解決方法を考え、自ら実行するなかで、福祉の増進を図る「地域福祉」の重要性が増しています。

○現在、本市では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア*や NPO*団体などが中心となって福祉活動を行っています。

○今後は、さまざまな機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図りながら、自主的な福祉活動を支援していくことが必要です。また、地域住民や各種地域福祉団体との連携・協力によって、子どもや障害者、高齢者などを見守る地域福祉ネットワークを構築していくことが求められます。

図表：ボランティアセンター登録者数



（出典：市社会福祉協議会調べ）

施策の目標

高齢者や障害者、子どもと大人、外国籍の人、男性と女性などそれぞれの違いを超えて、すべての市民が暮らしやすくなるよう、バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいて、総合的な地域福祉サービスの確立に努め、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
ボランティア※センター登録者数	2,089 人	2,400 人

施策展開の方向

（１）地域での支え合い意識の高揚

市民がともに支え合う社会の実現を目指して、市民の福祉に対する理解と関心を高め、だれもが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア※活動に参加していけるような機運の醸成に努めます。

（２）地域福祉体制の充実

地域福祉における市民と行政の重要なつなぎ手として、民生委員・児童委員の活動を積極的に推進するとともに、「災害時における一人も見逃さない運動」や「ひとり暮らし高齢者への声かけ運動」など、地域住民の協力のもとに、子どもや高齢者を犯罪や災害から守るための見守り体制をつくります。

（３）担い手の育成・確保

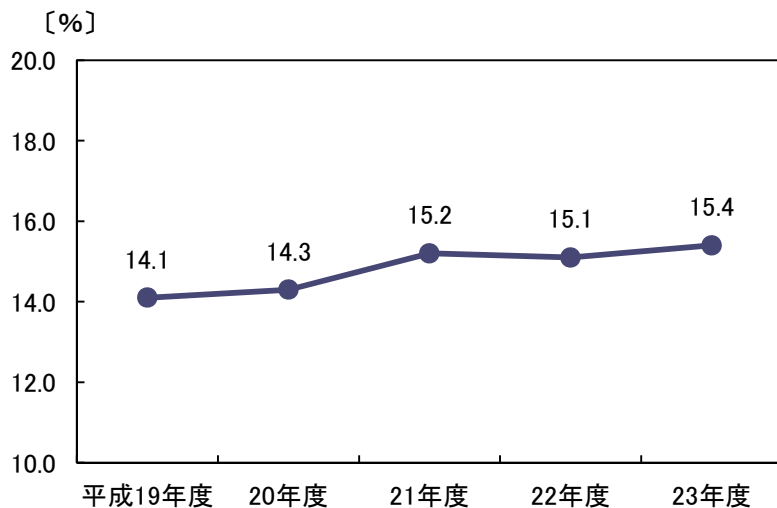
各種地域福祉団体の活動活性化を図る一方、子どもから高齢者まで、新たにボランティア※活動をはじめの人を対象とした活動マニュアルの作成やボランティア※育成講座などの開催により、担い手の育成・確保に努めます。

【2】高齢者福祉の充実

現況と課題

- わが国の65歳以上の高齢者人口は、総人口の23.3%に達し（平成23年10月1日現在）、世界のいずれの国も経験したことのない超高齢社会*を迎えています。介護ニーズが増大する一方で、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、保健福祉サービスなどを組み合わせた支援の重要性が高まっています。
- 本市の平成24年4月1日現在の65歳以上の高齢者人口は17,278人で、年々増加の一途をたどっています。高齢者福祉サービスによる介護や日常生活支援に加えて、多くの高齢者は介護を必要としていないことから、老人クラブやシルバー人材センター、老人福祉センターなど、高齢者が地域で活動しやすい機会や場を提供しています。
- 今後は、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進し、高齢者が社会の一員としての役割を持って暮らせる明るい高齢社会を築いていくことが重要で、高齢者のニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、介護に係わる関係機関や関係者、そして地域における福祉団体などとの連携と協力により各種施策を推進していく必要があります。

図表：介護を必要とする高齢者の割合



（出典：介護保険月報）

施策の目標

高齢者がいつまでもいきいきと生活できるよう、活動の機会や場を充実し、地域社会への参加を促していきながら、在宅福祉サービスなどの充実を図っていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
介護を必要とする高齢者の割合	15.4%	17.0%

施策展開の方向

（１）生きがい支援の推進

①高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

各種施策・事業などの実態調査や、社会情勢などを踏まえて計画の見直しを行い、（仮称）第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

②高齢者の社会参加活動と生きがい対策の充実

高齢者が長年培ってきた豊かな知識・経験・技能などを積極的に活用できるような場や機会を拡充します。また、高齢者が生きがいを持って地域社会で活躍できるよう、生涯学習活動への参加促進、老人クラブや各種サークルなどの活動支援、シルバー人材の育成および活用、老人福祉センターの利用促進など、高齢者の社会参画を促進します。

③相談・指導活動の充実

地域包括支援センター※の機能強化、出前講座・広報紙などによる相談や高齢者支援に関する制度の啓発活動を充実します。

（２）在宅福祉サービスの充実

①介護保険給付の適正化

介護保険サービスの利用者の保護や質的な向上を図るため、対象者やサービスの的確な把握を行い、給付の適正化に努めます。

②高齢者の在宅生活支援・介護予防の推進

ひとり暮らし高齢者などへの支援、自立した生活を支えるサービスの推進、介護予防教室などの介護予防事業の充実を図ります。また、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの地域支援事業の充実、利用方法の簡素化など在宅生活支援制度の利用促進、ひとり暮らしや高齢者世帯を地域で見守るネットワークの充実に努めます。

③地域密着型在宅福祉サービスの充実

高齢者が安心して在宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、要介護状態が進んでも、なるべく住み慣れた地域を離れずに介護サービスを受けながら、安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

（３）施設福祉サービスの充実

①介護相談員※派遣等

施設入所者の不満・不安の解消と介護サービスの質的な向上を図るため、介護相談員※の派遣による相談体制の充実を図ります。

②高齢者福祉施設の整備充実

増大する福祉需要に対応するため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき老人福祉施設などの整備・充実に努めます。

③地域密着型施設福祉サービスの充実

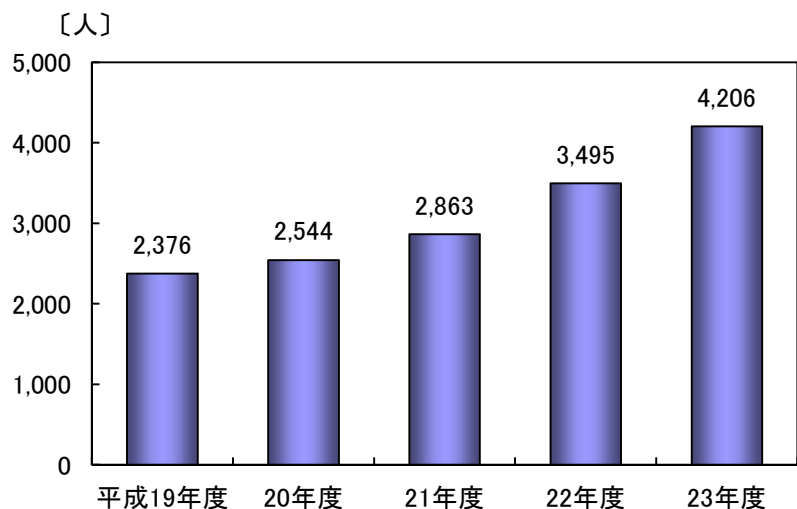
介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で介護サービスが受けられる小規模な施設整備について、生活圏域ごとの調整を図りながら進めていきます。

【3】障害者（児）福祉の充実

現況と課題

- 平成25年4月より、これまでの障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行されることになりました。身体、知的、精神障害という障害種別を問わず、サービスの仕組みの違いを一元化するなど、大きな方向性は変わりませんが、制度の谷間に置かれていた特定疾患患者を障害者の範囲に含め、また、重度訪問介護の対象者の拡大など、新たな施策を盛り込んでいます。国では引き続き検討を進めています。
- 本市の平成24年4月1日現在における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が2,419人、療育手帳（知的障害）が380人、精神障害者保健福祉手帳が243人となっています。今後は、重度の障害者の増加、障害者の高齢化もみられるなか、すべての障害者（児）が個人として尊重され、社会を構成する一員として、社会、経済、文化など、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるような、ノーマライゼーション※社会を実現していく必要があります。
- 障害者が地域で安定した暮らしを確保するためには、行政、民生委員・児童委員、ボランティア※団体、関係機関などが連携して、健康対策、自立と主体的な社会参加、生活環境の整備を推進する必要があります。このほか、福祉施設などでの作業から一般就労への移行や、施設の入所者および退院可能精神障害者の地域生活への移行に向けた取り組みが求められています。

図表：在宅サービスのべ利用者数



（出典：福祉課調べ）

施策の目標

ノーマライゼーション※の理念に基づき、市民一人一人の理解と支え合いを進めながら、障害者がその人らしく地域で暮らせる環境づくりを進めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
在宅サービスのべ利用者数	4,206人	7,500人

施策展開の方向

（１）ノーマライゼーション※の浸透

障害のある人が、市民として自立した生活のできる地域づくりを実現するため、ノーマライゼーション※の理念について、広く市民の理解と共感を得ていくための活動を推進します。

（２）障害者福祉サービスの充実

①在宅サービスと家族支援の重視

重度の障害があっても自宅や地域で自立した生活を送れるよう、きめ細かい在宅サービスの充実と併せ、グループホーム※をはじめとする小規模な生活場所の確保を強く推進していきます。また、日常生活上の負担が大きい家族に対する支援を重視した施策の充実を図ります。

②利用者本意のサービス利用体制の確立

障害者自らが自分の生活に必要なサービスを選択・決定していけるよう、相談支援や権利擁護の体制の充実など、自己決定を基本にした利用者本意のサービス利用体制の整備を図ります。

③サービスの総合化

障害者が地域で自立した生活を送るために、医療・保健・福祉・雇用・教育・住宅など生活全般にわたる総合的な支援を行います。また、こうした支援策が効率的、かつ効果的に機能するよう、関係機関の連携を図るとともに、相談から情報提供、サービス提供まで一貫して対応できる体制の整備を図ります。

（３）社会参加・就労支援の充実

地域との関わりを持てるような余暇活動の場の確保など、社会参加の機会の充実に努めます。また、就業訓練を行う社会福祉施設の充実およびハローワークとの連携、企業への働きかけなどによって、障害者の就労を支援します。

【4】児童福祉・母（父）子福祉の充実

現況と課題

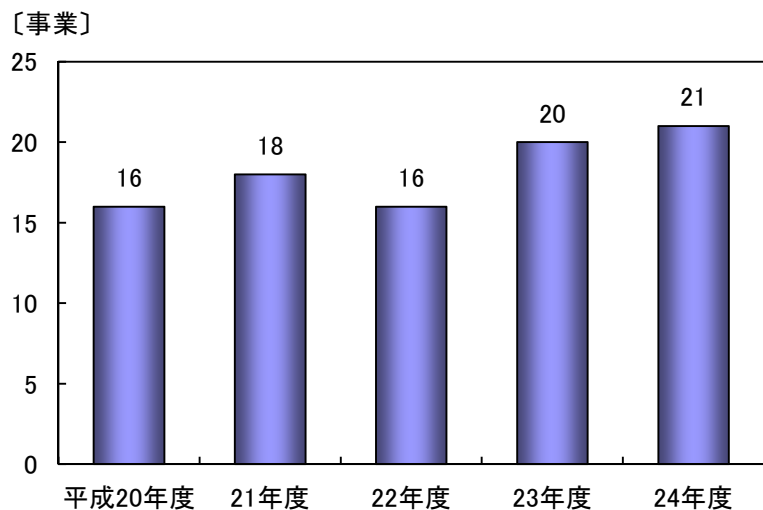
○核家族化や共働き世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、子育て環境が変化するなかで、保育ニーズはますます多様化しています。また、子どもへの虐待が社会問題となっており、対策が求められています。

○本市には、市立保育園3園、私立保育園13園が運営されています。現状では、待機児童はいませんが、保護者の保育ニーズに応じて、延長保育・一時保育・休日保育・障害児保育・病後児保育などの特別保育事業を継続、充実していくことが重要です。また、市立保育園については、築後30年以上が経過しており、早急な建て替えが必要になってきています。学童保育は、市内に16カ所あり約400名以上の児童が利用していますが、未設置地区の解消が課題となっています。

○幼保一体化※について、本市においては、いそべこども園が県知事の認定を得て、平成23年度より認定こども園となっています。

○今後は、家庭や子育てと仕事の両立に向けた支援をはじめとして、多様な保育サービスの提供、経済的支援など、子育て全体に対する支援の充実が求められます。さらには、子どもの遊び場として、児童館など児童厚生施設の設置が要望されていることから、整備を検討する必要があります。また、児童虐待の防止に向けて、関係機関との連携を図りながら、早期の対応を進めていく必要があります。

図表：特別保育実施数（延長保育・一時保育・休日保育・病後児保育・子育て支援センター）



（出典：子ども課調べ）

施策の目標

保育サービスの充実や、子育て家庭の支援を通じ、“子育てするなら安中市”という地域の中で安心して子育てできる環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
特別保育実施数	21 事業	26 事業

施策展開の方向

（１）保育サービスの充実

①保育園などの充実

保育ニーズの多様化に対応するため、今後の需要を検討しながら、延長保育や休日保育、一時保育、病後児保育など、公立、私立保育園での保育の充実に努めます。また、安全な保育環境づくりに努め、老朽化が進む市立保育園については、早急な建て替えを進めます。

なお、幼保一体化※については、今後、国等の動向を踏まえながら検討していきます。

②学童保育の充実

未設置地区の解消を目標として、国の動向を踏まえ開設時間などの変更を検討します。

（２）子育て家庭への支援

①ひとり親家庭への支援

教育訓練給付事業、高等技能訓練促進費事業などの支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立などを援助していきます。

②児童館などの整備

児童館と子育て支援センター※、学童クラブなどとの事業の兼ね合いを考慮し、利用状況を把握しながら整備充実に努めていきます。また、児童の健全育成を図るため、子育て支援センター※などを充実させ、親の育児力向上を図ります。

（３）子どもへの虐待防止対策の強化

子どもを虐待から守るため、家庭や学校、地域など社会全体の理解と関心を深め、虐待が疑われる場合は、早急に児童相談所に連絡、相談するなど、早期発見と早期対応に取り組みます。

家庭児童相談室については、市民がいつでも安心して相談できるよう、環境の整備や職員体制の充実に努めるとともに、市民への周知を行い、相談室の活用を促進します。

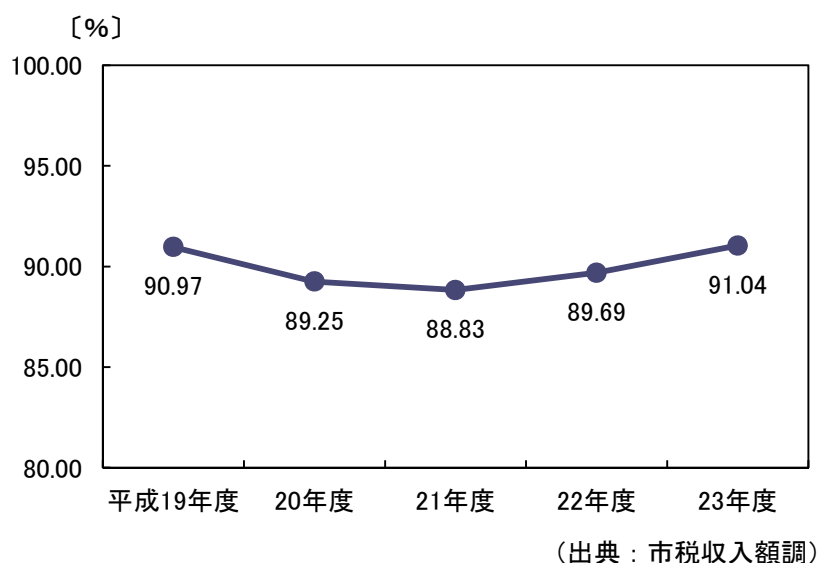
また、要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所とも連携を取りながら対応を進めていきます。

【5】社会保障の充実

現況と課題

- わが国の社会経済情勢が大きく変化するなかで、安定した暮らしを守るために、社会保障の充実と安定化が重要となっています。国では、社会保障と税の一体改革を進めており、こうした国の動向を見据えながら、適切な運営に取り組む必要があります。
- 高齢化に伴う医療費や介護給付費の増大、国民年金の未加入者や保険料未納者の増加、所得格差や景気低迷による生活保護世帯の増加などが社会問題となっており、社会保障制度※を持続することが困難となっています。また、本市における平成24年の生活保護の状況は、226世帯280人が保護を受け、保護率は、人口1,000人当たり4.6人と群馬県平均の6.7人を下回っています。
- 今後は、医療費や介護給付費の伸びを抑えるための健康の維持増進、介護予防対策の推進に加えて、若年層への国民年金制度の周知や、生活保護制度による生活困窮者の自立支援など、セーフティネットとしての社会保障制度※の充実と適正な運営が必要です。

図表：国民健康保険税収納率



施策の目標

市民が安心して生活できるよう、国民健康保険制度・国民年金制度・介護保険制度※などの周知に努めながら、制度の適正な運用に努めます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
国民健康保険税収納率	91.04%	92.50%

施策展開の方向

（１）国民健康保険の健全な運営

国民健康保険制度の意義について周知・啓発に努め、国保税の納付を促します。また、生活習慣病※の予防を図り、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ります。

（２）国民年金制度の推進

国民年金制度への正しい理解と不安解消を図るため、広報活動により制度の周知・啓発を図り、国民年金への加入および保険料の納入を促し、年金受給権の確保に努めます。

（３）介護保険制度※の適正な運営

介護保険制度※を将来にわたり安定的に継続できるよう、認定や給付の適正化、重点化を進め、介護保険財政の安定化を図ります。また、保険料の収納対策については、滞納者数の縮減に向けて努力します。

さらに、既存の施設整備状況を踏まえて、適切な介護保険施設の整備促進を図ります。

（４）低所得者への支援

低所得者の経済的な自立を図り、要保護者の適正な保護を実施するために、扶養義務者や関係先調査の徹底に努めながら、民生委員・児童委員や関係機関と協調し、相談・助言体制の充実に努めます。

また、被保護者の自立のため、ハローワークとの連携を強化し、就労指導などの支援を行うほか、医療機関や介護機関との連携を図り、適切な助言・指導を行います。

【6】人権擁護

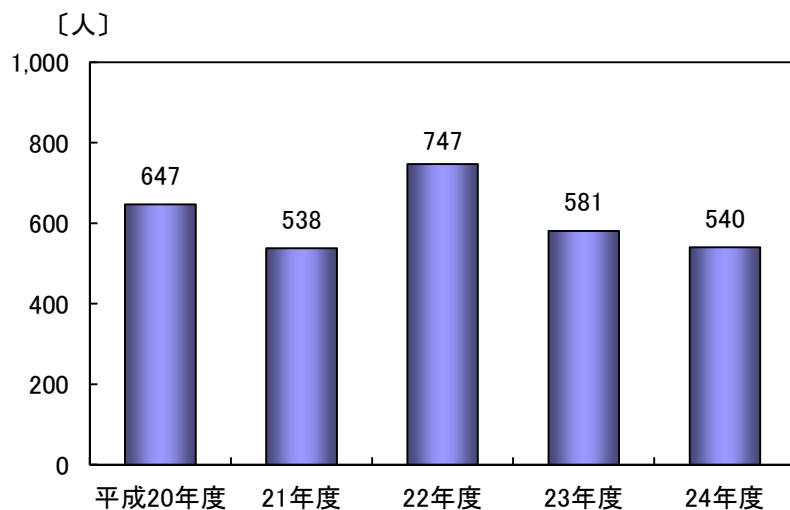
現況と課題

○21世紀は「人権の世紀」とあるといわれ、既に10年以上が経ちました。しかし、いまだ、子どもへの虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンス※、高齢者や障害者（児）の権利擁護など、人権に関する新たな問題・課題が数多くあります。人権問題は差別や偏見に関する理解や認識の不足に由来することが大きく、あらゆる機会を通じて、人権意識の向上を図ることが必要です。

○本市には、市民の福祉および人権の向上を図るため、地域住民に対して生活上のさまざまな相談対応や各種事業を実施することを目的に、隣保館（ゆうあい館・光陽館）が設置されています。地域のコミュニティセンターとして交流の場となっているほか、同和問題の相談や差別意識を解消するための重要な役割を担っています。

○隣保館の利用者は年々増加していますが、今後は、若い世代や男性など新たな参加者が見込めるよう、ニーズに合わせた取り組みが必要となります。また、人権啓発のための取り組みも充実していく必要があります。

図表：人権教育・啓発講演会への参加人数



（出典：福祉課、生涯学習課調べ）

施策の目標

市民だれもが、自己の実現に向けて、その人らしく努力していける環境づくりに向け、人権意識の啓発・高揚などを通じ、人権思想の普及に努めます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
人権教育・啓発講演会への参加人数	540 人	670 人

施策展開の方向

（１）人権意識の啓発、高揚

差別や偏見、いじめ、虐待などさまざまな人権問題に対する理解を深められるよう、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる場面での人権教育・啓発に努めます。また、人権尊重の思想を広く普及させていくため、関係機関、団体、人権擁護委員との連携を強めていきます。

（２）同和対策の推進

人権啓発のための事業を充実しながら、コミュニティセンターとして活用するなど、時代に合わせた隣保館の利用を推進します。また、住宅新築資金等貸付事業では、関係者の理解を得ながら償還に重点を置き、未納解消に努めます。

基本目標 3

生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

基本政策 7. 生涯を通じての学習の推進

基本政策 8. スポーツ・レクリエーションの振興

基本政策 9. 芸術・文化の振興

基本政策 10. 交流の推進



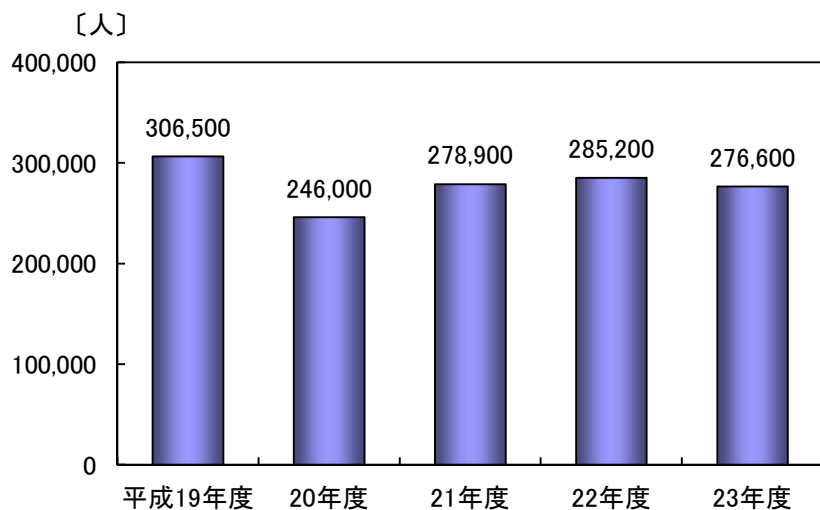
基本政策 7. 生涯を通じての学習の推進

【1】生涯学習の基盤整備

現況と課題

- 心の豊かさを求める近年の傾向や、余暇時間の増大などを背景として、人々の学ぶことへの意欲が高まっています。国は、『生涯学習とは、学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習をも含んだ包括的な概念』としたうえで、学校教育・社会教育などの教育システム全体を総合的に見直しています。
- 本市では、生涯学習の拠点として公民館などの充実に努め、学習指導体制の整備を図ってきましたが、施設の老朽化、新しい学習要望に対応する施設の拡充、機能の充実などが求められています。さらに「学社連携事業」の充実のため、地域の学校教育施設と社会教育施設の相互協力が目指されていることから、より一層の学校施設の開放が望まれています。
- 生涯学習の担い手としては、学校教育と社会教育の人的資源の結合を図るなど、指導者の養成・確保が必要であり、14 地域の生涯学習運営委員会などの一層の機能強化が必要となっています。

図表：施設利用者数（文化センター管理運営施設）



（出典：文化センター調べ）

施策の目標

生涯学習推進の両輪となる学校教育と社会教育の連携・協調によって、生涯学習推進基盤の強化および推進体制の充実を図り、市民が生涯にわたり主体的に学び続けられる環境を整備します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
施設利用者数（文化センター管理運営施設）	276,600 人	279,600 人

施策展開の方向

（１）生涯学習推進基盤の強化

学校教育と社会教育の連携を図るための施設を整備します。学校施設は、一般開放を視野に入れた施設改修などを目指します。社会教育施設は、バリアフリー※化などの利用者の利便性向上を目的とした施設改修に努めます。また教育機関の拠点の創設を検討します。

（２）生涯学習推進体制の充実

生涯学習推進体制の充実のため、学習情報冊子の作成と紹介、施設間の情報のネットワーク化を進めるとともに、学習相談・支援業務を展開します。

また、生涯学習ボランティア※の育成を図るとともに、学校教育と社会教育の人的資源の結合に向け、技術や能力向上のための講習会・研修会・研究会などを実施します。

【2】社会教育の推進

現況と課題

- 人々の学習意欲の高まりとともに、社会教育に対するニーズも多様化しており、国は『人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる』環境づくりを目指して、さまざまな取り組みを推進しています。
- 本市では、文化センター、文化会館、公民館、図書館などの社会教育施設を整備し、地域や歴史・文化などの学習機会を提供してきました。現在は、こうした施設の利便性向上、機能強化、施設充実などが求められており、市民への学習情報提供などにおいて情報の受発信の体制の整備などが望まれています。
- 市民の学習要望の多様化に応える講座など、学習機会の充実が望まれているなか、市民の自主的な学習活動の促進と発表の場の提供、学習情報提供ネットワークの構築が課題となっています。また、社会教育指導者などの育成、人材発掘活用などに努める必要があるほか、社会教育関係団体に対する支援も求められています。
- 家庭教育については、学ぶ機会の提供と参加しやすい時間や場所についての配慮、講座の充実などが求められています。また青少年教育については、青少年センターによる相談活動や、子ども会活動の支援などにより、地域の青少年を健やかに育成できる地域環境づくりが重要になっています。
- 成人教育については、地区公民館の成人を対象とした事業を実施していますが、今後は、幅広い市民の参加を得るため、開催時間などの見直しを検討する必要があります。さらに、人権教育については、社会環境の変化に伴う現代のさまざまな人権問題への理解と課題への対応が求められます。



施策の目標

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる環境づくりを目指し、市民の主体的な学習・発表機会の充実や指導者の養成、相談体制の充実などに努めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
施設利用者数（生涯学習センター等主催事業）	53,000 人	55,000 人

施策展開の方向

（１）社会教育施設の充実

公民館をはじめとする各種社会教育施設および類似施設について、高齢者、障害者、外国籍の人なども利用しやすい施設づくりを進め、施設間のネットワークを整備するなど施設の充実を図ります。また、市内2カ所の図書館については、図書の実態とともに施設の改善を図ります。

（２）学習・発表機会の充実

公民館などの社会教育施設を連携させ学習プログラムを共有化するなど、学習・発表の機会の充実均衡を図り、利用者の利便性を向上させるとともに地域の特色を活かした学習機会の充実に努めます。市ホームページや広報、施設だより、事業チラシなどを活用して情報の提供に取り組みます。

（３）社会教育指導者の育成

講座の開設、学校教育との連携、社会教育関係団体間の調整や事務処理など、指導的な役割を果たす社会教育指導者などの育成を図ります。

（４）社会教育関係団体育成と独自性の確保

生涯学習課が事務局を担っている団体について、自主的な市民団体として自立できるよう支援します。

（５）家庭教育の充実

家庭内における未成年者の各年代に応じた学習の機会をとらえ、家庭教育カウンセリング講座などにより、家庭教育にかかわる情報の提供を行い、相談・支援業務の充実を図ります。

（６）青少年教育の充実

補導員によるパトロールを、警察署や関係機関・団体などと連携して効果的に行います。

基本目標3 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

青少年センターを健全育成の推進拠点とし、相談しやすい環境づくりなどを進め、青少年教育の充実を図ります。

（7）成人教育の充実

社会教育推進計画の世代別・事業別計画に基づき、年代に応じた学習計画に取り組みます。今後地域の担い手となる団塊世代のニーズに合った講座を増やすなど学習者の要望に対応できるよう、資料や情報を収集・蓄積して情報の提供に努めます。また、団体・サークル間の交流を促進するために活動分野ごとに団体などのデータベース化を進め、ボランティア*活動への参加を促し、養成講座への支援などを行います。

（8）人権教育の充実

人権教育推進計画に基づき、年次重点課題に取り組みます。また、現代の人権問題の理解や解決に結びつくような研修会・講座などを行い、人権教育を推進していきます。

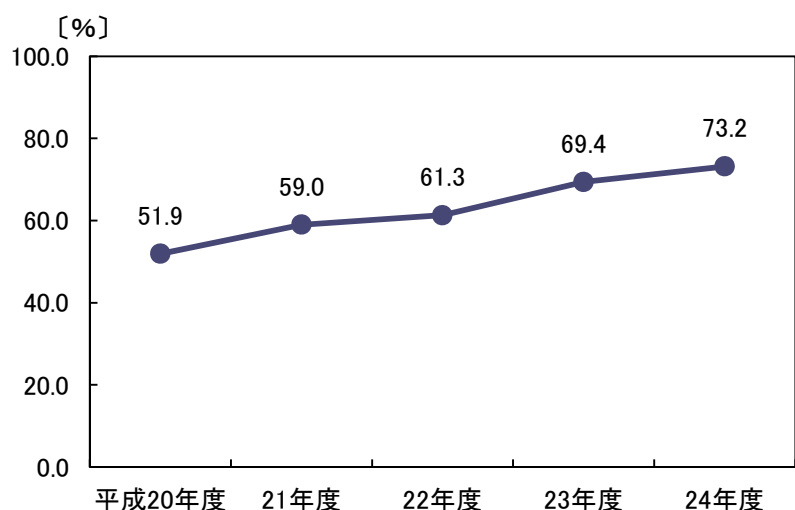
【3】学校教育の充実

現況と課題

- わが国では、子どもたちを取り巻く現状を踏まえ、生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成を重視する「新学習指導要領」が、平成24年度より全面実施されました。
- 本市には平成24年4月1日現在、公立小学校13校・中学校5校があり、それぞれの学校で「総合的な学習の時間」や「生活科」の時間に地域の特性を活かした教育を行っています。今後は、これらに加えて各教科・領域の指導や学校行事など、学校生活のさまざまな場面においても、地域の特性を活かした学習活動を進めることが望まれます。そのため、地域の自然や産業を学習活動の中で取り上げたり、地域人材の活用をより一層進めたりするなどの工夫が必要です。
- 指導力向上のための教職員の研修については、社会情勢や社会からの要請、住民からのニーズなどに応じ、教職員に関する研修内容の吟味や研修プログラムを実施し、教職員の資質向上を中心に、活動を展開していくことが望まれます。
- 本市には私立幼稚園3園と認定こども園1園があり、それぞれの園で特色ある幼児教育が展開されています。今後は子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けて、保護者への支援・小学校との連携協力を努めていくことが大切になっています。
- 平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。このため今後は、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、取り組みを推進していく必要があります。
- 学校施設については、良好な学習環境を確保するための整備を進めています。また、各小中学校では、校庭や体育館の地域への開放を行っています。既存の学校施設の老朽化対策や耐震補強対策に加え、児童・生徒の安全確保、バリアフリー※化や地域との連携などの観点からも施設内容の検討や計画的な整備が求められます。
- 本市の学校給食はセンター方式と自校方式を並立して行っていますが、施設の老朽化への対応が急務であるとともに、調理方針の明確化に向けて検討が求められています。

基本目標3 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

図表：学校耐震改修率



(出典：耐震改修状況調査)

施策の目標

地域の特性を活かしながら、特別支援教育も含め学校教育内容の充実に努めるとともに、教職員の資質の向上や、学校施設の整備・充実に努め、子どもたちがいきいきと学び育つ環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H27）
学校耐震改修率	73.2%	100%

施策展開の方向

（１）地域特性を活かした教育

新学習指導要領の趣旨を活かすとともに、各教科・領域の指導や学校行事など、学校生活のさまざまな場面において、地域の特性を活かした教育活動を推進します。そのため、地域の自然や産業の教材化が各校において進められるよう、適切な指導や予算措置を行います。また、地域人材の活用を進めるため、学校支援センターの活性化などを推進します。

（２）教育内容の充実

教育内容などの向上のために各学校で行われている教育計画作成や教材開発、授業方法改善に向けた取り組みについて、市教育委員会が内容や方法などを吟味し、適切で具体的な指導助言などを行っていきます。

新学習指導要領に基づき、新しい教育動向や学校のニーズに応じた、より効率的で実践的な研修を実施し、教育内容の向上を図っていきます。

（３）教職員の資質向上

新しい教育動向や社会のニーズなどに応じて教職員の資質や能力を向上させるため、教職員の研修などの充実に努めます。また、研修講座の内容や方法などを評価し、次年度の研修に活かすシステムを確立していきます。

（４）幼児教育への支援

幼稚園に子どもを就園させている世帯に対し交付されている、就園児補助金の維持を図るとともに、幼保一体化に伴う保護者や関係者からのニーズをとらえながら、幼稚園への就園をより容易にするための支援策について検討します。

小学校への入学に当たり、幼児が小学校での生活にすみやかになじめるよう、幼稚園、保育園と小学校の連携を図り、協力体制の確立に努めます。

（５）特別支援教育の充実

特別支援学級に在籍する児童・生徒、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の支援体制の充実に努めます。そのため、特別支援教育に関する教職員の理解および指導力の向上を図る研修の充実に努めます。また特別支援教育に係る支援員の配置など、指導体制の充実に努めます。

（６）安全管理対策

子どもたちがいきいきと学習に励めるよう、安全な教育環境づくりを進めます。

校舎や屋内運動場のうち、昭和 56 年以前に設置された耐震性に劣る施設については、改築・構造補強により安全性を高めます。

（７）学校施設の整備・充実

校舎改築や耐震補強とともに、築後 20 年を経過した老朽施設の大規模改修、バリアフリー※化、トイレの洋式化などを計画的に実施し、良好な学習環境づくりと災害に強い学校施設の整備を推進します。

また、給食施設については、当面は自校方式、センター方式の両方を維持しますが、学校給食衛生管理基準に定められた、施設の整備改修を進めます。

基本政策 8. スポーツ・レクリエーションの振興

【1】スポーツ・レクリエーションの振興

現況と課題

- 生きがいづくりや健康づくりへの関心の高まりを背景として、スポーツの果たす役割はますます増大しています。国では、だれもが生涯にわたりスポーツを楽しめる「生涯スポーツ」の理念のもとに、さまざまな取り組みが展開されています。
- 本市においても、だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや市民の交流の場としても重要な役割を果たしており、子どもから高齢者まで多くの市民がスポーツなどに親しんでいます。また本市には全国的に知られている安政遠足（侍マラソン）などのスポーツイベントがあり、多くの参加者でにぎわいを見せています。本市の体育施設は社会体育施設 40 カ所、学校体育施設 35 カ所（体育館および校庭）となっており、これらの利用者数は年間約 51 万人となっています。現在、市民からは、弓道場や武道館などの施設整備が求められています。
- 今後は、だれもが体力や年齢に応じてスポーツを楽しめるように、新たな市民の参加を促進していくほか、スポーツ施設の整備、スポーツ機会の提供、指導者の養成などにより、推進基盤を整備していく必要があります。



施策の目標

市民のだれもが生涯にわたり、目的や体力に応じてスポーツを楽しめるよう、指導体制の充実やスポーツ活動の振興、スポーツ団体の育成などに取り組み、生涯スポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
体育施設利用者数	512,224 人	530,000 人

施策展開の方向

（１）生涯スポーツの振興

指導体制の充実を図るため、指導者の資質の向上を図ります。

スポーツ推進委員や各種競技団体の協力を得て、少年少女スポーツ教室や各種教室を実施するとともに、医療機関との連携などにより市民の健康増進を図っていくほか、スポーツイベントとして全国に知れわたった安政遠足をより一層充実させていきます。

また、競技力の向上を図るために、市民マラソン大会などを開催するとともに、スポーツ団体と提携した各種教室の開催や、スポーツ推進委員などの協力により新スポーツ競技の普及を図っていきます。

さらには、体育協会加盟競技団体の活動の充実や、スポーツ少年団活動の充実、地域総合型スポーツクラブの普及を図っていきます。

（２）スポーツ施設の整備充実

スポーツセンターでは、スポーツトレーナーによる年齢、性別、運動機能に応じた相談・指導をより一層充実させていきます。また、スポーツセンターを中心とした大会・イベントを開催します。

また、多種多様な競技種目に対応するため、スポーツ施設の機能拡充を検討しながら、計画的な整備を図るとともに、既存の体育施設を有効に活用します。これらの体育施設については、巡回点検を行って、老朽施設・器具などの修繕を実施していきます。

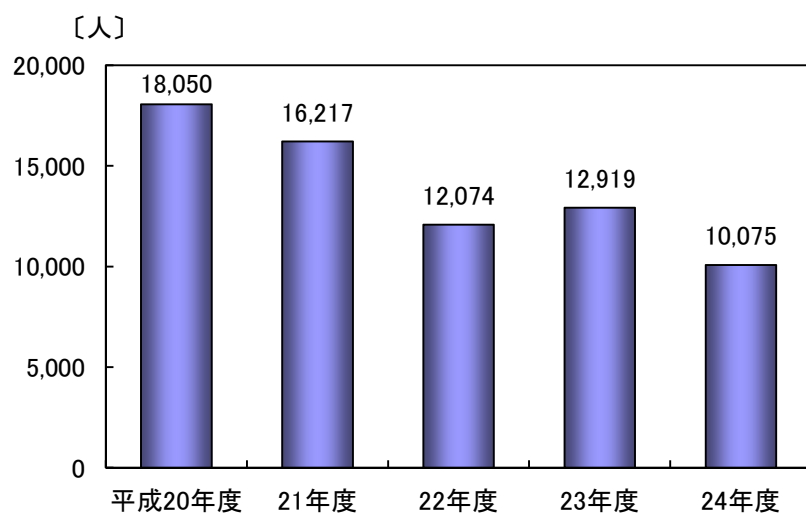
基本政策 9. 芸術・文化の振興

【1】芸術文化の振興

現況と課題

- 心の豊かさを求める意識の高まりを背景として、地域における芸術・文化活動の重要性が増しています。
- 本市では、文化センター、文化会館およびふるさと学習館や地区公民館などを中心に、展示会や発表会などの芸術文化活動を展開しています。しかし、これらの施設には、美術芸術作品の常設展示ができる施設がないことなどから、既存施設の有効活用はもちろんのこと、新たな施設整備の検討も行わなければなりません。
- 芸術・文化活動に携わる市民からは、自分たちの作品を発表できる機会の充実が求められており、作品展の開催や公募・コンテストの実施などが期待されています。また今後は、芸術文化団体の育成支援のため、運営にかかわるアドバイスや、発表や芸術振興を担うボランティア*の育成と組織化などが求められています。

図表：市民フェスティバル来場者数



(出典：市教育委員会行政評価事務事業評価調書)

施策の目標

心の豊かさや生きがいを求める市民の意識の高まりに応えるため、地域における芸術文化活動の展開を支援します。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
市民フェスティバル来場者数	10,075 人	18,000 人

施策展開の方向

（１）発表・展示機会の充実

施設利用者の利便性向上のため、文化センター、文化会館およびふるさと学習館の展示スペースなど施設改修や展示用の調度品の計画的な購入・更新に努めるほか、文化センターの駐車場の拡充を図ります。今後は博物館や多目的展示施設などの整備も視野に検討します。

また、市内各所の既存建築物を立地や歴史背景に着目し、テーマ別発表会場として活用します。そのため、既存施設活用のための環境を整備します。

（２）芸術文化団体の育成支援

市民フェスティバルなど既存の発表機会の充実や、新たな発表の機会を要望により設けるなど、発表機会の拡充に努めます。テーマや作品別の公募やコンテストを実施し、入賞作品などの発表会を併せて行うなど市民の制作意欲の醸成に努めます。

また、市内の芸術文化団体の自主的な運営を可能にするため、相談支援体制を充実します。

（３）芸術文化事業の充実

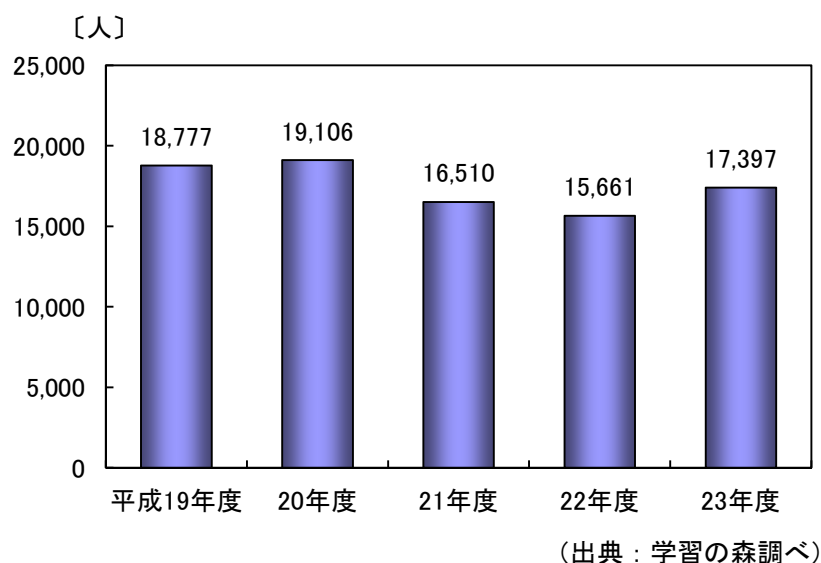
市民に優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供するなど、芸術への関心を高める方策を展開します。

【2】文化財保護

現況と課題

- 文化遺産は、長い歴史のなかで生まれ、守り伝えられてきた貴重な財産であり、地域の歴史文化を正しく理解するため欠かせないものです。地域に伝わる文化財の価値を再認識し、保存・継承へ向けた取り組みが重要です。
- 本市の指定文化財は、国指定5件、県指定22件、市指定75件、登録文化財4件、合計106件（平成25年1月1日現在）に上ります。これらの多様な指定文化財を保護管理するとともに、市の歴史を知るうえで重要な未指定の文化財については、市民の理解と協力を得ながら、追加指定、保存を考える必要があります。
- 「碓氷峠鉄道施設」「碓氷関所跡」などが存在する横川・坂本地区は、異なる時代を代表する交通遺産が重層的に存在する特色ある地域として、学術・観光の両面から注目されています。これらは、まちづくりの根幹にかかわる重要な財産であることから、その保存活用方法を十分に研究・検討する必要があります。
- 「中宿糸操燈籠人形」「八城の人形浄瑠璃」などの無形文化財については、後継者不足などにより保存・継承の危機にあるものも多く、後継者の育成支援などが求められています。
- 埋蔵文化財は市内に広く分布しますが、これらは地域の歴史と文化に根ざした貴重な遺産であることから、開発事業との調整を図りながら発掘調査を行い、記録保存あるいは現状保存の措置をとる必要があります。また、発掘調査の進展に伴い膨大な遺物が出土していますが、これらの保管場所の確保と活用が、今後の課題となっています。

図表：文化財施設入館者数



施策の目標

先人が残した文化遺産は、後世に守り伝えたい地域の財産であるため、文化財の保護と活用、埋蔵文化財の発掘調査などを進め、これらを市民に周知してまちづくりに活用できるよう努めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
文化財施設入館者数	17,397 人	20,500 人

施策展開の方向

（１）文化財の保護・活用

指定文化財の保存・修理・復元のため、補助金を交付するとともに、未指定文化財の調査・研究を進めます。また、「碓氷関所跡」「築瀬二子塚古墳」などの文化財を活用する方法を研究・検討します。

伝統芸能の後継者育成を支援するとともに、文章化・映像化により記録保存を図ります。また、団体の育成や交流を通じ、保存・継承を促します。

（２）埋蔵文化財の発掘調査

埋蔵文化財の消失を防ぎ、保護するため、大規模土地改良事業をはじめ、各種開発事業に迅速に対応し、効率的な発掘調査体制の充実に努めます。

発掘された遺物などを埋蔵文化財遺物収蔵庫に保存し、また、ふるさと学習館などの展示スペースを活用して、展示物の拡充・充実を図り、質の高い施設運営を行っていきます。発掘情報展、速報展の開催を行い、発掘調査の成果を広く市民に公開します。

基本政策 10. 交流の推進

【1】都市・国際交流の推進

現況と課題

○ICT*社会の進展などにより、ヒト・モノ・カネ・情報の国際化が進んでいます。これを背景に、それぞれが異質な文化にふれあい、新たなまちづくりにつなげようという機運が高まっています。

○現在、本市では、カナダ国ブリティッシュコロンビア州キンバリー市を姉妹都市として、中学生などの交換留学を実施しており、また、国内においては千葉県南房総市を友好市として交流を図っていますが、全市民レベルの交流には至っていない状況にあります。

○本市の外国人住民は、平成 24 年 4 月 1 日現在、422 人となっていますが、行政サービスにおいては、総合的な窓口の設置、国際交流諸団体との交流会・講演会の共同開催などの協働*に向けた、取り組みの充実が求められています。



施策の目標

市民・団体・NPO※など、さまざまな主体による交流を活発化し、地域の活性化を図るため、都市・国際交流活動を支援していきます。また、外国人に対する行政サービスの充実を図り、外国人も住みやすいまちを目指していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
国際交流協会交流活動の参加者数	1,606 人	2,250 人

施策展開の方向

（１）市民交流活動の支援

国際交流および都市交流については、市民・団体・NPO※など、さまざまな主体による交流を活発化し、芸術・文化交流などの輪を広げて地域の活性化を図るため、情報提供などを積極的に行い、市民の多様な交流活動を支援します。

（２）外国人に対する行政サービス充実

外国人に対する行政サービス充実のため、外国人の総合的な窓口の設置や生活情報の迅速な提供および国際交流諸団体との協働※などに向けた、取り組みの充実を図っていきます。

基本目標 4

にぎわいと活力のあるまちづくり

基本政策 11. 農林水産業の振興

基本政策 12. 商工業の振興

基本政策 13. 観光の振興

基本政策 14. 新産業の創出

基本政策 15. 労働環境の充実



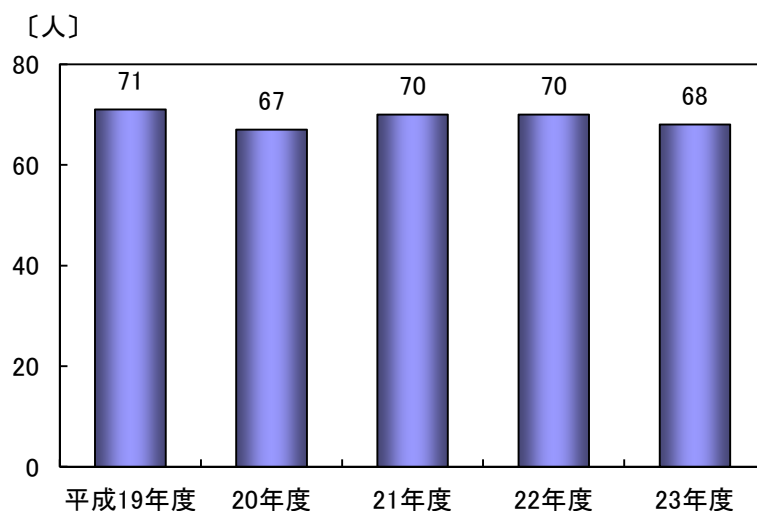
基本政策 1 1. 農林水産業の振興

【1】農業の振興

現況と課題

- 本市の農業は、水稻を中心として畜産や野菜生産などが行われており、これらが大きな役割を担っています。これまで本市では、生産体制の強化、土地基盤の整備、新しい技術の導入と支援体制の強化、快適な農業環境づくりなどを進めてきました。
- 近年では、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化と担い手不足により、農家戸数も減少しています。特に養蚕農家の減少は顕著な状態となっています。これに伴って耕作放棄地が増加し、土地の荒廃を招くなどの問題も生じています。また、サルやイノシシなど有害鳥獣による農作物への被害が続出しており、駆除の実施のほか電気柵などによる自衛手段がとられていますが、今後も、被害の拡大が予想されます。
- 農業はこのように厳しい状況下にありますが、産業振興や国土の保全など農業の多面的機能を維持するという観点から、引き続き農業活性化への取り組みを進め、魅力と活力ある農業を確立することが求められています。このため、国の施策の動向を見ながら、意欲ある担い手の育成と確保、集落営農の推進などにより生産体制を充実し、ほ場※・農道などの基盤整備に努めながら、低コストで収益性の高い農業を展開していくことが重要となっています。

図表：認定農業者数



(出典：認定農業者台帳)

施策の目標

産業振興・土地の保全などの観点から、意欲と能力のある担い手の育成・確保、効率的・安定的な農業経営、農業土地基盤の整備などを進め、農業の振興を図ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
認定農業者*数	68 人	75 人

施策展開の方向

（１）農業生産体制の整備

①担い手の育成・確保

高齢化と後継者不足に対応し、農業を活性化するため、農業関係者および関係機関で組織する「安中市地域農業再生協議会」を中心に、経営・技術研修を積極的に開催するなどの支援を行い、担い手の育成・確保に取り組みます。

また、新規就農者が円滑に営農活動に取り組める環境づくりを行い、農業協同組合に対しては、営農指導など機能の強化を支援します。

なお、伝統的な産業であり地域文化を育んできた養蚕を維持・継承するため、新たな取り組みを検討します。

②集落営農の推進

地域における農業のあり方を検討しながら、農地の合理的利用と農業機械の効率的利用を進めるため、農作業の受委託・農地の流動化などにより、集落ぐるみの生産体制の確立を推進します。

③農地の流動化

農地の有効利用および耕作放棄地の抑制を図るため、農地の利用権や農作業の受委託に関する情報収集と調整を進め、意欲ある担い手への農地集積を図ります。また、営農者と協議をしながら、ほ場*整備事業などを契機とした農地集積を進めます。

また、中山間地域等直接支払制度などの活用により、耕作条件の不利な山間部の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の保全を図ります。

④高収益作物の奨励・導入

安定した経営基盤の確立のため、収益性の高い作物の導入を進めます。また農業協同組合を中心として、農作物の特産地化を目指します。また、補助事業の推進などによる園芸、工芸作物および畜産などの産地育成と強化を図ります。

⑤地産地消の推進

安全・安心な農産物を確保することや地場農産物の販路拡大を目指し、地産地消についても積極的に取り組んでいきます。

⑥環境保全型農業の推進

農薬などの散布による環境汚染の抑制のために、耕畜連携による土づくりなどを通じて、

基本目標4 にぎわいと活力のあるまちづくり

環境に配慮した農業を目指します。

⑦有害鳥獣対策

サルやイノシシなど有害鳥獣による農産物の被害に対し、被害減少のための施策を推進します。

（２）農業土地基盤の整備

①土地改良事業の推進

適切な土地利用調整のもとに優良農地を保全し、農地の合理的利用と作業の効率化を図るため、区画の整理や農道の整備などによる、ほ場※の整備を推進します。

また、農業用水の安定的な供給のために、ため池などの整備を行うとともに、用水路・排水路などの整備を計画的に進めます。

さらには、農作業の効率化や、集出荷の迅速化を図るため、基幹農道・支線農道の整備を計画的に進めます。このほか、土地改良区が管理する農業用施設や、農村公園については、農業者と市との協働※により適正に維持管理していきます。

②農地・水・環境保全対策

農業者および一般住民の参加も得て、農業用施設、景観、資源の保全を目指します。また、農業用水への生活雑排水の流入を防止し、水質保全に努めます。

【2】林業の振興

現況と課題

- わが国の林業は、国産材の価格低迷、担い手の不足や高齢化など厳しい環境にあり、林地の荒廃が懸念されています。
- 本市の林業は、経営面積が5ha 未満の零細経営が大部分ですが、森林は、治山、治水、自然環境の保全などの公益的機能において大変重要な役割を担っており、適正な維持管理が求められています。
- 今後は、森林の水源涵養機能※、防災機能、レクリエーション機能、地球温暖化※防止の機能などに着目しながら、森林を有効かつ効率的に活用するためにも、林業の活性化を図り、担い手の安定確保や必要な基盤整備を推進していく必要があります。



施策の目標

森林の持つ公益的機能を強化・回復するため、林業の担い手の安定確保を図るとともに、必要な基盤整備や維持管理を推進していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
人工林面積	4,892ha	4,899ha

施策展開の方向

（１）森林の保全

本市の貴重な財産である森林の保全を基本とし、水源涵養や環境保全など、森林の持つ公益的機能の活用を図ります。

森林生産力の増進のため、集団間伐を推進し、健全な森林の育成に努めるとともに、造林を計画的に実施し、林業従事者の安定的確保を図りながら、森林の整備を推進していきます。

さらには、森林保護のため、市民に対して森林愛護の啓発を行うとともに、国、県などと連携し、森林開発が適正に行われるよう、指導に努めます。

また、森林における市民の潤いとやすらぎの場としてのレクリエーション機能に着目した整備を図ります。

（２）林道の整備

山村地域や林業の活性化を図るため、重要な基盤である林道網の整備を図りながら、既存林道の維持管理に努めます。

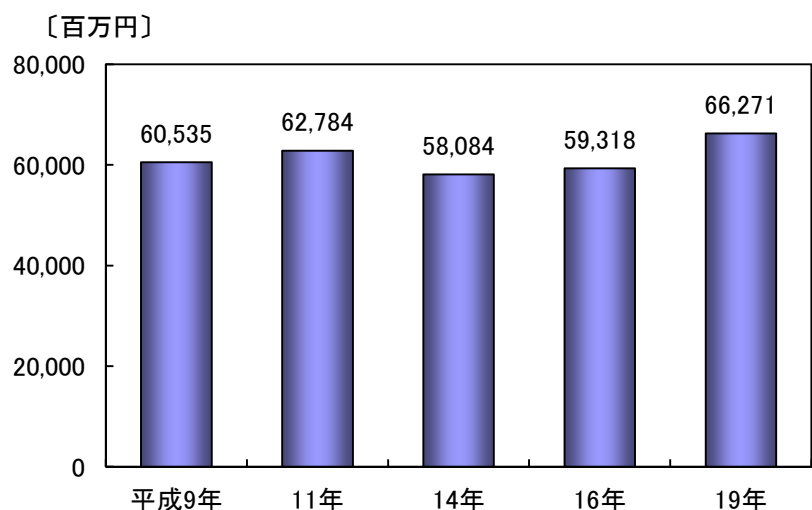
基本政策 1 2. 商工業の振興

【1】商業の振興

現況と課題

- 本市は、中心的な市街地が旧安中市地域と旧松井田町地域に存在していますが、いずれも旧中山道の宿場町で、街道沿いに商業が集積し、商店街が形成され栄えてきました。
- 旧安中市地域の市街地では、国道 18 号沿いに市外から大中規模小売店舗などが進出し、既存小売店に大きな影響を及ぼし、後継者不足も相まって、空き店舗が多数発生しています。このように厳しい状況下、市街地においては、新たなまちづくりのなかで商業の活性化が求められています。
- 一方、旧松井田町地域の市街地では、地形的な条件から、国道 18 号沿線での商業地の拡大余地はありませんが、中山間地域からの買い物ニーズにより顧客はあります。商店街においては、空き店舗を活用したコミュニティ施設づくりなどが行われており、今後は、こうした魅力ある個性的な商店街づくりが課題となっています。
- このようななか、近年では商業関係者を中心とした活性化イベントなどが実施されています。

図表：年間商品販売額



(出典：商業統計調査)

施策の目標

魅力とにぎわいのあるまちづくりを目指し、商店街の活性化支援、商店経営の近代化・合理化などを進め、まちの商業振興を図っていきます。

指標名	現状値（H19）	目標値（H29）
年間商品販売額	66,271 百万円	73,000 百万円

施策展開の方向

（１）商業環境の整備

魅力ある商店街とするため、高齢者、障害者などの買い物客、来訪者の通行の安全確保とともに、特色ある街路灯の整備など、商工会や商店街組合など関係団体と協議し、商業環境の整備を図ります。

また、旧中山道の宿場町のおもかげを醸し出す街並み景観を形成し、市民、来訪者、観光客に親しみのある商店街の整備に努めます。

商店街の空き店舗については、関係団体の協力を得て、休憩所や展示、情報提供、市民交流の拠点などのコミュニティ施設として活用します。

（２）集客イベントの創出

商店街の活性化対策として、既存のイベントを充実するとともに新たなイベントを開始し、集客を強化します。

（３）経営基盤の強化

商店経営の近代化、合理化を図るため、経営講座、企業診断、商店街診断を実施するとともに、大量仕入れによる販売コストの低減化のため、組合化、共同化を推進します。

また、中小企業の設備近代化・経営安定化のための資金の活用を促します。

（４）商工会の強化

商工会の指導部の充実、商店街組合などとの連携等により商工会の強化を図ります。また、企業の誘致なども視野に入れながら、新規組合員の加入を促します。

【2】工業の振興

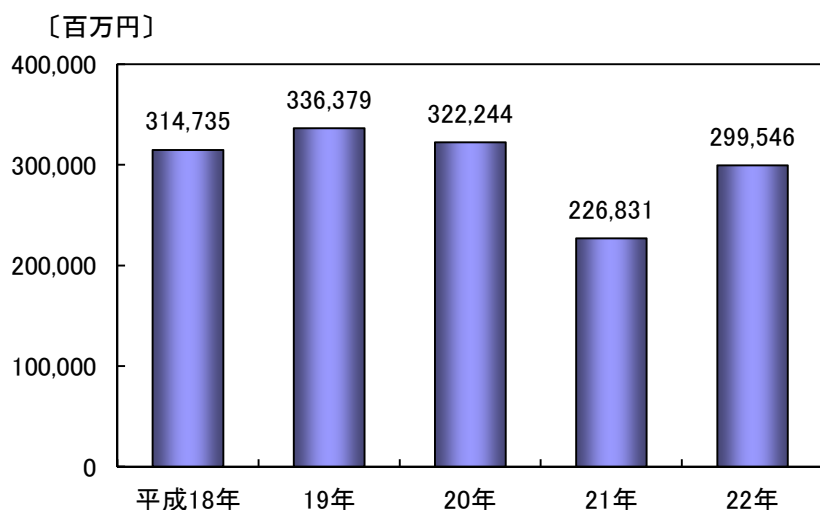
現況と課題

○本市では、首都圏への近接性、交通利便性、戦前から育まれ蓄積されてきた高度な基盤技術の集積や、豊かな自然環境などの立地条件の優位性を活かし、工業の振興を図ってきました。

○現在、総面積 25.2 ha の安中工業団地をはじめとする既存工業団地に加え、新たな工業団地を整備し、優良企業の誘致を積極的に進めています。

○日本経済が依然として厳しい状況にあるなかで、本市は順調に工場立地が進んでおり、造成済みの工業団地については、すべて進出企業が決定しています。今後も、産業の集積を図り、地域経済の発展を目指していく必要があります。

図表：製造品出荷額等



(出典：工業統計調査)

施策の目標

地域経済の発展を目指して、工業団地の造成を推進し、地域特性を踏まえて企業誘致を進めるとともに、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

指標名	現状値（H22）	目標値（H29）
製造品出荷額等	299,546 百万円	330,000 百万円

施策展開の方向

（１）工業団地の造成

経済動向を見極めながら、市内の適地に新たな工業団地の造成を推進します。

（２）優良企業の誘致

地域経済の活性化や発展に大きな効果があると考えられる優良企業を誘致します。そのため、本市の立地条件や誘致のための優遇施策などを、県内外に積極的に情報発信します。なお、新たな工業団地への企業選定に当たっては、周辺住民の理解を得ながら進めていきます。

誘致した企業や市内企業に対しては、企業のニーズを把握し行政とのネットワークを形成して、市内での事業の維持・継続、発展が図られるようフォローアップに努めます。

（３）中小企業の経営基盤の強化

中小企業の施設や経営の近代化、合理化を支援するため、中小企業金融対策事業を活用し、市内中小企業の活性化を促進していきます。

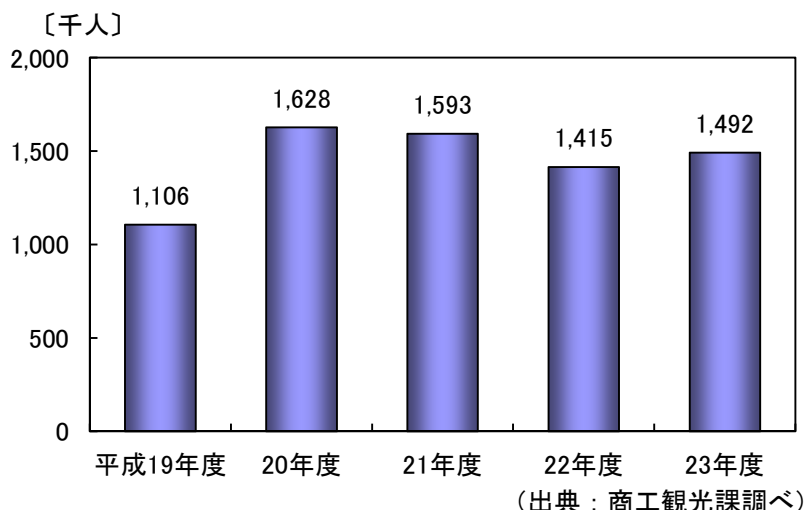
基本政策 13. 観光の振興

【1】観光の振興

現況と課題

- 本市は、豊かな自然環境、名所・旧跡、温泉や湖などといった観光資源に恵まれています。市内には、磯部温泉や霧積温泉など泉質に優れた温泉地があり、妙義山や秋間梅林などの自然を活かした観光スポット、鉄道文化むらや旧丸山変電所、めがね橋など地域の歴史を感じさせる観光・文化施設などの観光資源が多くあります。
- 本市を取り巻く交通環境は、JR 信越本線の5つの駅、JR 北陸（長野）新幹線に「安中榛名駅」、上信越自動車道に「松井田妙義」と「碓氷軽井沢」のインターチェンジを有しており、また、関越自動車道と東北自動車道などとを結ぶ北関東自動車道の開通によって、首都圏・信越・北陸・関西方面に加え、東北方面などへの交通の便が円滑になっています。このため今後は、このような交通条件を活かして観光客を呼び込むとともに、市内に点在する観光資源を活用しネットワーク化するため、アクセス性の向上を図り、特色と回遊性に富んだ観光事業を推進していく必要があります。
- 今後は、こうした広域的な交通体系の強みを活かした観光施策が求められており、西毛地域最大の宿泊拠点の役割を担う磯部温泉を中心に、隣接する国際的なリゾート観光地軽井沢との提携や、近隣市町との連携を強化した広域観光ルートの設定と確立を図る必要があります。
- また、観光客の多様化、高度化するニーズに対応するため、おもてなしの心の醸成と受け入れ体制を整備し、新規の観光客やリピーターが増えるような取り組みが必要です。また、国際観光の進展を踏まえ、施設や案内の整備改善だけでなく、外国人観光客の誘致に向けた PR などを推進することも重要です。

図表：観光客数



施策の目標

魅力ある観光資源を活かし、観光基盤の整備、観光ネットワークの構築、観光情報発信の強化などに取り組み、観光の振興を図ります。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
観光客数	1,492 千人	1,650 千人

施策展開の方向

（１）観光基盤の整備

①観光振興による地域の活性化

「めがね橋」をはじめとする碓氷峠周辺観光のさらなる活性化を目指し、財団法人碓氷峠交流記念財団と協働※し、施設の充実と峠文化の発信に努めます。旧鉄道敷を利用して開設した遊歩道「アプトの道」横川・熊ノ平間については、周辺の利便性を高めるため、観光客用の公衆トイレや休憩施設を整備します。また、歴史と文化の香り高い旧中山道の街並みを整備します。

②活気ある温泉街の整備

碓氷温泉街においては、碓氷温泉組合や碓氷温泉旅館組合と協力して、観光客の増加を目指します。

③観光地の基本的整備

秋間梅林の課題となっている狭少な進入道路の解消を図ります。また、秋間梅林地域の「梅の木オーナー制度」を活用し、榛名、箕郷地域と連携する「ぐんま三大梅林」の観光地としての維持管理を図ります。さらには、「観梅公園」を花木公園として充実を図ります。

④まちかど美術館・まちかど博物館・まちかどふれあい交流館の創出

市街地の空き店舗などを活用して、地域の文化遺産の展示や市民作品の展示・発表の機会を設けるなど、観光客、市民にも身近で親しみやすい、まちかどの拠点として整備を図ります。

（２）歴史的文化遺産観光ネットワークの構築

①アクセス道整備による観光振興

市内各地にある歴史的建造物や観光施設のアクセス道路（観光路線）を整備し、また周辺道路については景観に配慮した整備を進めます。併せて、市外から観光客を迎え入れるための交通手段を確保し、観光エリアとして振興を図ります。

②広域ネットワークの構築

隣接する富岡市には日本初の器械製糸工場である旧富岡製糸場があり、一方、本市には全国で、ただ２カ所となった機械製糸場の一つである碓氷製糸農業協同組合があることから、広域ネットワークの構築には好条件となっています。このような文化遺産と既存の観光施設

などをネットワーク化させ、歴史探訪、自然観察、森林浴、温泉浴などを堪能してもらえよう、季節ごとのイベントや広域的な PR を、共同で効果的に実施するよう努めます。

また、信越本線を核として、周辺自治体と連携し、自然・歴史・文化拠点のネットワーク化を図る取り組みを進めます。

（３）受け入れ態勢の整備

本市の魅力を伝えるため、観光ボランティア※ガイド組織の充実を図ります。また、高齢者や障害者に配慮した観光施設やトイレの整備拡充などを図るほか、さらには観光パンフレットや観光案内板、解説板などの多言語化を進め、国際観光への対応を推進します。

（４）観光情報発信の強化

①広域連携による情報発信

（社）日本観光協会と（財）群馬県観光物産国際協会などの観光団体との連携による、観光情報の共有を図ります。また、西上州観光連盟・妙義山周辺観光宣伝協議会など、各種広域観光協議会の観光キャンペーン、観光キャラバンなどへの参加を通じ情報発信していきます。

②情報発信媒体の拡充

観光ポスター・観光マップ・観光物産パンフレットの作成、案内板の設置などの充実を図ります。また、インターネット※をはじめとする各種媒体を活用して積極的な PR 活動を展開します。

本市および観光協会のホームページの充実、民間観光事業者などが作成しているホームページへの積極的な情報提供、観光情報のメール配信などを行います。

基本政策 1 4. 新産業の創出

【1】新産業の創出

現況と課題

- 市内中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、この状況を改善して地域経済の活力を取り戻すことが急務となっています。そこで、新しい市場や雇用を創出する担い手として、起業や新事業・新分野にチャレンジする企業の育成が重要となっています。
- 積極的に技術力を強化し新商品などを開発することに加えて、異業種間の交流のなかで新しい産業を創出するなど、これまでと違った発想で産業振興を図っていくことが考えられます。
- 本市では、平成 22 年度から、市内の事業所などを対象として、新製品や新商品の開発を支援しています。今後は、地域に密着したコミュニティビジネス※など新しい着想による起業への支援が求められており、また、ビジネスチャンスを生み出す人や情報のネットワークの形成、時代に応じた職業能力の育成、経営ノウハウの育成などに向けた環境整備も重要となります。

施策の目標

地域経済の発展に向けて、起業や新事業・新分野にチャレンジする企業を支援するとともに、新たな産業を創り出す環境を整備していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
安中市ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業の実績	1 件	3 件

施策展開の方向

（１）創業・ベンチャー支援

地域経済の発展のため、新たな市場や雇用を創出する企業を育成します。県の支援機関を通じ、成長性の高い技術・商品などを有する創業者やベンチャー企業を発掘し、ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業を活用して、事業化までの支援を行います。また、より多くの企業によるチャレンジを促すため、この支援制度を周知するとともに、商工会などと連携して、人や情報のネットワーク化を進めます。

（２）新しい産業の創出

地域のニーズや特性に合った産業を創出するため、商工会など関係機関と連携し、新たな需要に対応する福祉関連産業をはじめ、農林産物などの地域資源や自然を活用した、ものづくりなどの農商工連携事業、地域の実情に即したコミュニティビジネス*などを支援します。

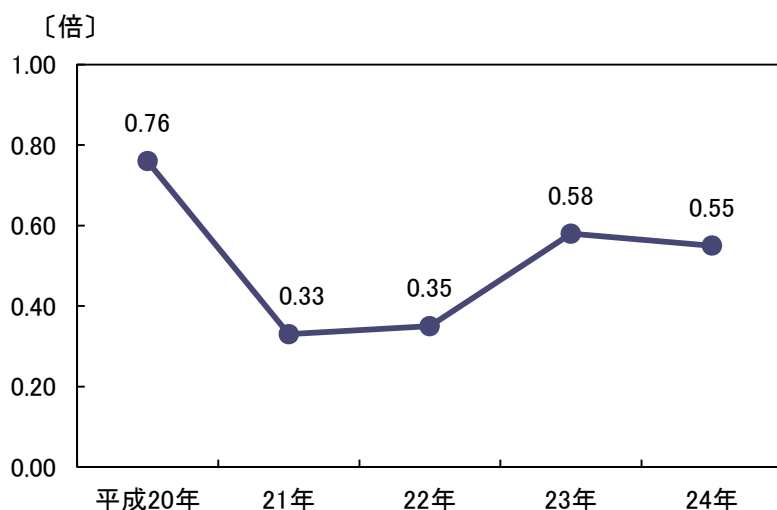
基本政策 15. 労働環境の充実

【1】労働環境の充実

現況と課題

- わが国の社会経済動向の著しい変化に伴い、雇用のあり方を見直す企業が増加し、雇用・労働環境は依然として厳しい状態にあります。また、契約社員や派遣社員、パートの増加など、就業形態の多様化も進んでいます。このような背景のもと、安定した雇用の確保が求められています。
- 世界的な経済不況のなかで、本市の雇用情勢も有効求人倍率が1倍を切る状況が続いています。若者も含め失業率が高く、中高年齢者や障害者については、依然として厳しいものになっています。
- 今後、少子高齢化に伴う労働力人口の減少が予測されており、女性や高齢者の働きやすい職場環境を整備することが求められています。
- 近年、非正規職員の増加や能力主義的人事管理の拡大など労働環境の変化が著しく、さまざまなストレスを抱える勤労者が増加していることから、働く人たちのメンタルヘルス対策の重要性も増しています。

図表：有効求人倍率（各年12月）



（出典：ハローワーク安中業務月報）

施策の目標

市民が豊かで充実した生活を送ることができるよう、就業機会の確保と雇用の安定化を図るとともに、勤労者の生活の安定や福祉の向上を図ります。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
有効求人倍率	0.55 倍	1.00 倍

施策展開の方向

（１）雇用対策

企業の育成や誘致により、雇用の確保を図ります。また、国、県または関係機関などとの連携を強化し、働く意欲のある中高年齢者や障害者の雇用促進に努め、さらには、男女雇用機会均等法をはじめとした関係法令の周知啓発などにより、女性の就業環境の向上に努めます。

（２）職業能力の開発促進

労働者の技能の向上を図るため、技能検定合格者の表彰などを通じて評価を高めて、職業能力開発機会の充実を図ります。また、職業体験機会の充実や、国・県と連携したインターネット※活用による情報提供やカウンセリングの実施、求職者の就職能力開発支援や職業意識の啓発などを行っていきます。

（３）勤労者福祉対策

勤労者の生活安定、福祉の向上、雇用の安定を図るとともに、勤労者の市内への定住を図るため、住宅建設利子補給助成および勤労者生活資金融資制度の充実に努めます。

また、勤労者の退職後の生活確保と従業員の定着を促進するため、中小企業退職金共済制度の普及に努めます。

さらには、就労をめぐる、さまざまな問題に対応するため、県や関係機関と連携して、労使間のトラブル相談や、メンタルヘルス相談などの事業の充実を図ります。

基本目標 5

効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

基本政策 16. 効率的行財政運営

基本政策 17. 市民参加の推進



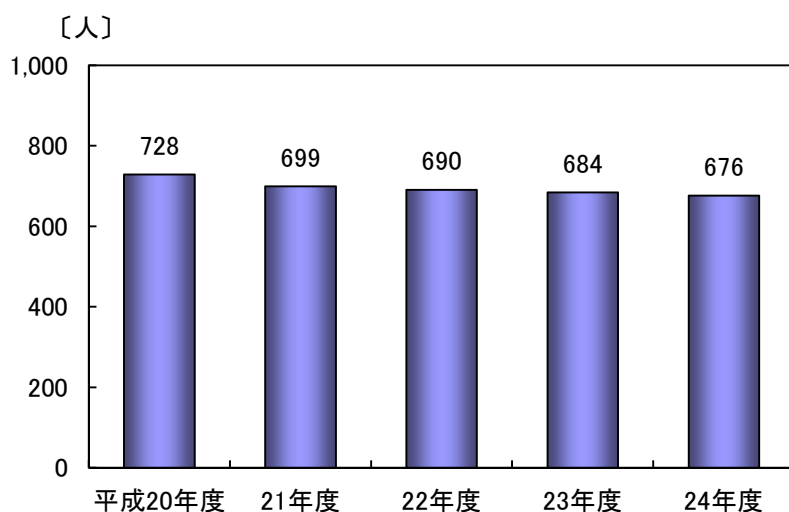
基本政策 16. 効率的行財政運営

【1】効率的な行政運営

現況と課題

- 近年では、地域の自主性・自立性が求められており、財源や人的資源に限りがあるなかで、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応していくには、行政改革をさらに進め、自律的な行政運営体制を確立する必要があります。
- 本市では、「行政改革大綱」や「行政改革大綱実施計画」を策定し、組織の見直し、職員の資質の向上、業務の民営化といった行政改革を進めています。今後も、これらの計画に基づいて、住民の目線に立った行政運営を進める必要があります。また本市では、市民ニーズの多様化を踏まえ、ニーズに対応したサービスをモットーとして、利用しやすい市役所づくりに努めています。
- 老朽化が進む庁舎については、耐震化やバリアフリー※化・ユニバーサルデザイン※化を進め、防災拠点や避難場所としての役割を果たせ、だれもが快適に使用できるよう、機能のさらなる充実を図ることも必要になっています。
- 生活圏、経済圏の拡大や生活様式の多様化に伴い、広域化、複雑化する諸問題に対応するため、近隣市町村との連携を図りながら行政運営を行っていく必要があります。本市と高崎市の2市で構成する高崎市・安中市消防組合においては、共同して消防・救急業務などを行っています。

図表：職員数の推移



(出典：地方公共団体定員管理調査)

施策の目標

自主的・自律的な行政運営を確立し、行政課題や市民ニーズに的確に応えていくため、行政改革のさらなる推進と窓口サービスの向上、庁舎の拠点としての機能強化などを進めていきます。

施策展開の方向

（１）行政改革の推進

「行政改革大綱」や「行政改革大綱実施計画」などに基づき、行政評価の実施、フラット化や総合窓口化、ワンストップサービス※化といった組織の見直し、業務の民営化や指定管理者制度※導入による業務の効率化に加え、複雑・多様化するニーズへの対応を図るため、職員の資質向上など、さらなる取り組みを推進していきます。

（２）窓口サービスの向上

窓口業務のサービスについて、休日窓口、時間外窓口の充実に努めて、市民の利便性向上を推進します。

また、窓口手続きマニュアルの活用とコンピュータによる情報共有を進め、より早くより親切な対応により、市民サービスの向上に努めます。

（３）庁舎などの整備

老朽化が進む庁舎については、防災拠点や避難場所としての役割を果たし、市民が安心して利用できるよう、大規模な改修や建て替え、既存建築物の利活用を含めた一部行政機能の移転など、多角的視野から中長期的な計画を策定します。また、駐車場についても、庁舎の建て替え・一部行政機能の移転などを検討するなかで、併せて対応していきます。

（４）市有未利用地などの活用

現在、公共施設などとして利用されていない市有土地・建物については、売却や貸付などを検討していきます。また、利用計画がある市有土地・建物についても、目的変更や中止を含めた再検討を実施し、今後の方向付けを行い、市有財産としての適正かつ有効な活用を図ります。

（５）広域行政の推進

近隣市町村と相互の地域性を活かしながら、共通する課題の解決に向けた広域的共同事業を実施します。

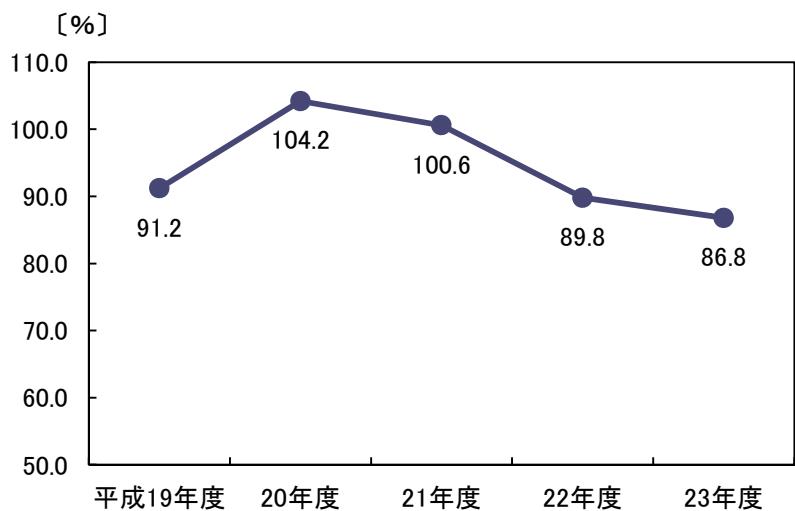
引き続き、高崎市・安中市消防組合において、消防・救急関係業務の共同処理を行います。また、西毛地区の開発推進に向け、西毛地区開発協議会に取り組み、富岡・甘楽地域の市町村との連携を強化していきます。

【2】健全な財政運営

現況と課題

- 本市の財政状況は、歳入においては、堅調な法人市民税と普通交付税の合併算定替え措置により、所要の財源を確保できている状況です。しかし、今後は、合併算定替え措置の縮減・廃止により普通交付税が大幅な減収になるなど、厳しい財政状況が予想されます。
- 歳出においては、少子化対策や高齢者対策をはじめとする社会福祉関係施策の充実など、社会情勢に即した諸事業を推進する一方、人件費や物件費をはじめ、歳出全般を抑制することにより収支の均衡を図ってきました。今後も高齢化には歯止めがかからず、社会保障関係経費の増加が予想されるとともに、耐震化されていない公共施設への対応も急務となっています。
- このような厳しい財政状況にあっても、多様化する市民ニーズなどを踏まえ、行政課題への積極的取り組みが強く求められているため、引き続き行財政改革を推進し、財政の健全化を図る必要があります。

図表：経常収支比率



(出典：地方財政状況調査)

施策の目標

厳しい財政状況のもと、市民ニーズを的確にとらえて行政課題に対して積極的に取り組み、質の高い行政サービスを提供するため、歳入と歳出のバランスの取れた健全な財政運営を推進していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
経常収支比率	86.8%	86.0%

施策展開の方向

（１）健全な財政運営の推進

社会情勢を的確に把握して、広報紙やホームページなど多様な方法により、財政情報を広く市民に提供していきながら、歳入と歳出のバランスの取れた健全な財政運営を推進していきます。行政改革大綱に基づき、経常経費の削減、事務事業の見直しや施設管理などのアウトソーシング※を行い、行財政の構造改革を推進します。

また、中長期的な視野に立った財政計画を策定するとともに、効果的な政策の推進と健全な財政運営を両立するため、財政運営基準を設定します。

（２）市税の収納対策

歳入の根幹をなす市税の収納対策については、市政運営における貴重な自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、適切な納税指導と積極的かつ徹底した滞納整理により、歳入確保に努めます。

【3】高度情報化

現況と課題

- 近年の ICT※の発展と普及により、行政運営の効率化や市民サービスの向上、地域情報の受発信機能の強化など、まちづくりや身近な市民生活が大きく変化しています。
- 本市では、県および県内市町が共同で運用する「ぐんま電子入札共同システム」が稼働しているほか、高度情報化に向けた、さまざまな取り組みを展開していますが、今後は電子自治体※推進計画を策定し、行政情報ネットワークを構築する必要があります。
- 今後は、ICT※社会の進展に対応し、業務の効率化・高度化と市民サービスの高度化・迅速化を図るため、引き続き電子自治体※の構築、地域の情報化が求められる状況となっています。



施策の目標

市役所の電子自治体※化と、光回線などを活用した地域情報化に引き続き取り組み、市民の利便性の向上や、市民と市役所との情報共有などを目指していきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
電子入札実施率（工事）	0%	80.0%

施策展開の方向

（１）電子自治体※の構築

①計画的な電子自治体※化の推進

電子自治体※の構築を目指し、統合型GIS※システムの全庁的な導入などによる業務の効率化・高度化を進めるとともに、ICT※を活用した電子申請や施設予約など、市民の利便性の向上を図ります。

②契約事務の電子化

電子自治体※化の進展により、行政内部における情報の共有を図るとともに、インターネット※を利用して契約事務の透明性を向上させます。

「ぐんま電子入札共同システム」の活用により、行政側と事業者側の事務の効率化およびコスト削減を推進します。

③職員の情報化対応

情報処理能力の高い職員の育成と確保を行います。ITコーディネータなど外部技術者を活用し、職員のICT※スキルとセキュリティ意識の向上を図り、コンピュータを使用する職員全員が、コンピュータの原理、ハードウェアやソフトウェアの仕組み、データの扱い、ネットワークに関する知識を習得することとします。

（２）地域情報化

メール配信サービス（緊急情報等）を活用し、日常生活などにおける情報提供を行うなど、地域情報化の取り組みを推進します。

基本政策 17. 市民参加の推進

【1】市民によるまちづくりの推進

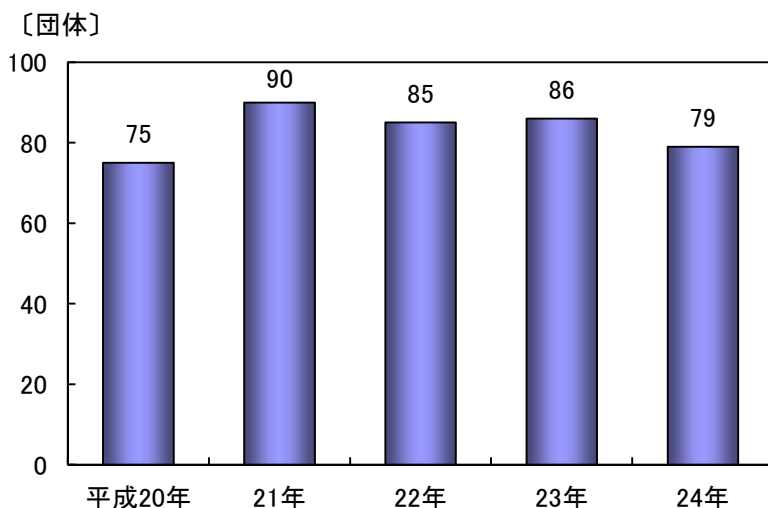
現況と課題

○地域の実情に即した誇りと愛着のあるまちづくりを進めるためには、市民参加・参画・協働※の市政運営を推進し、市民が自ら地域づくり、まちづくりを担う市民自治へと発展させていくように、市民が市政に幅広く参画できる仕組みを構築していく必要があります。

○本市では、これまで、市政に市民の声を反映するため、市長対話の日、市政モニター制度※、広聴ボックス「市民の声」、各種審議会など、さまざまな機会を設けてきました。今後も、市民からのさまざまな提案や意見などを反映していく取り組みなどによって、行政への市民参加を積極的に推進していくことが必要です。

○近年、NPO※やボランティア※団体が、新たな地域活動の担い手として期待されています。こうした市民による活動の促進を図るため、NPO※法人およびボランティア※団体の関係者間のネットワークづくりや、活動支援が必要になっています。

図表：NPO・ボランティア団体登録数



（出典：市社会福祉協議会調べ、県 NPO 登録団体数）

施策の目標

地域の実情に即した誇りと愛着あるまちづくりを進めるため、市民参加の仕組みづくりや、地域コミュニティの充実などに努めるとともに、広聴活動の充実や市民活動の支援などを通じ、市民参加の機運の醸成に努めていきます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
NPO※・ボランティア※団体登録数	79 団体	90 団体

施策展開の方向

（１）市民参加のシステムづくり

行政への市民参加促進のため、意識啓発や学習機会の拡充を図ります。また、各種審議会・委員会への市民の参加、若者や女性などの市政に対する積極的な参画を推進するとともに、パブリックコメント※制度などを活用し、政策形成過程からの市民の参画機会を拡充します。

（２）広聴の充実

市民参加のまちづくりを推進するため、市長対話の日、市政モニター制度※、広聴ボックス「市民の声」などの充実に加え、電子メールや市ホームページなどを活用し、市民の声を積極的に吸収して、建設的な意見を市政に反映していきます。

（３）地域コミュニティの充実

市民活動のきっかけや機会の提供、活動のネットワークづくりのため、地域コミュニティの活動を支援し、ともに支え合う仕組みづくりを進めます。そのため、地区公民館の活用や充実を図り、自治会の集会施設など活動拠点の整備を支援します。

なお、高齢化や過疎化が進む山間地などにおいては、地域コミュニティの維持や活性化に向けた取り組みを、地域住民とともに検討します。

（４）市民活動の支援

市民のまちづくり活動への参加を促進するため、市民が自発的に行う NPO※、ボランティア※活動団体の把握に努め、団体とその活動内容を広く市民に紹介し、市民活動への参加意欲を高めます。

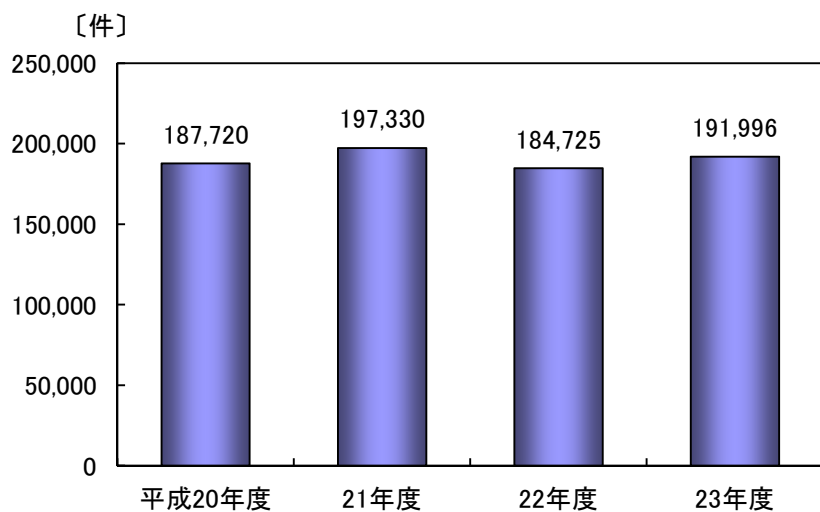
また、各種団体の活動ネットワークの形成や、相談体制の整備など、市民の社会貢献活動を支援できる体制を確立していきます。

【2】情報の発信と共有

現況と課題

- 市民と行政とが信頼ある関係を構築し、協働※によるまちづくりを推進するためには、情報の共有化を進めて、透明性の高い市政運営を行うことが必要とされています。
- 本市ではこれまで、「広報あんなか」や「おしらせ版あんなか」などの広報紙や市ホームページ等により、さまざまな行政情報を提供するとともに、「安中市情報公開条例」に基づき、情報を公開し、公正で開かれた市政の推進を目指してきました。
- 一方、情報ネットワーク化の進展や業務の電算化に伴い、行政が保有する大量の個人情報の保護を、より一層図ることが重要な課題となってきました。
- また、個人情報保護、情報公開制度※の適正な運営を図るために、文書管理を改善し、迅速な情報提供や個人情報の厳重な管理に努める必要があります。

図表：市ホームページの年間アクセス件数



（出典：秘書課調べ）

施策の目標

市民と行政との信頼関係を構築し、協働※によるまちづくりを進めるため、個人情報の保護を徹底したうえで、広報活動の充実や、情報公開制度※の適正な運営に努めていきます。

指標名	現状値（H23）	目標値（H29）
市ホームページへの年間アクセス件数	191,996 件	250,000 件

施策展開の方向

（１）広報の充実

広報紙やホームページなどを伝達媒体に、市政の情報を市民に分かりやすく正確・迅速に伝えるとともに、市民のニーズに合うよう広報の充実を図っていきます。

（２）情報の公開と適正な管理

市民が利用しやすい情報公開制度※の運用に努めるとともに、文書管理システムにより、行政文書の電子化を進め、請求に対して迅速な対応を図ります。

情報公開と併せて、個人情報の適正な管理を行うため、コンピュータセキュリティを強化し、民間委託業者の指導、職員の個人情報保護に対する意識の向上に努めます。

また、行政文書の汚損や紛失を防止し、的確で迅速な情報公開を行うため、書庫の整備やファイリングシステム※の導入を検討して、文書管理の改善を行います。

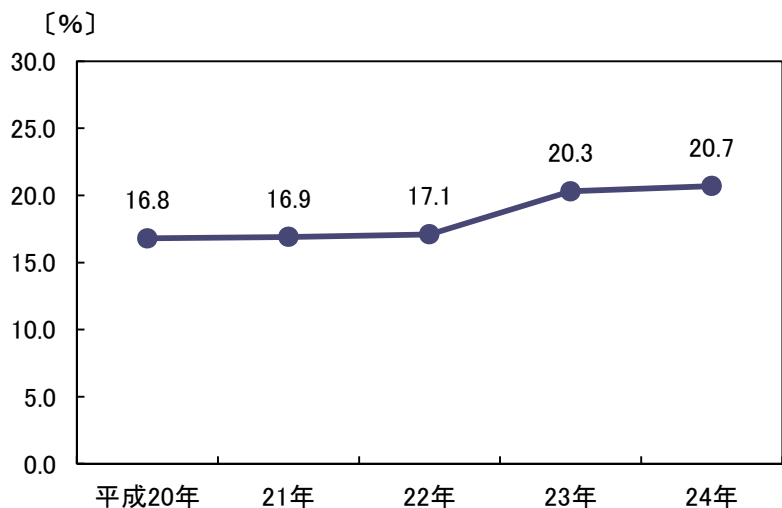
審議会や委員会などの公開により、開かれた市政の実現を目指します。

【3】男女共同参画の推進

現況と課題

- 個人のライフスタイル※が多様化し、女性の社会進出が進むなかで、性別にかかわらず、だれもがあらゆる分野に平等に参画し、豊かで活力に満ちた社会を築くため、男女がお互いに尊重しつつ、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会※の実現が求められています。
- 法や制度のうえでの性差別は解消されつつあるものの、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識や慣習にとらわれた差別が、家庭・職場・地域など、あらゆるところで依然として根強く残っています。
- 現在、わが国では少子高齢化が深刻な問題とされていますが、少子化については、女性に「出産」か「仕事」かの二者択一を迫る社会構造も一因とされています。女性が働きやすく、活動しやすい環境を整備するためには、社会全体の意識改革などにより、男女が家庭・職場・地域での役割を、ともに担っていくことが必要です。
- ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※などの人権侵害が社会問題化していることから、安心して相談できる環境づくりを進めていくことも重要です。

図表：審議会等委員の女性比率



(出典：市町村における男女共同参画行政に関する調べ)

施策の目標

性別にかかわらず、だれもがいきいきと暮らし、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会※の実現に向け、意識の啓発や、女性の社会参画を促す仕組みづくりに努めていきます。

指標名	現状値（H24）	目標値（H29）
審議会等委員の女性比率	20.7%	30.0%

施策展開の方向

（１）男女共同参画社会※形成のための意識啓発

男女共同参画計画に基づき、広報活動や講演会の開催などによって、男女共同参画について理解を深める機会をつくり、男女共同参画社会※の形成に向けた教育や啓発活動を推進します。

特に、市内小中学校と連携を図り、若年層への啓発を促進します。

（２）女性の社会参画の促進

家庭・職場・地域など、あらゆる分野で、男女が社会の対等なパートナーとなれるよう、政策・方針決定の場への女性の参画の推進、女性人材の幅広い発掘や女性団体などの主体的な活動の支援、事業主に対する啓発の促進など、総合的な施策の展開を図ります。

特に、市の組織において率先して推進し、管理職への女性の登用などを進めます。また、各種審議会などにおける女性委員の構成率が30%以上となるよう努めます。

（３）女性を守る環境整備

ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※などの人権侵害を防ぎ、女性が安心して社会参画できる環境づくりを目指して、実態把握と意識啓発、被害者救済のための相談体制の整備に努めます。

資料編

1. 主要事業・関連計画一覧

基本目標 1 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

基本政策 1. 自然の適切な利用

主要事業名	概要
都市計画地域地区見直し事業	用途地域の見直しおよび拡大を検討します。
《関連計画》都市計画マスタープラン（平成 26 年度策定予定）	

基本政策 2. 都市基盤の整備

主要事業名	概要
都市計画道路網見直し事業	時代のニーズに合った交通利便性を増進するため、事業化されていない路線について、都市計画道路網の見直しを行います。
広域ネットワーク道路整備事業	県道に接続する主要な市道を拡幅整備し、併せて歩道の整備を行います。
踏切改良事業	交通量が多く、通学路でもある中宿地内「野殿踏切」の歩行者および通行車両の安全を確保するため、改良について関係機関との協議を進めます。
橋梁耐震補強対策事業	昭和 55 年（昭和 55 年道路橋示方書改訂）以前に設計・施工された幹線市道に架かる橋長 15m 以上の橋梁の耐震補強工事を優先的に実施します。
道路里親制度	市民に里親活動（ボランティア）への参加を広報等で広く呼びかけます。
小河川改修事業	宅地等の隣接で、浸水の危険性が高い普通河川の改修を計画的に実施していきます。
道路新設改良（歩道整備）事業	幹線道路と生活道路を結び合わせることで、交通網を整備し、歩道を設置することで、安全性や利便性を向上させます。
街路事業（西毛広域幹線道路関連）	国道 18 号線と広域幹線道路を結ぶアクセス道路として、広域幹線道路の開通に併せて 3. 5. 7 扇城・下秋間線の整備を行います。
公共交通見直し事業	乗合バス・タクシーの利便性向上と経費削減を図るため、実証運行の結果や利用者の需要を踏まえ、運行内容の見直しを行います。
路線バス対策事業	交通手段を持たない交通弱者の移動手段を確保するため、民間事業者に委託して乗合バス・タクシーの運行を行います。

主要事業名	概要
信越本線活性化対策事業	信越本線の利便性向上を図るため、駅を中心とした魅力的なまちづくりを推進します。また、まちづくりの拠点となる新駅設置の検討を行います。
景観計画策定事業	地域の自然的、歴史・文化的背景を活かした景観への配慮を図るため、景観計画の策定について検討していきます。
市営住宅管理事業	市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅を計画的に改善し、居住環境の向上を図りながら、住宅の長寿命化を目指します。
建築基準法に係る指定道路事業	都市計画区域内の道路を分類し、道路情報を迅速に提供することにより、住民サービスの向上を図ります。
《関連計画》都市計画マスタープラン（平成 26 年度策定予定） 群馬県地域住宅計画（第 2 期）（平成 22 年度策定） 安中市市営住宅長寿命化計画（平成 24 年度策定）	

基本政策 3. 生活環境の整備

主要事業名	概要
石綿セメント管更新事業	石綿セメント管の更新を行い、配水管の耐震性の向上を図り水道水の安定供給を行います。
碓氷川以南配水系統増強事業	碓氷川以南の配水系統を増強し、水道水の安定供給を行います。
入牧簡易水道基幹改良事業	老朽化した鋼管の更新を行い、赤水に伴う水質の悪化を改善し安心・安全な水道水の安定供給を行います。
水道水源の取得	新規水源の取得により、安中市の発展に必要な新たな水量を確保し水道水の安定供給を行います。
流域関連公共下水道整備事業	計画区域面積 1,000ha（計画処理人口 29,940 人）を整備します。
エコ・コミュニティ事業	飲料容器の再資源化を図るため、各地区公民館などに「ペットボトル・空き缶回収機」を設置し、ペットボトル・空き缶を回収し、リサイクルします。 （市内 21 箇所、23 セット、大型機 5 基）
《関連計画》安中市地域水道ビジョン（平成 21 年度策定） 利根川上流流域関連安中市公共下水道事業計画（平成 22 年度改訂、平成 27 年度改訂予定） 都市計画マスタープラン（平成 26 年度策定予定） 安中市環境基本計画（平成 22 年度策定、平成 27 年度改訂予定） 安中市地球温暖化対策実行計画（平成 22 年度策定、平成 27 年度改訂予定） 循環型社会推進地域計画（平成 23 年度策定、平成 28 年度改訂予定） 安中市一般廃棄物処理基本計画（平成 20 年度策定）	

基本政策 4. 安全な市民生活の確保

主要事業名	概要
防犯対策事業	各種防犯運動の積極的な展開により、市民の防犯意識の高揚を図り、防犯パトロールの実施や自主防犯組織の支援を通じて、地域防犯環境の整備を推進します。
街路灯管理事業	道路周辺の街路灯の見直しや、夜間における人の行動を視認できる程度以上の照明を確保するため、地域と連携して街路灯の設置を推進し、犯罪の防止に努めます。
交通安全啓発事業	小・中学校や高齢者の交通安全教室や四季の交通安全運動を通じて交通安全意識の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐ環境づくりを目指します。
交通安全施設設置事業	道路交通安全施設等の整備については、事故発生の状況を分析、検討し、事故多発地点、通学路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については交通安全施設の整備を推進します。
消防施設整備事業	消防施設を整備することにより、消防団員の安全と有効な消防水利を確保するとともに、火災による被害を最小限に抑え、市民生活の安全確保を図ります。
防災行政無線事業	災害時の正確かつ迅速な情報伝達体制が可能となる防災行政無線における、難聴地域解消を図ります。
防災ハザードマップ整備事業	防災ハザードマップを作成し、避難場所や避難経路、災害想定区域などを知ることにより、いざというときに早めの避難行動ができるよう、自助・共助の防災意識の向上を目指します。
高崎市・安中市消防組合事業	安中市と高崎市の2市で構成する一部事務組合において、消防・救急関係業務を共同して行っています。
大気、水質等調査事業	定期的に大気、水質等の調査を行い、公害発生の防止を図ります。
《関連計画》安中市地域防災計画（平成 24 年度改訂） 安中市国民保護計画（平成 18 年度策定） 災害時要援護者全体計画（平成 21 年度策定） 安中市環境基本計画（平成 22 年度策定、平成 27 年度改訂予定）	

基本目標 2 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

基本政策 5. 健康づくりの推進

主要事業名	概要
国民健康保険特定健康診査事業	生活習慣病予防対策として、健診受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努めます。

主要事業名	概要
国民健康保険特定保健指導事業	特定保健指導実施率を向上し、メタボリックシンドローム該当者および予備群者の減少を図ります。
健康づくり推進事業	生活習慣病の発症や進行を防ぐとともに、健康寿命の延伸を目指した総合的な健康づくりを推進します。
恵みの湯施設整備事業	健康増進施設としての機能維持のため、計画的に施設の整備を進めます
乳幼児健康診査事業	乳幼児期の母子の健康増進を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりを進めます。
公立碓氷病院大規模改修・B棟耐震補強事業	老朽化した施設、設備の改修により病院の機能回復と患者の快適性を確保し、併せてB棟の耐震補強工事を実施します。
医療器械器具等整備事業	地域の中核病院として、市民に質の高い医療を提供するため医療器械器具等の整備を推進します。
電子カルテ導入事業	オーダリングの更新に併せ歯科の電子レセプト化、医科・歯科のカルテを電子化し院内のICT化を推進します。
《関連計画》いきいき安中健康21（平成15年度策定、平成25年度改訂予定） 安中市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成19年度策定、平成24年度改訂）	

基本政策6. 福祉の充実

主要事業名	概要
人権擁護活動推進事業	市民が人権に対する理解と認識を深められるよう、人権啓発講演会や啓発冊子の発行、各種イベントでの人権啓発活動などに努めます。
隣保館活動推進事業	開かれたコミュニティセンターと位置付け、人権啓発の拠点として、教養講座・人権講演会・館だよりなどの事業を充実し、時代に合わせた館の利用に努めます。
保育等の充実	延長保育や休日保育、一時保育、病後児保育などの充実を図ります。
子どもへの虐待防止対策の強化	市民への周知および家庭児童相談室の充実を図ります。
市立保育園建替事業	老朽化した保育園の建替・統合を実施します。 （松井田第一、第二保育園）
学童クラブ設置事業	未設置地区への設置を検討し、実施します。また、老朽化した施設の建替や移転を検討します。
《関連計画》安中市地域福祉計画（平成23年度策定、平成27年度改訂予定） 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成23年度策定、平成26年度改訂予定） 第2期安中市障害者計画（平成23年度策定、平成29年度改訂予定）	

主要事業名	概要
第3期安中市障害福祉計画（平成23年度策定、平成29年度改訂予定） 安中市次世代育成支援行動計画「後期計画」（平成21年度策定） 安中市子ども・子育て支援事業計画（平成26年度策定予定）	

基本目標3 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

基本政策7. 生涯を通じての学習の推進

主要事業名	概要
利用しやすい施設づくり	バリアフリー化に配慮した老朽施設の改修を推進します。
情報のネットワーク化	生涯学習事業など学習にかかわる情報提供の一元化に努めます。
人材の育成	生涯学習ボランティアの育成を図ります。
社会教育施設整備事業	安全で快適な生涯学習環境を整備するため、老朽化した施設の改築やバリアフリー化に配慮した改修を推進します。
学社連携事業	学校支援センターの活動を中心に連携を図ります。
講座・教育の充実	各年代に適合する講座の開設と開設時間帯の改善に努めます。
情報の提供	学習情報提供事業の充実に努めます。
ふるさと塾	自己の啓発や生活文化の向上を目的とし、生涯学習センターごとに、さまざまなテーマの講座を開催し、地域住民へ生涯学習の機会や活動の場を提供します。
生涯学習のつどい	生涯学習活動の成果の発表の場であると共に地域住民の交流の場を提供します。
学力向上推進事業	「学力向上推進中心校」の指定およびその研究支援、教職員研修会の実施、学校における生活科や総合的な学習の充実のための補助などを行います。
幼稚園第3子以降助成事業	私立幼稚園に就園する子が世帯の第3子以降である場合に保育料の補助を行います。
特別支援教育総合推進事業	発達障害を含む特別な支援を要する児童・生徒への支援を充実させるための手立てについて検討します。
《関連計画》社会教育推進計画（平成23年度策定） 子ども読書活動推進計画（平成24年度策定） 安中市次世代育成支援行動計画後期計画（平成21年度策定） 人権教育推進計画（後期：平成23年度策定） 耐震改修基本計画（平成21年度改訂、平成25年度改訂予定）	

基本政策 8. スポーツ・レクリエーションの振興

主要事業名	概要
スポーツ振興事業	「いつでも、どこでも、誰もがスポーツ」を合い言葉にスポーツ振興を図り、指導体制の充実や各種スポーツ活動を推進します。
体育施設管理事業	市内の体育施設を有効活用するとともに、老朽施設や器具の点検を行い、安全な施設の提供に努めます。安中市スポーツセンターを拠点としたスポーツ活動を推進するために、格技場などの建設促進を図ります。
《関連計画》社会教育推進計画（平成 23 年度策定） 耐震改修基本計画（平成 21 年度改訂、平成 25 年度改訂予定）	

基本政策 9. 芸術文化の振興

主要事業名	概要
文化センター施設整備事業	駐車場の拡張やバリアフリー化を推進し、来館者の利便性の向上を図ります。
芸術文化団体支援事業	既存の発表機会の充実や、新たな発表の機会を要望により設けるなど、発表機会の充実に努めます。 芸術文化団体の自主的な運営を可能にするため、相談支援体制を充実します。
築瀬二子塚古墳保存整備事業	市内最大の前方後円墳である築瀬二子塚古墳を史跡公園として保存整備します。
文化財の保護・活用	まちづくりのなかに碓氷関所跡などの文化財を活かす方法を研究、検討します。
発掘遺物の保存・活用	ふるさと学習館の展示スペースを活用し、発掘情報展・速報展などの開催に努め、発掘調査の成果を市民に公開します。
《関連計画》社会教育推進計画（平成 23 年度策定）	

基本政策 10. 交流の推進

主要事業名	概要
国際交流事業	国際交流諸団体の育成・支援を行うなかで、交流会・講演会の共同開催などの協働を進めます。また、市内在住の外国人に対する生活情報の提供や総合的な窓口の設置に取り組みます。

基本目標 4 にぎわいと活力のあるまちづくり

基本政策 1 1. 農林水産業の振興

主要事業名	概要
林業振興事業	森林の保護啓発を推進しながら、造林事業など支援制度の情報提供を行い、林業生産活動の活発化を図れるよう、担い手の育成や労働力の確保など、森林資源の充実を図ります。
森林整備担い手対策事業	森林整備の担い手を確保育成するため、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術および技能の向上、福利厚生の実施などを支援する。
森林整備地域活性化支援推進事業	森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界確認などの事業を通じ、基盤となる作業路網整備の改良工事に対しての支援を実施。
県単林道整備事業	木材の生産、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理等に必要な林道などを整備します。
林道維持管理事業	林業経営の展開、森林の適正管理および山村における生活環境向上等に重要な役割を果たしている林道の維持、修繕を行う。
治山事業	森林を保全することにより人家・農地・公共施設などへの災害を防止し、また、水源涵養・環境保全を図るため、落石・山腹の崩壊などに対して保安施設を整備する。
《関連計画》安中農業振興地域整備計画（平成 23 年度策定） 地域水田農業ビジョン（平成 21 年度策定） 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 23 年度策定） 安中市酪農・肉用牛生産近代化計画書（平成 23 年度策定） 安中市森林整備計画（平成 24 年度策定）	

基本政策 1 2. 商工業の振興

主要事業名	概要
商業活性化支援事業（空き店舗等活用支援）	商店街の空き店舗を有効に活用するための支援をします。
商店街環境施設整備支援事業	街路灯・街中案内看板灯などの環境施設の整備を推進します。
集客イベント事業	旧中山道の歴史と文化を活用したイベントを開催します。
中小企業金融対策事業	中小企業の設備近代化・経営安定化のため、小口資金を始めとする制度融資資金を充実、強化します。

主要事業名	概要
企業誘致促進事業	本市工業団地などに進出、立地する企業に対して、固定資産税の課税免除など各種奨励金などの優遇措置を行います。
工業団地造成事業	市内の適地に新たな工業団地を創設します。
《関連計画》鷺宮地区農村地域工業等導入実施計画（平成 24 年度策定）	

基本政策 1 3. 観光の振興

主要事業名	概要
碓氷峠周辺整備事業	遊歩道「アプトの道」を始めとする周辺施設の充実を目指し、トイレ、休憩所の整備を進めます。
活気ある温泉地の整備	磯部温泉と霧積温泉という2つの温泉地の特徴を活かした整備を行います。 ・2つの温泉地を宿泊施設とした観光ルートの整備 ・磯部温泉では散策コースの整備 ・霧積温泉では鼻曲山登山コースの整備
広域観光ルートの整備	世界遺産登録が予定されている富岡製糸場など周辺自治体の観光スポットを結ぶ広域観光ルートを整備します。
歴史とふれあう道づくり事業	旧中山道や裏・城ヒストリートコースなど歴史ある街歩きコースの整備を進め、回遊性の向上を図ります。
広域連携による取り組み	広域の観光団体を活用した、観光キャラバン、観光キャンペーンの実施、イベントなどを開催します。
《関連計画》安中市観光振興計画（平成 26 年度策定予定）	

基本政策 1 4. 新産業の創出

主要事業名	概要
安中市ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業	新製品の開発・製造を行おうとする事業者に対して支援します。

基本政策 1 5. 労働環境の充実

主要事業名	概要
勤労者福祉対策事業	住宅建設資金利子補給補助や中小企業退職金制度加入補助などを行い、勤労者の福祉と生活の向上を図ります。
雇用推進対策事業	工業団地に進出した企業に対する本市在住者の新規雇用を助成します。
技能検定合格者表彰事業	労働者の技能の向上を図るため、職業能力開発機会の充実を図ります。

基本目標 5 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

基本政策 16 効率的行財政運営

主要事業名	概要
行政評価制度推進事業	行政の改革と効率的な運営を図るため、事業の計画・実行・評価・改善サイクルを構築する行政評価制度を推進します。
庁舎耐震補強（または建替え）事業	既存庁舎の耐震補強のため大規模改造または庁舎の建替えのための計画を策定し、対応を図っていきます。
広域行政の推進	近隣市町村と連携し、相互の地域性を活かしながら、共通する課題の解決に向け、共同で事業を展開します。 ○高崎市・安中市消防組合 ○西毛地区開発協議会
電子自治体推進事業	電子自治体推進計画を策定し、行政情報の電子化、事務の効率化を図ります。
航空写真撮影事業	より公平・公正な課税を行うため、3年毎に行う評価替えの基準年度の2年度前に航空写真撮影を実施し、課税客体である家屋の状況や、土地利用などを把握するとともに、庁内・庁外で必要とされる部署へ地図情報システム（GIS）によるデータの提供・検索・照合・発行業務などの利便性の向上を推進します。（平成28年度予定）
《関連計画》行政改革大綱（平成19年度策定） 行政改革大綱実施計画（平成20年度策定） 定員適正化計画（平成22年度策定） 耐震改修基本計画（平成21年度改訂、平成25年度改訂予定）	

基本政策 17 市民参加の推進

主要事業名	概要
市民活動支援事業	NPO やボランティア団体などの活動情報を広く周知し、市民活動への参加意識を高めていきます。また、活動ネットワークの形成や相談体制の整備など、支援体制を確立していきます。
広報広聴事業	広報紙・ホームページなどにより市政に関するさまざまな情報の積極的かつ迅速な情報発信を行います。 また、市民の皆さんの声が届くよう、広聴ボックスなどの広聴制度の整備、周知を図るとともに、市長・教育長と市民の皆さんが直接対話する機会を設けます。
ホームページ改訂事業	ホームページを再構築し、市民ニーズにあった情報を迅速に提供できるよう改善を図っていきます。

主要事業名	概要
男女共同参画社会推進事業	男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を実施します。また、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな男女共同参画計画を策定します。
《関連計画》男女共同参画計画（平成 19 年度策定、25 年度改訂予定）	

2. 指標一覧

(注) 現状値・目標値の()内は数値を把握した(または目標とする)年や年度

施策名	指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)	指標選定の考え方
1-【2】 自然環境の 保全と活用	保安林面積 【年度・各年1月1日時点】	4,378ha	4,382ha	森林の保安機能を維持するめやすとなる指標。森林は減少傾向にあるが取り組みを進め微増を見込む。
2-【1】 道路整備	市道改良率 【年・各年4月1日時点】	25.77% (H24)	26.12%	生活道路整備状況のめやすとなる指標。計画的な整備を推進することにより整備率を向上させていく。
2-【2】 公共交通整備	乗合バス・乗合タクシー 利用者数 【年度・各年3月末日時点】	61,556 人	65,000 人	市の公共交通サービスの利用状況を測る指標。年間 500 人程度増を目指す。
2-【4】 住宅対策	市営住宅改修戸数 【年度・各年3月末日時点】	0 戸 (H24)	80 戸	市営住宅長寿命化計画に基づく改善戸数を示す指標。H25 から 5 年間かけ 80 戸の改善を目指す。
3-【1】 上水道の整備	石綿セメント管残存距離 および残存率 【年度・各年3月末日時点】	9,640m (1.78%)	84m (0.02%) (H27)	導・送・配水管での石綿セメント管の残存状況を示す指標。H 27 年度末に残存距離がほぼゼロとなり布設替えが終了の予定。
3-【2】 下水道の整備	下水道普及率 【年度・各年3月末日時点】	27.4%	37.8%	市の総人口に対して下水道を利用できる区域の人口割合を示す指標。公共下水道事業計画における推定行政人口などをもとに設定。
3-【3】 公園・緑地の 整備	都市計画区域内 市民一人当たりの都市公園 面積 【年度・各年3月末日時点】	7.54 m ²	8.04 m ²	緑豊かな住みよい都市環境づくりに向けめやすとなる指標。安中榛名駅北側広場整備などにより増加の見込み。
3-【4】 環境対策	住宅用太陽光発電システム 設置補助金交付件数 【年度・各年3月末日時点】	140 件	240 件	自然エネルギーの活用状況を示す指標。国の電力買い取り価格や住宅の建築事情などの影響のなか、H24 の予定件数を維持したい。
3-【5】 衛生対策	ごみのリサイクル率 【年度・各年3月末日時点】	12.0%	22.0%	ごみの減量化・再資源化を推進するめやすとなる指標。市一般廃棄物処理基本計画の数値目標を設定。
4-【1】 防犯対策	刑法犯認知件数 【年・各年12月末日時点】	355 件 (H24)	320 件	犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりのめやすとなる指標。近年の最少件数の1割程度減を目指す。

施策名	指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)	指標選定の考え方
4－【2】 交通安全対策	交通事故（人身事故）発生 件数 【年・各年12月末日時点】	445 件 (H24)	400 件	交通事故を未然に防ぐ環境づくりのめやすとなる指標。ここ 10 年間の最少件数の 1 割程度減を目指す。
4－【3】 防災対策	自主防災組織率 【年度・各年3月末日時点】	3.2%	100%	災害に強いまちづくりに向けた地域防災の取り組みの達成状況を示す指標。全行政区での設置を目指す。
4－【4】 消防・救急体制 の充実	消防団協力事業所数 【年度・各年3月末日時点】	0 事業所 (H24)	25 事業所	消防団員が活動しやすい環境づくりに向けた事業所と消防団の連携状況を示す指標。H25 から年間で5事業所増を目指す。
4－【5】 公害防止	苦情処理件数 【年度・各年3月末日時点】	232 件	150 件	公害を防止し、暮らしやすい環境づくりのめやすとなる指標。取り組みによって苦情が1／3 程度減少することを目指す。
4－【6】 消費者保護	消費生活相談件数 【年度・各年3月末日時点】	358 件	330 件	高齢者などの消費者トラブル防止のめやすとなる指標。取り組みによって年間5件程度減を目指す。
5－【1】 保健予防	特定健康診査受診率 【年度・各年3月末日時点】	47.9%	60.0%	生活習慣病などの予防に向けた取り組みの成果のめやすとなる指標。市国民健康保険特定健康診査等実施計画で市国保における目標値を 60% に設定。
5－【2】 疾病予防	大腸がん検診受診率 【年度・各年3月末日時点】	20.1%	28.0%	がんのなかでも部位別患者数第 1 位である大腸がん検診の受診率向上を目指すための指標。H24 から個別受診が可能となり受診率の向上を目指す。
5－【3】 医療の充実	公立碓氷病院の医師数 （常勤換算） 【年・各年4月1日時点】	17 人 (H24)	19 人	地域における医療体制の充実に向けた公立碓氷病院の医療体制の充実のめやすとなる指標。H27 と H29 に 1 人ずつ増を目指す。
6－【1】 地域福祉の 充実	ボランティアセンター 登録者数 【年度・各年3月末日時点】	2,089 人	2,400 人	地域福祉活動の促進に向け、地域福祉の担い手の育成状況を示す指標。年間 50 人程度の増を目指す。
6－【2】 高齢者福祉の 充実	介護を必要とする高齢者の 割合 【年度・各年3月末日時点】	15.4%	17.0%	高齢者の介護予防の成果のめやすとなる指標。介護予防事業の充実・強化により年平均 0.3% 程度の上昇に抑えたい。
6－【3】 障害者(児)福祉 の充実	在宅サービスのべ利用者数 【年度・各年3月末日時点】	4,206 人	7,500 人	市が費用を負担する在宅サービスの利用状況を示す指標。障害福祉計画の推計値に近年の伸び率の平均値を加え数値目標を設定。

施策名	指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)	指標選定の考え方
6ー【4】 児童福祉 ・母(父)子福祉 の充実	特別保育実施数 【年度・各年3月末日時点】	21 事業 (H24)	26 事業	保育サービスの促進に向けた特別保育（延長保育、一時保育、休日保育など）の達成状況を示す指標。年間1事業増を目指す。
6ー【5】 社会保障の 充実	国民健康保険税収納率 【年度・各年3月末日時点】	91.04%	92.50%	国民健康保険事業の健全な運営および保険税負担の公平性確保に向けめやすとなる指標。県の目標を参考に設定。
6ー【6】 人権擁護	人権教育・啓発講演会への 参加人数 【年度・各年3月末日時点】	540 人 (H24)	670 人	人権尊重への関心の高まりのめやすとなる指標。人権啓発・教育の担当部署の協力による講演会と隣保館での講演会への参加人数を足して目標を設定。
7ー【1】 生涯学習の 基盤整備	施設利用者数 (文化センター管理運営 施設) 【年度・各年3月末日時点】	276,600 人	279,600 人	文化センター・文化会館・公民館・生涯学習センターの利用状況を示す指標。市民ニーズに沿った教室等を開催し3,000人程度増を目指す。
7ー【2】 社会教育の 推進	施設利用者数 (生涯学習センター等主催 事業) 【年度・各年3月末日時点】	53,000 人	55,000 人	公民館および生涯学習センターの活動事業の利用状況を示す指標。計画を推進し2,000人程度増を目指す。
7ー【3】 学校教育の 充実	学校耐震改修率 【年度・各年3月末日時点】	73.2% (H24)	100% (H27)	耐震性の低い（L値の低い）建物を改修完了した率を示す指標。第4次地震防災緊急事業5カ年計画でH27の完了を目指す。
8ー【1】 スポーツ・レク リエーション の振興	体育施設利用者数 【年度・各年3月末日時点】	512,224 人	530,000 人	社会体育施設および学校体育施設開放の利用状況を示す指標。年間3,000人程度の増加を目指す。
9ー【1】 芸術文化の 振興	市民フェスティバル 来場者数 【年・各年12月末日時点】	10,075 人 (H24)	18,000 人	芸術文化団体による市で最大の学習成果の発表機会への来場者数を示す指標。内容の充実や周知を図り8,000人程度増を目指す。
9ー【2】 文化財保護	文化財施設入館者数 【年度・各年3月末日時点】	17,397 人	20,500 人	文化財保護の啓発の場としての施設の活用状況を示す指標。年間約500人増を目指す。（碓氷関所と碓氷峠鉄道施設群は除く）
10ー【1】 都市・国際交流 の推進	国際交流協会交流活動の 参加者数 【年度・各年3月末日時点】	1,606 人	2,250 人	国際交流の推進に向けた各種行事などに参加した市民や外国人の延べ人数を示す指標。H29は記念行事による参加見込みも加味して設定。
11ー【1】 農業の振興	認定農業者数 【年度・各年3月末日時点】	68 人	75 人	農業の担い手確保に向けた取り組みの達成状況を示す指標。年間1人程度増を目指す。

施策名	指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)	指標選定の考え方
11-【2】 林業の振興	人工林面積 【年度・各年3月末日時点】	4,892ha	4,899ha	林業の活性化をはかるめやすとなる指標。近年、開発等により減少傾向にあるが植林もやや増加しているため微増を見込む。
12-【1】 商業の振興	年間商品販売額 【年・各年6月1日時点】	66,271 百万円 (H19)	73,000 百万円	商業活力をはかるめやすとなる指標。過去の実績をもとに増加を見込む。
12-【2】 工業の振興	製造品出荷額等 【年・各年12月末日時点】	299,546 百万円 (H22)	330,000 百万円	製造業の活力をはかるめやすとなる指標。工業団地の分譲率100%の実績をもとに増加を見込む。
13-【1】 観光の振興	観光客数 【年度・各年3月末日時点】	1,492 千人	1,650 千人	観光振興の効果をはかるめやすとなる指標。富岡製糸場がH26に世界遺産登録を目指していることから周辺自治体への観光客増が期待される。
14-【1】 新産業の創出	安中市ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業の実績 【年度・各年3月末日時点】	1 件	3 件	新産業の創出に向け、従来になかった新製品や新商品の開発にチャレンジする企業に対する補助事業の実績を示す指標。
15-【1】 労働環境の充実	有効求人倍率 【年・各年12月時点】	0.55 倍 (H24)	1.00 倍	求人数を求職者数で除したもので、労働者が置かれている雇用環境を示す指標。近年の最高値を30%程度上回る数値を設定。
16-【2】 健全な財政運営	経常収支比率 【年度・各年3月末日時点】	86.8%	86.0%	経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入が充当されている割合であり、財政の弾力性を示す指標。社会保障経費の増加が今後も見込まれるなか、10%以上の弾力性は維持したい。
16-【3】 高度情報化	電子入札実施率（工事） 【年度・各年3月末日時点】	0%	80.0%	契約管理システムを利用して処理した入札件数のうち電子入札で処理した件数の割合を示す指標。H29には工事入札で80.0%以上実施を目指す。
17-【1】 市民によるまちづくりの推進	NPO・ボランティア団体登録数 【年・各年10月末日時点】	79 団体 (H24)	90 団体	市民によるまちづくりの推進に向け、市民の活動状況のめやすとなる指標。年間2団体程度増を目指す。
17-【2】 情報の発信と共有	市ホームページへの年間アクセス件数 【年度・各年3月末日時点】	191,996 件	250,000 件	市民と行政の情報の共有をはかるめやすとなる指標。市ホームページのリニューアルによりアクセス件数の増加を目指す。
17-【3】 男女共同参画の推進	審議会等委員の女性比率 【年・各年4月1日時点】	20.7% (H24)	30.0%	女性の政策・方針決定の場等への参画状況を示す指標。年間2%程度の増とし男女共同参画計画で目標とした30%の達成を目指す。

3. 関連統計

【都市基盤・生活環境・安全安心分野】

図表 道路の状況

	路線数	実延長(m)	舗装(m)	舗装率(%)	改良(m)	改良率(%)
総数	8,261	1,844,992	1,208,315	—	599,471	—
国道	1	51,083	51,083	100.0	51,083	100.0
主要地方道	7	67,181	67,048	99.8	53,409	79.5
県道	18	104,662	101,358	96.8	77,033	73.6
計	8,235	1,622,066	988,826	61.0	417,946	25.8
市道	1級	54	86,771	97.9	67,034	77.3
	2級	51	72,174	84.8	34,622	48.0
	その他	8,130	1,463,121	57.6	316,290	21.6

資料：国土交通省高崎河川国道事務所、安中土木事務所、建設部土木課
(平成24年4月1日現在)

図表 都市計画用途地域の状況

単位: km²

		面積
都市計画区域		134.79
用途地域	第一種低層住居専用地域	0.86
	第二種低層住居専用地域	0.061
	第一種中高層住居専用地域	1.78
	第二種中高層住居専用地域	2.9
	第一種住居地域	4.11
	第二種住居地域	1.06
	準住居地域	—
	近隣商業地域	0.59
	商業地域	0.066
	準工業地域	1.57
	工業地域	0.24
	工業専用地域	1.52
特別業務地区		7.7

資料：都市整備課(平成24年4月1日現在)

図表 上水道給水状況

	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	給水普及率 (%)	年間給水量 (m ³)	一日平均給水量 (m ³)
平成19年度	63,956	63,650	99.52	9,732,771	26,665
20年度	63,506	63,243	99.58	9,557,611	26,113
21年度	63,128	62,868	99.58	9,219,551	25,259
22年度	62,631	62,362	99.57	9,253,108	25,350
23年度	62,268	62,050	99.64	9,227,675	25,281

資料：上水道事務課

図表 下水道の状況

	計画処理人口 (人)	下水処理 区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	下水供用 開始面積 (ha)
平成19年度	33,380	13,111	8,652	65.99	338.32
20年度	33,380	14,667	9,139	62.31	356.26
21年度	33,380	15,826	9,427	59.57	370.44
22年度	33,380	16,607	9,987	60.14	415.57
23年度	29,940	17,149	10,626	61.96	431.93

資料: 下水道課

図表 公園・緑地の整備状況

単位: 箇所・ha

	都市計画公園	都市計画緑地
整備箇所数	11	2
総面積	30.56	11.10

資料: 都市整備課(平成24年4月1日現在)

図表 ごみ排出量

単位: t

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事業系ごみ	4,106	3,789	3,590	3,651	3,783
市収集ごみ	16,275	16,145	15,858	15,597	15,506
一般持込	506	825	1,123	1,266	723

資料: クリーンセンター

【健康・福祉分野】

図表 福祉ボランティア活動者数の推移

単位: 人

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉ボランティア活動者数	2,154	2,038	2,368	2,043	2,089

資料: 安中市社会福祉協議会

図表 種別障害者数の推移

単位: 人

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障害	2,487	2,503	2,526	2,547	2,542
知的障害	340	347	358	363	370
精神障害	185	197	217	220	233
計	3,012	3,047	3,101	3,130	3,145

注: 3障害ともに手帳所持者数

資料: 福祉課

図表 保育所入所状況

単位: 人・%

	保育所数	定員	入所人数					入所率
			総数	3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児	
市立	3	215	213	53	58	45	57	99
私立	13	875	1052	371	214	221	246	120
計	16	1090	1265	424	272	266	303	116

資料: 子ども課(平成25年1月1日現在)

【教育・文化分野】

図表 児童・生徒数

単位: 人・学級

	児童数	学級数
安中小学校	662	25
原市小学校	805	29
磯部小学校	225	12
東横野小学校	161	6
碓東小学校	344	13
秋間小学校	140	7
後閑小学校	74	7
松井田小学校	112	7
臼井小学校	38	6
坂本小学校	9	3
西横野小学校	316	13
九十九小学校	68	7
細野小学校	80	6
計	3,034	141

	生徒数	学級数
安中第一中学校	622	20
安中第二中学校	569	19
松井田東中学校	129	6
松井田南中学校	182	7
松井田北中学校	47	3
計	1,549	55

資料: 学校教育課(平成25年1月1日現在)

図表 指定文化財件数

単位: 件

	指定種別	総数	有形文化財	無形文化財	民俗文化財・民俗芸能	史跡・名勝・天然記念物	主な文化財の名称 および所有(管理)者
指定	国指定文化財	5	2	0	1	2	碓氷峠鉄道施設 安中市 (安中市教育委員会)
	県指定文化財	22	13	0	0	9	旧碓氷社本社事務所 群馬 土地株式会社
	市指定文化財	75	38	2	0	35	築瀬二子塚古墳 安中市 (安中市教育委員会)
登録	登録有形文化財	4	4	0	0	0	日本基督教団安中教会礼拝 堂(新島襄記念会堂) 安中 教会

資料: 学習の森文化財係(平成25年1月1日現在)

図表 外国人住民数の推移

単位: 人

	平成19年	20年	21年	22年	23年
外国人住民数	394	412	418	394	398

資料: 市民課(各年4月1日現在)

【産業分野】

図表 総農家数・農業粗生産額の推移

単位: 戸・千万円

	平成7年	12年	17年	22年
総農家数	3,753	3,006	3,006	2,702
農業粗生産額	728	599	612	598

資料: 世界農林業センサス・農林業センサス／群馬県農林水産統計年報
／市町村民経済計算

【行財政分野】

図表 財政力指数等

単位: 千円・%

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
標準財政規模	13,990,489	14,960,787	14,736,191	14,707,035	14,445,751
財政力指数	0.804	0.895	0.907	0.854	0.762
実質収支比率	8.0	6.7	5.6	10.1	12.1
経常収支比率	91.2	104.2	100.6	89.8	86.8
経常一般財源比率	107.9	89.3	87.6	95.2	101.1
実質公債費比率	15.1	13.5	12.4	11.3	10.2

資料: 財政課

図表 財政状況の見通し

単位: 百万円

歳入	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地方税	11,456	9,488	9,590	10,008	10,522	9,770	9,700	9,700	9,700	9,700
地方譲与税	410	388	381	370	373	333	330	330	330	330
地方特例交付金	126	148	109	94	28	28	28	28	28	28
地方交付税	1,443	2,962	4,071	4,281	3,361	2,000	2,100	2,200	2,100	2,000
分担金・負担金	202	212	187	202	196	205	200	200	200	200
使用料・手数料	523	513	494	496	489	490	490	490	490	490
国庫支出金・県支出金	2,716	4,442	4,319	3,881	3,904	4,283	4,000	4,000	4,000	4,000
財政収入	1,118	877	838	804	768	871	950	950	1,200	1,200
繰入金	1,752	1,453	342	285	307	2,435	1,900	1,200	800	500
繰越金	687	667	661	538	701	235	179	144	117	121
諸収入	456	603	547	528	899	593	590	590	590	590
地方債	1,110	1,893	3,106	3,037	3,095	5,405	5,000	2,000	1,700	1,700
合計	21,999	23,646	24,645	24,524	24,643	26,648	25,467	21,832	21,255	20,859

単位: 百万円

歳出	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人件費	4,396	4,079	4,175	4,108	4,129	4,078	3,956	3,837	3,722	3,610
物件費	2,630	3,106	2,874	2,864	3,166	3,060	2,879	2,792	2,793	2,710
維持補修費	352	382	336	397	355	352	350	350	350	350
扶助費	3,328	3,416	4,251	4,568	4,793	4,855	4,952	5,051	5,152	5,255
補助費等	2,259	3,174	2,250	1,870	2,735	2,581	2,300	2,200	2,100	2,000
公債費	3,192	2,921	2,733	2,570	2,344	2,423	2,459	2,496	2,533	2,571
積立金	261	206	188	1,032	830	580	570	560	150	140
投資・出資・貸付金	214	211	187	158	114	112	112	112	112	112
繰出金	2,231	2,148	2,526	2,463	2,440	2,381	2,300	2,200	2,100	2,000
投資的経費	1,959	2,932	3,587	2,593	3,354	5,867	5,300	2,000	2,000	2,000
合計	20,822	22,575	23,107	22,623	24,260	26,289	25,178	21,598	21,012	20,748

資料: 財政課

4. 安中市総合計画後期基本計画策定の経過

年月日	内容等
平成23年10月28日	安中市総合計画策定会議要綱（施行；平成23年11月1日）
平成23年11月16日	第1回総合計画策定会議 兼 部会【庁内組織】 （総合計画（後期基本計画）の策定について説明、後期基本計画検討シート作成に係る説明）
平成23年12月21日 ～平成24年1月20日	総合計画（後期基本計画）策定に係る市民アンケート実施 （20歳以上の市民の方からの無作為抽出2,000人；回収816通）
平成24年2月27日	市長ヒアリング（重点的な取り組みの確認等）
平成24年3月12日 ～19日	市職員のアンケート調査実施 （市職員全員（産休・育休中などの職員、嘱託・臨時職員および公立碓氷病院副院長部局の職員を除く））
平成24年3月13日 ～15日	総合計画（後期基本計画）策定に係る庁内ヒアリング（都市整備課、商工観光課、健康課、子ども課、介護高齢課、福祉課、企画課、安全安心課、生涯学習課、文化センター）
平成24年5月23日	第2回総合計画策定会議 兼 部会【庁内組織】 （基礎調査・市民等意向調査の結果報告、後期基本計画の施策体系（案）の協議、計画書レイアウト（案）の協議、策定スケジュールについて）
平成24年6月29日	第1回総合計画審議会 （委員の委嘱、会長・副会長選出、総合計画（後期基本計画）に関する事項について諮問、総合計画（後期基本計画）の策定について説明、基礎調査・市民等意向調査の結果報告、後期基本計画の施策体系（案）の説明）
平成24年8月1日	安中市総合計画審議会議事運営規則の一部を改正する規則（施行；平成24年8月1日）
平成24年8月16日、 20日、21日	第3回総合計画策定会議部会（基本目標ごとの5部会） （後期基本計画の施策体系（案）の協議、総合計画後期基本計画（素案）の協議、指標の協議）
平成24年9月18日	第3回総合計画策定会議【庁内組織】 （総合計画後期基本計画（素案）の協議、指標の協議）

年月日	内容等
平成24年10月5日	第2回総合計画審議会 （総合計画後期基本計画（素案）の協議、指標の協議、計画の体系の協議）
平成24年10月30日 ～11月28日	総合計画（後期基本計画）策定のための意見募集（パブリックコメント） （総合計画後期基本計画（素案）についての市民意見募集）
平成24年12月27日	第4回総合計画策定会議【庁内組織】 （総合計画後期基本計画（素案）の審議会等修正事項について協議、パブリックコメントに対する回答の協議、指標等の協議）
平成25年1月10日	第5回総合計画策定会議【庁内組織】 （指標等について協議、総合計画（後期基本計画）総論（案）について協議）
平成25年1月18日	第3回総合計画審議会 （総合計画後期基本計画（素案）の協議、総合計画後期基本計画（素案）に係るパブリックコメントの反映等の協議、指標等の協議）
平成25年2月1日	第4回総合計画審議会 （総合計画後期基本計画（答申案）の調整・確認）
平成25年2月8日	安中市総合計画審議会答申
平成25年2月18日	庁議 （総合計画後期基本計画（案）の決定）
平成25年3月21日	市議会全員協議会（総合計画後期基本計画（案）の説明）
平成25年3月21日	総合計画（後期基本計画）の決定

5. 安中市総合計画審議会

(1) 安中市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 18 日

安中市条例第 17 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、安中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、安中市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関の代表

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず学識経験を有する者のうちから委嘱された委員を除く他の委員は、当該職を辞したときをもって委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

(2) 安中市総合計画審議会議事運営規則

平成 18 年 3 月 18 日

安中市規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安中市総合計画審議会条例（平成 18 年安中市条例第 17 号）第 8 条の規定に基づき安中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第 2 条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合を除くほか、招集期日の 3 日前までに議案、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(会議等)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

2 議長は、会議を開閉し、議事を主催し、及び議場の秩序を保持する。

(退席)

第 4 条 委員は、開会中事故のため退席しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(議事日程)

第 5 条 議長は、議案の審議順序等の議事日程を定めるものとする。

2 議長は、必要あると認めるときは、議事日程の順序を変更することができる。

(発言)

第 6 条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議事録)

第 7 条 会長は、次に掲げる議事録を作成し、保存するものとする。

(1) 審議会の開催年月日

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事の内容

(5) その他必要と認める事項

2 会長は、議事に先立ち議事録署名人 2 人を指名するものとする。

3 議事録は、閲覧又は市のホームページへの掲載その他会長が定める方法により、原則として公開する。

(会議の公開)

第 8 条 審議会の会議は、公開する。ただし、会議の内容を公にすることが適切でないと認められるときは、非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、会長が会議に諮って決定するものとする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

(3) 安中市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

NO	役職等	関係機関名	氏 名
1	会長	群馬大学社会情報学部准教授	小 竹 裕 人
2	副会長	安中市区長会会長	田 島 勲
3	委員	西部県民局長	折 茂 泉
4		安中市議会議長	奥 原 賢 一
5		安中市議会副議長	中 島 徳 造
6		安中市婦人団体連絡協議会会長	有 阪 寿 子
7		安中市都市計画審議会前委員	三 澤 利 男
8		安中市環境保健自治団体連合会会長	保 々 喜久治
9		安中市女性防火クラブ本部長	小 俣 浪 子
10		(公社)群馬県看護協会安中地区支部副支部長	須 賀 智恵子
11		安中市民生児童委員協議会理事	三 澤 美津子
12		安中市社会教育委員議長	森 田 房 枝
13		安中市体育協会会長	金 田 年 弘
14		安中市造形美術協会事務局長	大 木 和 久
15		安中市国際交流協会会長	山 縣 英 明
16		碓氷安中農業協同組合代表理事組合長	猿 谷 富 雄
17		安中市商工会会長	武 井 宏
18		安中市観光協会理事	羽毛田 孝 俊
19		連合群馬安中地域協議会副議長	斉 藤 啓 一
20		安中市男女共同参画推進委員会委員	大 塚 敬 子

(4) 諮問書および答申書

安 企 発 第 5 1 3 号

平成24年 6月29日

安中市総合計画審議会会長 様

安中市長 岡 田 義 弘

安中市総合計画(後期基本計画)について(諮問)

安中市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問事項

安中市総合計画(後期基本計画)に関する事項について、審議を求めます。

平成25年 2月 8日

安中市長 岡 田 義 弘 様

安中市総合計画審議会
会 長 小 竹 裕 人

安中市総合計画(後期基本計画)(案)について(答申)

平成24年6月29日付け安企発第513号で諮問のありました安中市総合計画(後期基本計画)については、本審議会の審議の結果、別添のとおり作成しましたので、ここに答申いたします。

なお、本計画は市民の意向が反映されたものであり、その推進にあたっては積極的な市民参加を求めるとともに、財政事情を配慮しながら、計画の実施に最大の努力をお願いいたします。

6. 安中市総合計画策定会議

(1) 安中市総合計画策定会議要綱

(設置)

第1条 安中市総合計画（以下「総合計画」という。）の円滑な策定を図るため、安中市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合計画の策定及び総合調整に関する事項

(2) その他総合計画に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部長を、副委員長は財務部長をもって充てる。

3 委員は、部長（安中市職員の職の設置に関する規則（平成18年安中市規則第24号）第3条に規定する部長をいう。ただし、総務部長及び財務部長を除く。）をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めること、又は策定会議の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(部会等)

第6条 所掌事務の専門的事項について調整等を行うため、策定会議に部会を置く。

2 部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めること、又は部会の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 資料の収集、調査及び研究を行うため、部会の下に作業班を置くことができる。

(事務局)

第7条 策定会議及び部会の事務局は、総務部企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

部 会

部会名	部会長	副部会長	部会員
都市基盤・ 生活環境部会	建設部長	市民部長	上下水道部長、環境推進課長、安全安心課長、クリーンセンター所長、農林課長、土木課長、都市整備課長、建築住宅課長、上水道事務課長、上水道工務課長、浄水課長、下水道課長、産業建設課長、農業委員会事務局長
健康福祉部会	保健福祉部長	事務部長	国保年金課長、福祉課長、子ども課長、健康づくり課長、介護高齢課長、保健福祉課長、（病）総務課長、医事課長
教育文化部会	教育部長	保健福祉部長	福祉課長、子ども課長、保健福祉課長、（教）総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、学習の森所長、体育課長、文化センター所長
産業経済部会	産業部長	松井田支所長	農林課長、商工観光課長、産業建設課長、農業委員会事務局長、地域振興課長
行財政・ 市民協働部会	総務部長	財務部長	議会事務局長、秘書課長、企画課長、法制課長、財政課長、税務課長、収納課長、契約検査課長、市民課長、地域振興課長、住民課長、会計課長、議会事務局次長、監査委員事務局長

※（病）は公立碓氷病院・（教）は教育委員会事務局

7. 用語解説

(注) 本文中で「※」を付けた用語の解説

あ行	
ICT	情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味だが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしている点が特徴。「IT」に替わる表現として日本でも定着しつつある。
アイドリングストップ	自動車が走っていない時（停車時）にエンジンを止めて、無駄に燃料を消費しないこと。
アウトソーシング	これまで地方公共団体が企画・立案から実施まで、すべて職員により行ってきた仕事のやり方を改め、民間事業者などの外部の知見や能力を活用する方法。外部委託、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、市場化テスト（公共サービス改革法）などさまざまな手法がある。
インターネット	全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピューターネットワーク。このシステムを使って、情報・通信機器などの画面で文書をやり取りする電子メールや映像・音声による情報の受発信などができる。
AED	自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator の略）のことで、心臓のリズムを解析し、必要な時は電気ショックを与える救命装置で、突然死の防止に効果がある。
NPO	民間非営利組織（Non-Profit Organization の略）のことで、営利を目的とせず、医療、福祉、環境保護、災害復興、地域づくりなどさまざまな分野で公益的な活動をしている。
か行	
介護相談員	介護サービスの利用者と事業者の橋渡し役を担う。施設・事業所を訪れ、介護サービスの相談・要望などを聞き、その内容を事業者に伝えるなど、身近な相談相手として解決方法を一緒に考える活動をする。
介護保険制度	高齢者介護を社会的に支える仕組みとして創設された制度。給付と負担の関係が分かりやすい社会保険の仕組みとしていることと、利用者の選択を基本とする契約に基づき、高齢者介護に必要な福祉・医療のサービスを総合的、一体的に提供する利用者本位の仕組みとしていることが特徴である。
合併処理浄化槽	台所、風呂などから排出される生活雑排水とし尿を合わせて処理できる浄化槽のことで、従来のし尿の単独浄化槽に比べてはるかに水質浄化の効果が高い。

管渠	開渠と暗渠の総称。開渠（かいきょ）とは、地上部に造られ、ふたなどされていない状態の水路を指し、農業用水路や排水路などがある。暗渠（あんきょ）とは、地中に埋設された河川や水路のことで、下水道では、原則として暗渠とする。
環境基本条例	環境保全に関する総合的な取り組みを進めるため、環境基本法（平成 5 年制定）の理念に沿い、地方公共団体の環境保全策に関する最も基本的な事項を定めた条例のこと。主な内容は、環境行政の基本理念、方針、施策、環境基本法の策定、住民参加などが規定されることが多い。
救急医療体制	救急医療は一次から三次の三段階で体制が整えられている。一次救急医療は、休日夜間急病診療所、在宅当番医制など地域の急病患者に対する初期体制を指す。二次救急医療は、病院群輪番制などの初期診療による後方支援体制のこと。三次救急医療は一次、二次救急医療機関との連携の下に、生命危機を伴う重病患者に対して高度で専門的な医療を行う救命救急センターによる医療体制をいう。
協働	市民・行政・企業など複数の主体が、それぞれ役割と責任を担い、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みを行うこと。
グループホーム	知的障害者や認知症の高齢者などが、地域の一般住宅などにおいて数名のグループで協同生活を営む場で、介護スタッフによって食事や健康管理などの日常生活援助が行われる。
高規格救急車	人工呼吸器などの医療機器や自動車電話・FAXなどを搭載しており、救急救命士が病院にいる医師の指示の下に、救急現場や搬送途上において、特定の救命行為を行うことができる救急車。
高速大容量通信	快適なインターネット利用環境を実現する、常時接続可能な高速インターネット接続のこと。ブロードバンドとも呼ばれ、一般のアナログ電話回線や ISDN を使ったナローバンドでは難しかった、大容量の音楽や映像ファイルのダウンロードなどを容易に行うことができる。
交通指導員	児童の登下校、園児の通園時の保護・誘導、広報活動や交通安全教育など、交通安全指導の役割を担う人。「安中市交通指導員条例」により設置している。
国民保護計画	武力攻撃事態対処法を補完する国民保護法（平成 16 年成立）に基づくもの。武力攻撃や大規模なテロが発生した場合に、国の方針に基づき、国、都道府県、市町村などが連携協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておく計画。
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、育児情報の提供や、子育て相談、施設開放、育児講座の実施、子育てサークルの支援などを行う施設。

コミュニティビジネス	地域住民が地域の問題を自発的に地域にある技術や知識を用いて、ビジネスの手法で解決していくこと。
コミュニティ活動	住民がコミュニティの抱える問題を解決し、豊かでうるおいのある地域環境をつくっていかこうとするさまざまな共同活動のこと。
さ行	
3R	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。Reduce（リデュース、廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再資源化）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方。
GIS	Geographic Information System の略。地図上にさまざまな情報を重ね合わせて表示したり、解析するシステムのこと。解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。
自主防災組織	地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織。一般に、自治会・町内会単位で組織される。
市政モニター制度	市民の声を市政に反映させることを目的とする制度。
指定管理者制度	公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、地方自治法の改正により導入された。
社会保障制度	国民が傷病、高齢、失業などにより所得が減少するなど、生活が脅かされた場合に、国が主体となって国民に健やかで安心できる生活を保障するしくみ。社会保険、公的扶助、社会福祉などが含まれる。
商業・業務地	商業施設が主体となる地域、オフィス機能や研究開発機能など業務施設が主体となる地域のこと。
消費生活専門相談員	国・地方公共団体などが行う消費者の消費生活相談（商品やサービスなどの購入・契約から発生する苦情や相談ごと）の処理に携わる相談員のこと。平成３年度から資格認定されるようになった。
情報公開制度	公正で民主的な行政を確保するため、行政機関が保有する情報を外部に開示する制度。
水源涵養機能	森林の持つ公益的機能のことで３つの機能がある。「洪水緩和機能」と「渇水緩和機能」とは、森林が水の流出量を調整することにより、洪水や渇水を防止・緩和すること。「水質浄化機能」とは、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を一定に調整し、良質化・安定化することを指す。
ストックマネジメント	既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒など個人の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気の総称で、がんや糖尿病などがある。かつては成人病と呼ばれていた。
セクシュアル・ハラスメント	男女の差別を背景として職場や学校で起きる性的いやがらせを指す。
た行	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会のこと。
地域包括支援センター	地域ケアの中核拠点として市町村が設ける機関。高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応・支援、介護予防事業のマネジメントを行うなど、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践する。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、ある一定の地域の災害予防、災害応急対策および事前対策、災害復旧に関する対策をまとめたもの。防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより被害の軽減に努める。
地球温暖化	化石燃料の燃焼、焼き畑耕作による二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスの放出、森林破壊、砂漠化などにより、地球表面の気温が上昇すること。異常高温、豪雨や干ばつ、海面上昇など、自然や生活環境にさまざまな影響を与えることが指摘されている。
超高齢社会	65 歳以上の高齢者の占める割合が総人口の 21%を超えた社会。なお、65 歳以上の高齢者の占める割合が総人口の 7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。
電子自治体	住民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を目的として、インターネットなどの ICT を活用して地方公共団体の行政運営を図ること。
道路里親制度	一定区間の道路を里子にみたてて里親を募り、里親となった住民や事業者などの自発的なボランティアが、道路管理者や地元市町村と協力し、道路の散乱ゴミの収集・清掃・草刈りなどの美化活動を行う制度。
都市経営	持続可能な地域社会づくりに向け、時代や環境の変化に適応しながら、地域資源を有効かつ適切に組み合わせ、効率的・効果的に施策・事業を実施し、地域の課題解決に当たること。
都市計画区域	都市計画法（第5条）に基づく、人口、土地利用、交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備し、開発および保全する必要があると指定した区域のこと。

都市計画マスタープラン	都市計画法（第 18 条の 2）に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村の最上位計画である総合計画と、都道府県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則して定めるものとされている。
ドメスティック・バイオレンス	略称 DV という。夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指し、男性から女性への暴力が多い。身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力などがある。
な行	
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。その計画達成に向けて、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。
ノーマライゼーション	障害のある人も障害のない人もともに、あるがままの姿で社会の一員として平等の権利を享受できるようにするという考え方。
は行	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物などがあり、主に飼肥料としての利用のほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
8020 運動	80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とする運動。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を事前に公表して、市民の幅広い意見や考えを施策に反映させる市民参加の方法のこと。
バリアフリー	障害者や高齢者の生活において障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。建物のなかの段差など、障壁をなくすという意味のほか、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害を取り除くという意味でも使われる。
病院群輪番制	重症救急患者に対応するために、地域内の病院群が休日・夜間などに輪番制方式により入院治療を実施する体制のこと。
ファイリングシステム	書類の有効活用を図るため、一定の約束に基づく分類・整理を行って保管・保存し、最終的に廃棄するまでの一連の管理制度のこと。
ほ場	田畑や樹園地など作物を栽培する農地のこと。
ボランティア	個人が自発的に、しかも基本的には無償で行う社会奉仕活動と、それに携わる人を指す。自発性・無償制・公共性・先駆性などが共通の特徴とされるが、最近では、非営利的有償サービスへの参加も含まれるようになっている。

ま行	
メタボリックシンドローム	別称は内臓脂肪症候群。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上を併せもった状態のこと。この状態は動脈硬化を急速に進行させるため、予防が必要と考えられている。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらずだれもが平等・公平に利用できるようにデザインすること。
用途地域	都市の計画的な土地利用を実現するため、住宅地、商業地、工業地の用途別に定めた地域の総称。12 種類の用途があり、用途地域が指定されると、目的に応じて建物の種類などを定めることができる。
幼保一体化	幼稚園と保育所の施設や運営を一体化することで、質の高い教育・保育の総合的な提供、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、地域の実状に即した保育環境づくりなどを目指し、進められている。
ら行	
ライフスタイル	生活様式を指す。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含んで用いられる。
ライフライン	電力、ガスなどのエネルギー供給路、水利用のための上下水道、電話などの通信線などのように、人間の血管や神経のように都市に張り巡らされたインフラ網。
リサイクル	資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。ものをそのまま再使用するリユースではなく、原料のレベルにまで戻して使えるものを再利用すること。
わ行	
ワンストップサービス	1 つの窓口で、複数の窓口に関連する行政サービスを受けることができる機能のこと。

安中市総合計画（後期基本計画）

平成 2 5 年 3 月発行

発 行 安中市

編 集 総務部企画課

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目 23 番 13 号

TEL (027) 382-1111 FAX (027) 381-0503

URL <http://www.city.annaka.gunma.jp>